
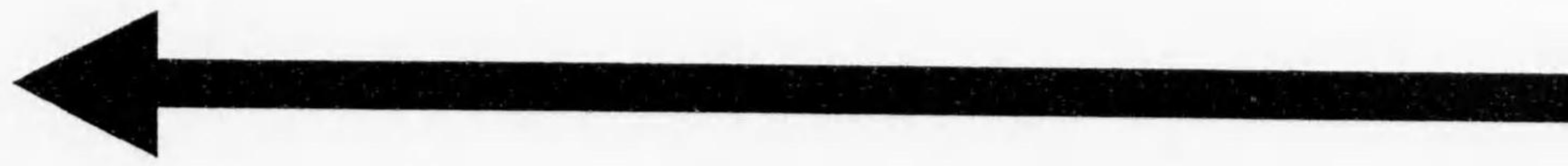


081.5
Y.86a

081.5-Y86a7

1200500724766



始



081.5
Y 86a



吉田松陰全集

第五卷



747
184

吉田松陰全集

第五卷目次

幽窓隨筆	一
戊午幽室文稿	八一
急務四條	三七九
西洋步兵論	四〇三
意見書類	四一三
解題	一

幽窓隨筆

幽窓隨筆目次

後漢書を讀む 安政三年八月九日起筆 十月二十一日夜擱筆……………五
唐書を讀む 十月二十四日起筆 安政四年正月二日了……………一二
左傳を讀む 十月晦日……………一九
名臣言行錄を讀む 十月二十七日……………二四
三國志を讀む 安政四年四月十三夜起筆……………二六
吉齋漫錄を讀む 二月二十八日筆記……………四四
朱竹垞文粹を讀む 三月十三日起筆……………四六
讀詩餘錄 五月十八日起筆……………四七
八家文隨讀隨錄 月日不明……………五四
幽窓隨錄 八月朔起筆……………五七
幽室日抄 安政五年二月七夜……………七二

*この一文は原本標題紙の餘白に書附けてあり、山田治心氣齋宛の口上書なり

此の一冊は誠に反古同様、笑ふべきの至りに御座候へども、自ら記憶の一助に仕り置き候。中々人に示すべきに之れなく候。特に粗心の人へ示し候はば笑ふのみならず、中には其の意に通ぜざることもあるべく候。
先生讀書御精密の御事に付き、妄りに電覽を乞ひ申し候間、小生讀書の用意當否御叱教希ひ奉り候事。矩方百拜。

三夜

治心氣齋先生 玉案右

幽窓隨筆

丙辰の歳八月九日起筆。時に後漢書を讀む。

○高祖は家人の生産作業を事とせず、而して其の兄仲、能く産業を爲す。光武は性、稼穡に勤め、而して兄伯升、俠を好み士を養ふ。人固より量り易からず、四人に觀て見るべし。

○光武の兵を起すや、初め牛に騎る。新野の尉を殺して乃ち馬を得、昆陽の諸地を徇へて、多く牛馬財物穀斛を得。英雄の事を起すや、貧弱を患へざること斯くの如し。

○古より百萬の兵を用ひて、未だ敗れざる者あらざるなり。曹操の八十萬赤壁に敗れ、苻堅の九十七萬淝水に敗れ、隋煬の百十餘萬高麗に敗る。金主完顔亮の宋を伐つや、衆六十萬を百萬と號す。而るに身弑せられ軍潰ゆ。王尋・王邑も亦兵百萬を將ゆ、宜

なるかな其の敗や。獨り王翦の楚を滅ぼせしときは、則ち六十萬人を用ひたり。

幽窓隨筆

五

(一) 百二十卷、後漢歴代の紀傳體の歴史書。本紀十卷、列傳八十卷は南宋の范曄の撰。志三十卷は晉の司馬彪の撰。
(二) 前漢の高祖劉邦。
(三) 後漢の始祖劉秀。光武帝と稱す。
(四) 郡名。
(五) 魏の主劉備、孫權の聯合軍と赤壁に戦ひて敗る。
(六) 前秦の主、苻堅の將謝石、謝玄の八萬の兵と淝水に戦ひ大敗す。
(七) 隋の煬帝。その七年高麗征伐の軍を起し翌年七月敗れて還る。
(八) 完顔は金帝の氏にして元來部落の名。亮は第四

代の金主
(九) 共に王莽の黨臣。昆陽に光武帝を攻めて大敗す
(一〇) 秦の始皇帝の功臣。その二十三、四年大いに楚軍を敗る

(一) 王尋・王邑の二將
(二) 前出、前漢の高祖劉邦

(三) 明の學者。宋元通鑑六十四卷を撰す

(四) 明の太祖、明を建つる前に吳を建つ

○昆陽の戰、光武、城を出でて兵を收む。尋・邑、城を圍むこと數里なり。漢軍、中外の勢を合す、是れ其の勝著なり。光武又親ら前みて敵を衝き、諸部之れに従ふ、戰勢更に險し。

○漢の元年正月、沛公漢王となる。漢初は秦制に沿ひ、十月を歲首と爲す、則ち正月は正に其の第四月なり、而れども前四月を通じて元年に係く。光武は六月を以て皇帝の位に即く、而して前五月を通じて建武元年に係く。皆古の國君年を踰えて改元するものと同じからず。王宗沐の宋通鑑は、開寶九年を改めて太平興國元年と稱し、以て太宗の始と爲す。又唐の高祖大業十二年の四月に即位するを引き、通鑑に武徳元年と稱するは之れを得たりと爲す。大業十二年は丙子なり。武徳元年は戊寅なり。宗沐の論、須らく重査すべし。皆兩漢の例に合す。余按ずるに、明の太祖は元の至正二十六年、明年を以て吳の元年と爲す。其の後並此の制に依り、あらかし預め明年の元を改めしは、誠に立制の宜しきを得たり。吳の孫權の嘉禾元年は、前年十二月丁卯に明年の元を改む。再び按ずるに、年を踰えて改元すと云ふは、代を易ふるの際を謂ふに非ず、乃ち父子繼續するもの是れなり。父子繼續は、兩漢も並びに踰年を以て改元す。

(五) 明帝・章帝
(六) 車の副馬
(七) 秦の始皇帝・前漢の孝武帝
(八) 生前に建つる墓陵
(九) 後漢書の撰者、字は蔚宗
(一〇) 汪琬、清の長洲の人。鈍翁又は蕘翁と號す。魏叔子・侯方域と並び稱せられし學者。擬明史列傳の他詩文集あり
(一一) 後漢第八代孝順帝
(一二) 唐の玄宗の年號。廣徳は玄宗より二代目の代宗の年號
(一三) 光武帝は漢中興の祖と稱せらるるを以て光武の時代をさす

○後漢の明・章は數、巡狩す、而れども未だ嘗て民間を擾さず。余頗る之れを異とせり。章帝の詔を觀るに及び、言へるあり、「春に方りて過ぐる所、伐殺する所あるを得ることなかれ。車以て引避くべきは、之れを引避けよ、駢馬輟解すべきは、之れを輟解せよ」と。噫、何ぞ其の古朴簡易なるや。是れ始皇・孝武の及ぶ所に非ざるなり。○光武・明帝、皆其の生時に及んで、預め壽陵を作る、臣子の爲めに慮ること遠し。而して古人は死を以て諱と爲さざること、亦見るべきなり。
○後漢書已に「論」あり、又「贊」あり、亦贅ならずや。唐の司馬貞、史記述贊を作る。余常に其の味なきを笑ふ、蓋し范曄に倣へるのみ。范曄の論贊の事、前人已に之れを言へり。汪鈍翁の擬明史の敘も攷ふべし。
○光武の中元二年は戸四百二十七萬餘にして、孝順に至りては則ち九百六十九萬餘。隋の大業八年は八百九十萬にして、唐の永徽三年には則ち三百八十萬。天寶十三載は九百六萬餘にして、廣徳二年には則ち二百九十餘萬。天下の治亂、生民の消息、大略斯くの如し。治民の責に任ずる者、其れ懼れざるべけんや。
○郡國の鹽官・鐵官は本と司農に屬し、中興は皆郡に屬す。維陽の市長、滎陽の敖倉

(一) 均輸法、前漢武帝時代制定の財政策
 (二) 後漢書卷四十二、王劉張李彭盧列傳參照。字は伯通、光武に歸し建忠侯に封ぜらる。後に反きて殺さる
 (三) 字は叔元。當時幽州の牧。州中の穀を徵發して私利を營み彭寵と郤を生ず。後に死を賜ふ。卷六十三に傳あり
 (四) 後漢南陽宛の人。光武を佐け蜀を伐ち公孫述と八戰して八たび克つ。又北の方匈奴を伐ちて功あり。傳は卷四十八にあり
 (五) 隗囂の人。梁の孝王

官は中興皆河南の尹に屬す。餘の均輸等は皆省く、而して務めて節約に従ひ、官を并せ職を省き、費、億計を減ず。光武の政を爲すこと斯くの如し。孝靈(帝)に至りては私藏を蓄ふ、噫、何ぞ言ふに足らん。
 ○彭寵傳に、朱浮曰く、「前に吳漢北のかたに兵を發する時、大王祖寵に遺るに服する所の劍を以てし、又倚みて以て北道主人と爲す。寵謂へらく、至れば當に閣に迎へ手を握り歡を交へて並び坐すべしと。今既に然らず、失望する所以なり」と。劉永傳に、龐萌反す、帝之れを聞いて大いに怒り、乃ち自ら將として萌を討つ、諸將に書を與へて曰く、「吾れ常に以へらく龐萌は社稷の臣と、將軍其の言を笑ふなきことを得んや」と。此の二事に觀て、人情見るべきなり。

○光武の長兄伯升は剛毅慷慨、身を傾け産を破り、天下の雄俊と交結して、終に更始の害する所となる。余初め疑ひて以て浮躁露淺と爲せしが、今細かに其の傳齊武王を讀み、大いに前見の耳食たりしを悔ゆ。伯升をして天子と爲し、光武をして之れを輔けしめば、中興の烈、必ず四夷に及びしならん。惜しいかな。

○後漢の諸王侯を觀るに、善行美德なる者多く、絶えて桀驁淫僻なる者少なし、前漢

八世の孫、後光武に亡ぼさる。劉永・龐萌の傳共に卷四十二參照
 (六) 劉縯の字
 (七) 漢の一族、劉玄、字は聖公。後漢の初め諸將に推されて皇帝となり、更始將軍と號す。後に洛陽に遷都し、赤眉に攻められて降り殺さる
 (八) 馬援の兄の子、字は威卿。諸賢と交り知名當時に高し。その子馬續は將軍となり馬融は大學者となりて共に名あり
 (九) 光武帝の權臣竇融の曾孫、竇太后(章帝の后)の兄弟、憲・篤、景を三公と稱

と懸別す。是れ制度の然らしむと雖も、抑、文教の化なり。蔚宗曰く、明帝、諸子を封するや、租、歲に二千萬に過ぎず。馬后、言を爲せしも、而も得られず。賢なるかな。豈に徒だ儉約のみならんや。故に東京の諸侯、禍敗に至る者あること鮮しと。

○馬嚴既に竇氏の忌む所となる。肅宗崩じ竇太后朝に臨むに及び、嚴乃ち退居して自ら守り、厥の子孫を訓ふ。卒年八十二。乃ち續・融の子あり、亦志士と謂ふべし。

○耿恭、疏勒を發する時、尙ほ二十六人あり、路に隨つて死歿し、三月玉門に至るや、唯だ十三人を餘す云々と。讀み去りて、盛暑に膚栗す。鄭衆、以て節、蘇武に過ぐと爲す、誠なるかな其の之れを言へるや。蔚宗、弁を論ずるには淮陰を引き、而して恭を論ずるには則ち蘇武を引く、皆傳中敘する所より來る、並びに的當と爲す。而して恭を論ずること最も味あり。

○漢土古今數十代、功成り業遂げ、最も名義の正を得たるもの、後漢と朱明とを然りと爲す。劉秀(一五)・朱元璋、偶々其の時に生る、何ぞ其の多幸なるや。

○後漢の初め、竇融(一六)・馬援(一七)の如き、籌略を抱き、順逆を詳かにす。吾れ深く其の人を敬慕す、眞に所謂百世の師なり。

し大いに權を專らにす

(一〇) 後漢の武將、字は伯宗、慷慨にして大略多し、匈奴を攻め、疏勒城に據る、重圍に陥り、糧を食するの困苦に堪へて遂に救はる

(一一) 字は仲師、後漢の學者

(一二) 前漢の名臣、匈奴に使して、拘囚十九年、節を守りて屈せず

(一三) 耿弇、光武帝を輔けし大將軍

(一四) 前漢高祖の名臣、淮陰侯韓信

(一五) 光武帝の名、朱元璋は明の太祖

(一六) 平陵の人、累世河西に仕官し、更始の時河西

に據る。後光武に歸し大いに親厚せられしも常に舊臣に非ざるを以て自ら卑恭す

(一七) 茂陵の人、字は文淵、初め隗囂に依り後光武に歸す、囂の叛くや、帝の前に米を聚めて以て形勢を指畫しこれを破る、數戰功あり、伏波將軍と號す

(一八) 成紀の人、字は李孟、初め更始將軍劉玄に附き、次に光武に屬せしも、後又公孫述に附く

馬援等名臣の勸告を入れず遂に光武に滅ぼさる

(一九) 漢室

(二〇) 字は君山、相の人

○馬援・鄭興諸人の隗囂(二)に於ける、其の義盡せり。今藩幹の臣、此の正義なかるべからず。況や我が皇朝は固より劉氏(三)の比に非ず、藩幹君臣の義、亦援・興の囂に於けるの比に非ず。然らば則ち吾が輩の義に於ける、更に盡さざるべからざるなり。

○桓譚・鄭興、皆識(四)を悦ばず、然れども遂に光武の惑を解く能はず。異學の人を惑はすや、豪傑と雖も免かれず、而して惑の解き易からざる、ここに於てか見ゆ。

○桓榮(五)の顯宗に於けるや、書生の榮極まる。然れども余は未だ以て善く道を行ふ者と爲さず、儒となりて彼れの如きは、余の願ふ所に非ざるなり。蔚宗以て人之れを誹ると爲すは、當れり。

○東海恭王疆は三代以下希觀(七)の君子なり。其の禮讓に至りては、宜しく太伯・伯夷と比して愧づることなかるべし。論に已に曰ひて吳太伯と爲す、亦可ならずや。

○竇憲(八)の弟夏陽侯瓌(九)に、吾が平内府重盛の事を聞かしめば、必ず泣かん。

○孝靈、蔡邕等に詔して、五經の文字を正し、石に刻して大學門外に立てしむ。久しからずして漢亡ぶ。然れども其の後代を益することは則ちあり、秦皇の長城を築くと、文武異なりと雖も、事相似たるあり。君子之れを悲しむ。

○史(一〇)に稱す、「周澤、性威儀を簡忽にし、頗る宰相の望を失す」と。是の種の俗論亦已に久し。然らば則ち晏平仲(一一)ありと雖も、後世以て相と爲さざらん。

○後漢以來、儒林・文苑、分ちて之れが傳を立つ。

○嚴子陵、足を帝の腹に加ふ、其の意蓋し王生(一二)、張延尉をして鞮(一三)を結ばしむると同じ。子陵最も能く光武を益し、而して之れを重んず。其の札侯君房を殺すに至りては、又王生の及ばざる所なり。

○劉虞(一四)は大義赫々として、世の師法たり。但だ其の公孫瓚を討ちしは、敵國相征の道、罪たること大なり、遂に是れを以て覆滅せらる。惜しいかな。蔚宗の論盡せり。同じ時に又皇甫嵩・朱雋(一五)あり、其の義最も昭かなり。

○建武の初め、單于比權(一六)、盧芳(一七)を立て、入りて九原に居らしむ。女眞の劉豫を立て、蓋し斯の故智を祖げるならん。

○董卓(一八)入朝するや、陳留王、語禍亂の事に及ぶ。卓以て賢と爲して之れを立つ、是れ

を獻帝と爲す。獻帝の長安の飢民を賑恤せるは、人君の心ありと謂ふべし。然らば則ち卓の擁立する、深く非とすべからず。而して獻帝も亦亡國の令主にして、明の莊烈(帝)と比して之れを論ぜば、共に悲しむに足るなり。十月二十一夜開筆

丙辰十月念四日起筆 (唐書を讀む)

○漢の翟義・唐の徐敬業、志士深く之れを哀れむ。吾が藤原實繼の如き、蓋し二子に倣へる者ならん。

(一) 翟義、漢の翟(てい)義(ぎ)なり。唐の徐(じょ)敬(けい)業(げつ)なり。藤原實繼(ふじのらのみつつぐ)は、藤原氏の一族に属する。蓋(おほ)し二子に倣(なら)む。二子、即ち孝(こう)宗(そう)と宣(せん)宗(そう)なり。

○玄宗の三十子、名皆玉にしたが。内十五王、初め水にしたが、後悉く玉に改む。一王、名は一なり。肅宗の十四子、人にしたが。代宗の二十子、走したがにしたが。德宗の十一子、言にしたが。順宗の二十七子、糸したがにしたが。十一王初め水にしたが、後改む。憲宗の二十子、心にしたが。五王初め水にしたが、後改む。武宗の五子、山したがにしたが。宣宗の十一子、水にしたが。懿宗の八子、人にしたが。昭宗の十七子、示したがにしたが。其の他の諸孫、亦多くしたが。所を定む。

○玄宗、其の兄意に追諡して讓皇帝と爲し、其の他の兄弟にも、太子を贈る者あり。

皇太子を贈る者あり。高宗、太子に諡して孝敬(こうけい)太子と爲す。代宗亦其の倅たんに諡して承天皇帝と爲し、召せうを恭懿太子と爲す。

○大平(高宗の女。則天)・安樂(中宗の女)の驕縱跋扈は、其の傳を讀む者切齒に堪へず。何如ぞ當時の文人詞客面諛溢美して、曾て愧恥きぢなきや。獨り袁從一の事を觀て、之れが爲め敬服す。安樂と長寧・定安との三家の厮臺、民の子女を掠めて奴婢と爲す。左臺(三)の侍御史袁從一、縛して獄に送る。主入りて訴ふ。帝爲めに手詔して免ゆるさんことを諭す。從

一曰く、「陛下主の訴を納れ、奴驕(四)を縱(ゆる)して平民を掠めしめば、何を以て天下を治めん。臣、奴を放たば則ち禍を免かれ、奴を劾せば則ち罪を主に得るを知る、然れども陛下の法を屈して自ら生を偷むに忍びざるなり」と。

○馬周(五)の才は賈生(六)に過ぎ、太宗の之れを用ひしは、更に文帝に過ぐ。噫、盛なるかな。

○魏徵傳の贊に曰く、「徵の諫、數十餘萬言を累ぬる如き、君子小人に至るまで未だ嘗て反復帝の爲めに之れを言はずんばあらず」と。此の言之れを蔽ふ。徵曰く、「君

(一〇) 後漢書をさす。景公の相晏嬰、一狐裘を三十年用ひ簡易節儉を以て聞ゆ。字は子陵。光武と同學の友。世に隠れて自ら樂しみが、光武探し求めて又共に道を論ずること舊の如し。因りて共に慨臥し足を以て帝腹に加ふ。敢へて官に就かず遂に退居して身を終ふ。後漢清節の士これより起る。

(一一) 黄老の言を善くせる處士。張廷尉は漢の張釋

之。王生嘗て
延中にて張に
輪を結ばしむ。
史記張釋之傳
唐列傳に見ゆ
伯安。幽州の
牧となり善政
を布く。張角
の亂を避け歸
する者百萬口
といふ。公孫
瓊に斬らる。
(一五) 字は
君期。王莽の
亂に天下漢の
德を追慕する
や、自ら西平
王と稱し、匈
奴に迎へられ
て漢帝と稱す
(一六) 本卷
一五五頁頭註
參照
(一) 本卷一
七〇頁頭註參
照
(二) 惠美押
勝を討ちし良
繼の誤りか
(三) 左臺は
百司を知し軍
旅を監する役

の明なる所以は、兼聽なり。暗なる所以は、偏信なり」と。又曰く、「人民の上書激切ならずんば、人主の意を起す能はず、(而して) 激切は即ち訕謗に近し」と。亦復た要言なり。

○唐初は政治維れ新たに、賢材彙進し、實に前後に光く。然れども其の人大抵周に事へ、隋を歴、竇に負き王を去り、其の臣節皆缺けたり。ここを以て往々人主の嘲侮する所となる。蘇世長の如きは強辯して屈せず、張玄素の如きは羞汗にして勝へず。今其の史を讀むに、醜穢紙に溢れ、人をして反つて之れを恥ぢしむ。噫、是くの如きも、支那人夸詡張大して、以て盛時と爲す。悲しいかな。

○蕭瑀、中狹にして、房・杜の君に得られたるを望み、罅に乗じて切りに詆る。太宗怒り、家に廢せしも、俄かに拜して特に太子少師に進め、復た左僕射と爲す。前此の已にして燕見する毎に輒ち言へらく、「玄齡の輩朋黨して權を盜む、特だ未だ反せざるのみ」と。帝、瑀の爲めに曉解す。噫、是れ以て英雄駕馭の妙を觀るべし。又長孫無忌の權太だ盛なりと言ふ者あり、太宗、表を持して無忌に示して曰く、「我れと公

所。侍御史は
官名
(四) 驍は車
馬を司る役人
即ち袁從一の
縛せし三家の
斷臺をいふ
(五) 字は賓
王、清河荏平
の人。學を嗜
み詩・春秋を
善くす。太宗
百官に詔し政
治の得失を言
はしむ。周二
十餘事を上疏
して擢せられ
中書侍郎に至
る。唐書卷七
十四列傳參照
(六) 前漢の
文人、賈誼。
文帝に仕ふ。
(七) 隋末の
姦雄竇憲德と
王世充
(八) 房玄齡
と杜如晦。蕭
瑀と共に何れ
も太宗の名臣
(九) 太宗の
名臣、時に起
居郎たり。起

と、君臣の間少しの疑なし、各々をして聞く所を懐きて言はざらしめば、斯れ則ち蔽はる」と。因つて普く羣臣に示して曰く、「朕の幼きや、無忌我れに於て大功あり、之れを視ること猶ほ子のごとし。疏、親を間し、新、舊を間す、之れを不順と謂ふ。朕は取るなけん」と。亦妙なり。

○褚遂良、起居の事に知たり。太宗曰く、「人君之れを觀ることを得るか」。對へて曰く、「今の起居は古の左右の史なり。善惡必ず記し、人主を戒めて非法を爲さざらむ。未だ天子の自ら史を觀るを聞かざるなり」。帝曰く、「朕に不善あらば、卿必ず記するか」。對へて曰く、「道を守るは官を守るに如かず、臣職として筆を載す、君の舉は必ず書す」と。劉洎曰く、「遂良をして記せざらしむるも、天下の人亦之れを記せん」と。杜正倫、起居注に知たり。太宗嘗て曰く、「朕、朝に坐して敢へて多言せず、必ず民に利あるを待ちて、乃ちこれを口に出す」。正倫曰く、「臣は左史を職とす、陛下一言失すれば、止に百姓を損するのみに非ず、且つ之れを書に筆して千載德を累はす」と。文宗の時、魏謩、起居舍人たり。帝、起居注を索む、謩奏すらく、「古は左

周とは天子の動作法度を録する國史の官(四) 魏徵五世の孫。字は申之

(一) 春秋魯の人、勇力を以て莊公に仕ふ。史記には曹沫に作る(二) 崔杼は齊の宰相。己れのことを直書せし齊の太史を殺し、又その弟をも殺し、三度目に至りて尙ほ太史の弟直書せしを遂に許す。史記齊太公世家參照(三) 孝經、孝治章第八に出づ(四) 論語爲政第二に出づ(五) 唐の學者、幼より孝を以て聞ゆ

右史を置き、得失を書して以て鑒戒を存す。陛下の爲す所善ならば、書せざるを畏ることなく、不善ならば天下の人亦以て之れを記すあり」と。帝曰く、「然らず、我れ既に嘗て之れを觀たり」。睿曰く、「向に取觀せしは史氏職を失するが爲めなり。陛下下一たび見れば則ち後來書する所必ず善惡を諱屈して實ならざるあり、以て史と爲すべからず、且つ後代何ぞ信ぜんや」と。三臣の言、曹劌の再出と謂ふべし、吾れ之れが爲めに低回すること良に久し。左、莊(公)二十三年、曹劌曰く、「君の擧は必ず書す、書して法とせずんば、后嗣何をか視ん」と。〇僖七年、管仲曰く、「作りて記せざるは盛徳に非ず」と。〇成二年、周の定王曰く、「非禮なり、籍すことなかれ」と。〇唐鑑卷六。太宗、國史を監修せんと謂ふ。曰く、「前史官と。〇成二年、周の定王曰く、「非禮なり、籍すことなかれ」と。〇唐鑑卷六。太宗、國史を監修せんと謂ふ。曰く、「前史官記する所、皆人主をして之れを見しめざるは何ぞや」と。房玄齡對て曰く、「史官は虚美せず、惡を隠さず。若し人主之れを見れば必ず怒らん、故に敢へて獻ぜざるなり」と。帝曰く、「朕の心たる、前代の帝王に異なり、自ら國史を觀て前日の君を知り、後來の戒と爲さんと欲す。公、撰次して以て聞すべし」と。諫議大夫朱子奢、上疏して諫む。帝從はず。玄齡乃ち給事中許敬宗等と刪定し、高祖今上の實錄を爲る。書成り之れを上る。帝、書を見るに、建威・元吉を殺せしこと微隱多し。玄齡に謂つて曰く、「昔、周公、管・蔡を誅して周を安んじ、季友は叔牙を燒して以て魯を存す。朕の爲す所亦是れに類するのみ。史官何ぞ諱むや」と。浮詞を削去して、其の事を直書せんことを命ず。〇東萊の注に、崔杼、齊の君を弑す、太史書す、崔杼莊公を弑すと、崔杼之れを殺す。其の弟復た書す、崔杼復た之れを殺す。少弟復た書す、崔杼乃ち之れを舍す。

○蘇世長十餘歳にして、書を周の武帝に上る。帝、何の書を讀みしかを問ふ、孝經・論語を治めしと對ふ。帝曰く、「何の言をか道ふべき」。答へて曰く、「國を爲る者は敢へて鰥寡を侮らざると、政を爲すに徳を以てすとなり」と。趙弘智、五孝を擧ぐ、

諸儒更、詰辨するも、問ふに隨ひて酬悉し、舌に留語なし。高宗喜びて曰く、「試みに我が爲めに經の要を陳べ、以て不逮を輔けよ」と。答へて曰く、「天子に争臣七人あらば、無道と雖も天下を失はず」と。是れ等の活眼、道學先生の夢想だに及ばざる所なり。

○高宗、武昭儀を立てんと欲し、李勣(六)に問ふ。勣曰く、「陛下の家事、何ぞ外人に預らん」と。玄宗、太子を廢せんと欲し、宰相を召して之れを謀る。李林甫曰く、「此れ陛下の家事なり、臣等の宜しく預るべき所に非ず」と。徳宗、太子を廢せんと欲し、李泌(七)に謂つて曰く、「此れ朕の家事にして、何ぞ卿に預らん、而るに力争すること此くの如し」と。對へて曰く、「天子は四海を以て家と爲す。今臣獨り宰相の重きに任ず、四海の内、一物も所を失はば、責、臣に歸す。況や太子の寵横を坐視して、而も言はずんば、臣が罪大なり」と。唐、君臣の議論是くの如し。幸なるかな一李泌あり、以て萬古の惑を破るべし。

○魏の道武、李先に問ひて曰く、「天下何物か最も善く、以て人の神智を益すべき」。

(六) 離狐の人、字は懋功。本姓徐氏。唐の將軍。高祖に仕へて純臣の名を得、功を以て英國公に封ぜられ、李の姓を賜はる。高宗の時、尙書左僕射を拜し、司空に進み、高麗を討つ(七) 李林甫、李泌は何れも時の宰相(八) 魏の道武帝、昭成帝の嫡孫。在位二十三年(九) 中山庶奴の人、字は容仁。苻堅に仕ふ。道武帝に從ひて慕容麟を破る

(二) 唐の宦者。字は匡美。順宗の時東宮に侍し、文宗の朝に横暴甚しく、帝爲めに樂しまずして病重きに至る。武宗の朝に至りて致仕す。この語は致仕して郷に歸る時、その黨に教へし言事、本卷(急務四條)三九五頁に見ゆ。

(三) 水時計

對へて曰く、「書籍に若くはなし」と。唐の文宗曰く、「朕、書を読む毎に、凡主たるを恥づ」と。仇士良、其の黨に教ふるに、權寵を固くするの術を以てせり。曰く、「慎みて天子をして書を読み儒生に親近せしむることなかれ。彼れ前代の興亡を見て、心に憂懼を知らば、則ち吾が輩疎斥せられん」と。是れに由りて之れを觀れば、讀書の益知るべきのみ。

○德宗、執政に對する毎に、漏三刻を過ぎず。みきよぼう韋渠牟、事を奏するや、率ね六刻に至り、語笑款狎、往々外に聞ゆ。文宗、意を治に鋭くし、延英して宰相に對する毎に、率ね漏十一刻に下る。宣宗、宰相事を奏する毎に、威嚴、仰視すべからず。事を奏し畢るや、忽ち怡然として曰く、「以て閑語すべし」と。因つて閭閻の細事を問ひ、或は宮中の遊宴を談じ、至らざる所なし。一刻許りして復た容を整へて曰く、「卿が輩善く之れを爲せ、朕常に卿が輩の朕に負きて後日再び相見るを得ざらんことを恐る」と。乃ち起ちて宮に入る。三事以て三帝の賢愚誠僞を盡すに足る。丁巳正月二日了る。

(三) 春秋左氏傳

(四) 宋の學者、呂東萊の著はせし東萊博議。諸生のために春秋の記事を論評せし書

(五) 鄭の莊公、共叔段の異母兄。叔段を鄭に伐つ。

左傳隱公元年

參照

(六) 春秋公羊傳

(七) 隱公四年の條參照

丙辰十月晦日、左氏を讀む。

○博議は莊公を責むること盡せり。然れども「莊公、叔段に負くのみ、叔段何ぞ莊公に負かんや」と謂へるは、彼の叔段なるもの或は將に口に藉きて懲るる所なからんとす。左氏謂へらく、段は不弟なり、鄭伯は教を失ふと。噫、之れを盡せり。

○博議は公羊を取りて、宣公を責む。宋の禍は宣公之れを爲せばなり。左氏は人を知るを以て宣公を褒む。

余謂へらく、當時鄭の叔段、莊公に反し、衛の州吁、桓公を弑し、魯の軌、桓公を伐つ。不友不弟、一にして足らず、何ぞ宋の宣・穆の友弟を咎むるに違あらんや。鄭公立

十年に十一戰す、民、命に堪へず、遂に其の下の弑する所となる。然らば則ち宣公の興夷を捨てて穆公を立てしは先見あるに似たり。

○衛の州吁、桓公を弑して立ち、先君の怨を鄭に修む。鄭の叔段の亂に、段の子衛に出奔す。衛因つて鄭を伐ち、鄭又衛を伐ちしが故なり。州吁、宋に告げしめて曰く、「君、鄭を伐ちて以て君の害を除け」と。宋の公子馮、鄭に在るが故なり。人倫の類、一にここに至れるなり。

○春秋列國、各、其の元を紀す、事を紀するに於ては棊めて便なり。然れども本朝未

(一) 隱公十一年の條參照
(二) 魯の大

だ曾て之れが例あらず、決してこれを我れに行はざるものなり。

○博議の隱公の弑を議する、迂甚し。余謂へらく、羽父(二)、桓公を殺さんことを請ひ、太宰に求む。悖逆已に著はる、立ちどころにこれを吏に下して、以て其の罪を議せざるべからず。而るに隱公優柔不斷にして、反つて其の禍を受けしは、刑を失すればなり、義盡さざるが爲めに非ざるなり。
東坡の隱公を論ずる、先づ吾が心を獲たり、東萊の及ばざる所なり。東萊の管仲を論ずるは甚だ好し、老泉の論亦此れに及ばず。

(三) 左傳杜預の註

○隱(三)二年春、公、戎に潛に會す。杜註に「中國に居る、戎子駒支の若き者なり」と。然らば則ち是れを以て外交の始めと爲すは、恐らくは未だ允(六)らず、當に攷ふべし。「夷狄を禦ぐは壹にして足らず」と。是れ公羊傳の文なり。

(四) 孔子の著とせられし春秋の本文をさす

○隱六年の傳に、「冬、京師來りて飢を告ぐ、公之れが爲めに糴(七)を宋・衛・齊・鄭に請ふは、禮なり」と。而るに經(四)に書せざるは何ぞや。又按ずるに、凡そ禮なりと謂ふものは、事、義理に合するを言ふなり、禮制に非ざるなり。
○莊(八)四年の傳に、「將に齊(九)せんとす」と。註に「將に兵を廟に授けんとす、故に齊す」と。兵を授くるの事、當に攷ふべし。

(五) 莊公九年の條參照
(六) 漢の文

○齊の桓公、子糾を殺す、漢文(六)に愧づること遠し。是の時に當り、小白・子糾、各入らんことを求む、皆國の爲めなり。先んじて入る者之れを取るは、固よりなり。小白先んじて入り、而して子糾之れに臣たるも何ぞ憾みん。子糾先んじて入り、而して小白之れに臣たるも何ぞ嫌せん。若し乃ち桓公、子糾を赦して之れを臣とし、子糾、憾みを抱き逞しうせんことを求めば、是れ誅すべきなり。猶ほ未だしきに、之れを殺すは非なり。

(七) 僖公十年の條參照
(八) 左傳の註を作りし西晉の學者杜預

○晉(七)の荀息は、杜氏(八)其の君に昏に従ひしを責め、里克は、其の累ねて二君を弑せしを罪す。是くの如く經を解せば、君臣の義明かなり。余未だ他説を究めざれども、先づ之れを録して以て同心を表す。

(九) 僖公十六年の條參照

○周の内史叔興曰く、「隕石退鷁(九)は陰陽の事にして、吉凶の生ずる所に非ざるなり、吉凶は人に由る、吾れ敢へて君に逆らはざるが故なり」と。先づ吾が心を獲たり。
○僖(九)十九年、邾人(十)、郕子(十一)を執へて之れを用ふ、宋實に之れを使ふ。而して邾自ら用ふるを以て文と爲す。南面の君、善惡自ら専らにし、之れを他命に託するを得ずと、

杜氏云へり。

(一) 宋の目夷、字は子魚。襄公の庶兄。襄公に位を譲り、後、大司馬となる。僖公二十二年の條參照。

(二) 宋、楚人と泓に戦ひ敗績す。

(三) 太平記に天皇御謀叛といふ語あり。玄恵は太平記の著者と傳へらるるを以ていふ。

(四) 二人は宋の卿。

(五) 國語(戰國時代の各國の歴史を國別に書きし書)の中の周語

○宋の大司馬、固く襄公を諫めて曰く、「天の商を棄つるや久し、君將に之れを興さんとす」と。可かれず。此の言大いに謬まれり、而も俗儒或は之れを取る。(二) 商の役、豈に商を興すの擧

ならんや。但だ子魚、君に告ぐるの辭、然らざるを得ず、其の意を恕し、而して其の誤つ所とならざれば、斯ち可なり。

○文(僖)十四年の傳に云はく、「王、王孫蘇に叛く」と。上を以て下に叛くとは、左氏、名分に昏し。吾が邦、玄恵の流なり。宣(公)四年の傳に、「君を弑して君と稱す、君無道なればなり」と。此の理も亦曉るべからず。

○成(公)二年八月、宋の文公卒す。始めて厚葬し云々。「君子謂へらく、華元・樂舉ここに於てか不臣なり、臣は煩を治め惑を去る者なり、ここを以て死に伏して争む。

今二子は君生けるときは則ち其の惑を縦にせしめ、死しては又其の侈を益す。是れ君を惡に棄つるなり、何ぞ臣の爲ならん」と。是の語誠に臣道を得たり。

○襄(公)十四年の師曠、晉侯に對ふる語と、周語の召公、厲王を諫むる語と、合せて之れを觀れば、古風想ふべし。宜しく之れを明主の前に陳すべきなり。(五) 是の故に天子に公あり云々、史は書を爲り、

晉は詩を爲り、工は箴諫を誦し、大夫は規海し、士は言を傳へ、庶人は勝り、商旅は市に于てし、百工は藝を獻す。故に夏書に曰く云々と。已上は師曠の語なり。○天子政を聽くや、公卿より列士に至るまで詩を獻せしむ。晉は曲を獻じ、史は書を獻じ、師は箴し、瞽は賦し、百工は諫め、庶人は語を傳へ、近臣は規を盡し、親戚は補察し、耆艾は之れを修む、而る後、王これを斟酌す、ここを以て事行はれて悖らずと。已上は召公の語なり。

○昭(公)三十二年、成周に城くと。大義赫々として、麟經に光やく。これを左・國に參するに、襄・劉の如し、鞭を執ると雖も、余の願ふ所なり。左傳は謂へらく、衛の彪侯、魏舒の南面を譏ると、則ち似たり。國語謂ふ所の如くんば、彪侯其れ勝けて誅すべけんや。國語下

○晉語六、趙文子の冠、以て古の冠禮を觀るべし。就中、范文子の語、又師曠・召公と類せり。

○昭四年、「冀の北土は馬の生ずる所なるも興れる國なし」と。此の語大いに然らず。

○成十六年、范文子曰く、「吾が先君の亟く戰ふや、秦・狄・齊・楚、皆彊く、力を盡さずんば、子孫將に弱らんとす。今三彊服せり、敵は楚のみ」と。數語、以て當時天下の形勢を想見すべし。

○趙孟の將に死せんとするや、穆叔(襄三十一年)・劉子(昭元年)・后子(昭元年)皆先づ之れを言ふ、其の

(六) 春秋のこと
(七) 左傳・國語の二書
(八) 襄弘・劉子の二人。共に昭公二十四年の條に出づ。この事諸孟餘話附録にも引用す。第三卷六〇〇頁參照

偷を以てなり。然れども今の偷は、豈に特だ趙孟のみならんや。其の未だ死せざる者は、蓋し亦幸なるのみ。

○博議の「詹父、王師を以て虢を伐つ」の一論、理分の二字、分疏明析、以て千古の疑獄を折むるに足る。思はざりき、成瀬隼人正、夙に此の義を曉り、以て黒田忠之・栗山大膳の獄を斷ぜんとは。天性の敏、蓋し學問に資らざるなり。板倉重宗、公家君臣の獄を決す、蓋し思うて而も未だ得ざるのみ。

丙辰十月二十七日、名臣言行録

○寇萊公の王欽若を出せる、王文正公の丁謂を逐へる、皆小人の術を借りて、君子の心を行へるものなり。謂ふ所の君子小人とは行を同じうして情を異にするもの、是れなり。是れに由つて之れを言へば、龍逢・比干の心を以て、蘇秦・張儀の術を用ふるも、未だ厚く非とすべからざるなり。

○萊公の大名に鎮するや、虜使以て問を爲し、文正の大名に泄むや、虜使服を潔して

(一) 桓公十年の條参照
(二) 尾張藩附家老正一の長男。幼時より徳川家康に仕へ諸戰に従ひて大功あり。所謂黒田騷動の際黒田・栗山の對決に立會ひ且つ黒田一家安泰のため機宜の處置を取る
(三) 京都所司代。勝重の長子。幼時より秀忠に仕へよく獄を斷ぜし賢臣
(四) 前後集二十四卷は朱翬撰。續、別外集四十七卷は李幼武の補撰。宋一代の名臣の言行を録す
(五) 寇準、眞宗の宰相。契丹の侵入に際し帝の親征

入る。契丹の心を人物に留むることはくの如し。是れ中國の宜しく慮るべき所なり。

○澶淵急を報じて、一日に五たび至るも、萊公一たびも之れを發き視ず、飲啖自若たり。蓋し宋の了不了は眞宗の一心に在り、區々たる醜虜の情形に在らざるを知らばなり。時務を講ずる者、宜しく先づ此の識あるべし。

○人心は面の如し、強ひて同じうすべからず、又其の同じきを害せず。温公は博學にして通ぜざる所なきも、獨り釋者を喜まず、又揚雄を喜みて孟子を喜まず。温公の子公休、讀まんとを勸め、又自ら之れが解を爲る。温公の門人、劉元城、喜んで孟子を讀む。其の異も亦奇なり。歐公は孟子を尊びて繫辭を信ぜず。呂公は晩には多く釋氏の書を読み、益々禪理を究む。毎に温公に勸めて曰く、「所謂佛學は、眞に其の心術の簡要を貴ぶのみ、必ずしも事々服習して方外の人となるに非ず」と。而して温公言ひて曰く、「其の微言は吾が書を出づる能はず、其の誕は吾れ信ぜず」と。三公は君子なれども、其の同異是くの如し。

○眞宗、澶淵の役に狄を卻けてより後、十九年兵を言はず、宋人以て美談と爲す。天下の富庶は、其の蓋し此れより出づと。夫の歲幣の辱、臣子死すと雖も可なり。況や北虜の勢、當時已に

を策す。夢政王欽若は南遷論者なる故親征の議を阻まんことを恐れ出して天雄軍に知たらしむ
(六) 王實、字は孝先、文正は諡。仁宗に仕へて參政たり。寇準を卻けて政を専らにせし宰相丁謂を「禍心を包藏し、眞宗の山陵擅に皇堂を絶地に移す」と奏して罷免せしむ
(七) 府名、嘗て直隸省に屬す
(八) 直隸濮陽縣西南にあり。契丹の軍侵入して包圍す。寇準眞宗を促して親征せしめんとす。遂に帝出でて敵を破り和議を約す

制し易からず、而も上下の儉安^{ちうあん}此くの如し。他日南渡の禍、已にここに見ゆ。

丁巳四月十三夜起筆、三國志

(九) 司馬光の宰相。王安石と容れず、官を辭して資治通鑑を編す。
(一〇) 歐陽修、字は永叔、易の繫辭傳。
(一一) 呂祖謙、字は伯恭、東萊と號す。
(一二) 譚淵の和議に帝寇準の反對を卻けて遂に年々絹二十萬、銀十萬を契丹に幣することを約す。
(一三) 晉の陳壽の撰、魏・蜀・吳三國の史書。今本凡そ六十五卷。
(一四) 宋の學者、裴松之。文帝の命により三國志に補註す。これは魏の武帝本紀の條の註參照。
(一五) 晉の儒

○魏武紀裴註、孫盛の異同雜語に、太祖嘗て許子將に問ふ、「我れは何如なる人か」と。子將答へず。固く之れを問ふ。子將曰く、「子は治世の能臣、亂世の奸雄なり」と。太祖大いに笑ふと。又世語に、太祖、子將に造るや、子將これを納る、是れに由りて名を知らると。余按ずるに、曹操微なりし時、常に辭を卑うし禮を厚くして、己れが目を爲さんことを求む。許劭、其の人を鄙しとして曰く、「君は清平の姦賊、亂世の英雄なり」と。操大いに悦びて去ると。蒙求に見ゆ。蒙求は蓋し後漢書に取る、信ずべきに似たり。孫盛の譚は、頗る阿瞞の爲めに回護す。而して世語は更に甚し。
○白馬の捷は、曹公頗る李將軍に似たり。
○曹公の故市・烏巢の屯の積聚を燔き、人鼻及び牛馬の唇舌を割ぎて、以て袁紹の軍に示せるは、誠に慘事に屬す。我が邦の鼻を割ぎ級に代ふるものと亦異なり。

者
(四) 魏の武帝曹操
(五) 宋の臨川王劉義慶の撰せし世說新語、梁の劉孝標註す。後漢より東晉に至る迄の逸事瑣語小説家の言を集む。
(六) 唐の李瀚の著。韻文を以て古人の行事說話を録み集めし書。
(七) 武帝の小学
(八) 宋の詩人陸游、放翁と號す。
(九) 南北朝の文帝・梁の武帝

○放翁の詩に、「我れに四目と兩口と無し、但だ人間に於て事を更ること久し」と。人能く四目兩口は曹操の語に出づるを知れども、而も更事の字も亦出づるあるを覺らず。按ずるに、武紀に、范陵、羌中に至り、羌使をして自ら屬國の都尉とならんことを請はしむ。公曰く、「吾れ預め當に爾すべきを知る、聖なるに非ざるなり、但だ事を更ること多きのみ」と。古人の事を用ふる、率ね多く是くの如し。

○太祖自ら兵書十萬餘言を作る、諸將の征伐、皆新書を以て事に従ひ、事に臨んでは又手づから節度を爲す。令に従ふ者は克捷し、教に違ふ者は負敗す。事、光武と相似たり、亦名將の一癖なり。後の後魏の太武、齊の神武も亦然り。宋文・梁武に至りては、徒らに後世の笑となるのみ。是れ正に孫子の患ふる所以なり。

○文帝、議郎孔羨を以て宗聖侯と爲し、孔子の祀を奉ぜしむ。按ずるに、漢土孔子の裔、世々公侯たるを失はず。聖徳の久遠なる、誠に尙ぶべしと爲す。然れども吾れより之れを言はば、歴世節を失ふの家、愍笑すべしと爲すのみ。抑々孔子にして靈あらば、當に寶祚無窮の神州に生れざりしを憾むべしや否や。

(一) 齊王芳、高貴郷公髦及陳留王奐、共に魏志卷四にあり。
 (二) 夏六代の王。賢臣藤と共に夏を中興す。
 (三) 權臣司馬昭の專横を憤り、徒を催して宮を出でんとし却つて昭の徒に刺されて死す。
 (四) 後漢末の人。袁逢の庶子、字は本初。靈帝の時、佐軍校尉となる。帝崩するや兵を勸して盡く宦官を誅す。後董卓私に廢立を行ひ、獻帝を立てるや、卓討伐の軍に擁せられて盟主となる。後に紹は河北に據り、曹操

○文帝、建寅の月を以て正始元年正月と爲し、建丑の月を以て後の十二月と爲す。然らば則ち故なくして一閏を置くなり。

○三少帝、齊王芳、位に在ること十四年、高貴郷公髦・陳留王奐、並に六年。皆眞の皇帝なれども、志には王公を以て之れを稱す。晋代の人、史を作るや、然らざるを得ず。蓋し信の史は隱居放言の士に非ずんば決して作る能はず。

○高貴郷公、夏の少康(三)を慕ひ、漢の高祖に勝れりと爲す、其の志觀るべし。然れども其の群臣と往復し經義を辨論するは、皆書生の常習を免かれず、其の人君の度量なきを知るべし。他日出背の刃、既にここに兆す。

○袁紹の時、沮授、天子を迎へんと欲す。郭圖・淳于瓊之れを沮みて曰く、「若し天子を迎へて以て自ら近づかば、動もすれば輒ち表聞するも、之れに従へば則ち權輕く、之れに違へば則ち命を拒むこととなり、計の善なるものに非ず」と。紹之れを聽き、遂に大計を失す。然れども紹本と漢を尊ぶの意あるに非ず、其の失得言ふに足らず。但だ郭・淳が功利の俗見、宜しく之れを黜(七)くる所以を思ふべきなり。

○光武は河北を取りて以て王基と爲す。而るに袁紹は河北を事とし、乃ち曹操の咲(八)ふ所となる。曹操は潁川を以て興り、劉季(五)は秦中を以て隆ゆ。曹氏、鄴より洛に移るは形勢に於て則ち失す、然れども其の天下を失ふは、是れを以てに非ざるなり。孟子云へらく、「地の利は人の和に如かず」と、信(七)なるかな。

○曹操自ら東のかた劉備を征するや、田豐、袁紹に説き、其の後を襲はしめんとす。紹、辭するに子の疾を以てす。操、北のかた紹を征するや、備、劉表(六)に説き、許を襲はしめんとす。表、従ふこと能はず。二事の大機、二庸坐ながらにして失ひ、以て曹操を成さしむ。曹操は眞に天下の幸人なるかな。

○劉表、袁譚(七)に書を遺りて曰く、「夫人に憎まると雖も、未だ鄭莊(八)の姜氏に於けるに若かず、兄弟の嫌も未だ重華(九)の象傲に於けるに若かず。然も莊公は大隧(一〇)の樂しみあり、象は有庠の封を受く」と。數語誦すべし。景升少くして名を知られ八俊と號す、又漢季の名士なり。

○袁術(一一)、紹と隙あり、亦劉表と平かならず、而して東は孫權を連ね、北は公孫瓚を連

と戦ひて大敗し、疾に死す。
 (五) 漢の高祖劉邦の字。
 (六) 字は景升。山陽高平の人。姿貌温偉にして荆州刺史となり、士民を愛養す。
 (七) 袁紹の子、字は顯思。紹、後妻の言を信じ、その子尙を偏愛し、譚は出でて青州刺史となる。紹の死後、尙と抗争し、曹操の救助により身を全うせしも、後に操に背きて討たれ、遂に殺さる。
 (八) 春秋時代鄭の莊公。姜氏はその母なれど、莊公の弟共叔段を愛し、莊公と和せず、遂に城濮に置かる。莊公黃泉に及

ぬ。紹は瓚と和せずして、南のかた劉表を連ぬ。當時東南の形勢斯くの如し。操の幸人たる、吾が言誣ひざるなり。

○韓嵩曰く、「聖は節に達し、次は節を守る」と。是の言、吾れ深く之れを惡む。

○袁紹、少子尙を愛し、長子譚を出して青州と爲す。紹死するや、譚・尙遂に兵を擧げて相攻む。曹操、譚を佐けて尙を滅し、譚亦支へず。劉表、少子琮を愛し、長子琦を出して江夏と爲す。表死するや、琦・琮遂に讐隙を爲す。琮、終に曹操に降り、琦復た著はれず。志に評して曰く、「表は漢南に跨蹈し、紹は河南に鷹揚す、然れども皆云々、不幸に非ざるなり」と。

○劉平、客をして劉備を刺さしめんとす。客刺すに忍びず、之れに語げて去る。陳仁錫の評に、「刺客名を佚す」と。

○後主詔して曰く、「昔輔果は親を智氏に絶ち、而して宗を全うするの福を蒙る。微子は殷を去り、項伯は漢に歸す、皆茅土の慶を受く」と。三人並び擧ぐるは、好匹と謂はれず。然れども項伯の罪は、清の陳兆驥に至りて始めて能く之れを言ふ。輔・微

ばずんば相見えずと誓ふ。(九) 舜の名象はその弟、傲慢なりしを以て象傲といふ。舜よくこれを愛し有虞に封す。(一〇) 莊公類考叔の純孝に感じて母姜氏との不和を悔い遂に隨して相見ゆ。時に公入りて賦す「大隧の中其の樂しみや融々」と。姜氏は出でて賦す「大隧の外其の樂しみや洩々」と。母子の情初めに復すといふ。(一一) 字は公路、紹の從弟。初め南陽に據り、已にして壽春に據る。自ら漢に代る者として遂に帝と稱す。

の事も亦當に項伯に準じて之れを議すべきのみ、而るに前人未だここに及ばざるなり。

○後主の出でて降るや、北地王謀、妻子を殺して自殺す。謀は後主の次子なり。我が武田信勝に輸けざる者なり。噫、惜しいかな。

○後主傳の評に、「載を經ること十二、而も年名易はらず」と。此の言蓋し是ならず。後世年號數、改まるは、本と自ら理あり、明・清の一世一號も亦此の意なり。但し事實は必ずしも然らず、輒ち裴註の駁する所となる。然れども裴氏は此の意を悟らざるに似たり。

○裴註、孫盛の蜀世譜に曰く、「吳の壹孫喬、李雄中に没すること三十年、雄の爲めに屈せられず」と。果して言ふ所の如くんば、誠に高士なり、當に其の實を檢すべきのみ。又譙周傳の註に據れば、譙周、諸子の文章は心の存する所に非ず、偏視を悉さざるは亦妙。周の孫秀、李氏の徵に應ぜず、亦高士なり。年九十餘にして家に卒す。

○項羽、兵法を學び略ぼ其の意を知るも、亦肯へて竟めず。劉先主甚しくは讀書を樂ばず。諸葛亮は其の大略を觀、陶淵明は甚解を求めず。皆妙なり。

益修多く、劉備に敗れ死す。(一) 後漢義陽の人、字は德高。少にして學を好み亂を避けて隱居し、後に劉表に遷られて出仕す。表に曹操に從はんことを勸誘す。(二) 青州の刺史。(三) 江夏の太守。(四) 後漢の彭城の人、字は公子。明帝の時、譙郎を拜し永平年中に宗正に進む。(五) 明の學者。三國志評點本あり。(六) 劉備の子、名は禪。蜀の後主。(七) 春秋、晉の大夫。智氏一族。智氏亡びて輔果のみ存す。

(八) 殷の紂王の諸兄。紂を諫めて聽か
れず、去りて
宋の祖となる
(九) 項籍の
季父、名は纏、
伯は字。范増、
籍に説きて沛
公(漢の高祖)
を撃たんとす
るや、伯、張良
と親しきを以
て馳せて急を
告ぐ。沛公喜
びて伯と婚姻
を約す。伯又
鴻門の會にも
終始沛公を庇
ふ。後列侯に
封ぜられ劉氏
の姓を賜はる
(一〇) 李雄
は五胡十六國
成の主、武帝
(一一) 蜀志
卷十一にあり
(一二) 秦末
漢初の英雄
項籍。自立し
て西楚の霸王
となり、漢の
高祖と争ひて

○孔明、萬人を留めて陽平を守る、司馬懿、二十萬の衆を率ゐて之れを拒む。孔明大いに四の城門を開き、地を掃つて却洒す。懿ここに於て軍を引いて北げて山に趣く。是れ孔明善く司馬懿を謀り、而して司馬懿亦善く孔明を料るなり。謙信、八千の兵を以て武田・北條の陣前を過る。英雄の人を欺く、古今一の如し。信玄・司馬懿、謙信・孔明を測る能はずと爲さば、則ち其の欺を受くること甚しからん。

○嚴顔は烈丈夫なり、又文山の正氣の歌に入りて益々顯はる。然れども張飛、壯として之れを釋し、引きて賓客と爲すに及んでは、亦將に何如せん。嚴顔は則ち可なるも、皇國の人に在りては當に斟酌して之れを觀るべし。

○建興六年、箕谷の敗に、趙雲身自ら後を斷つ、軍資什物、略ぼ棄つる所なく、兵將初めより相失はず。余常に謂へらく、先鋒殿後は將領の事と。將にして殿後せるもの、吾れ今子龍を得たり。

○龐士元、性、人倫を好み長養に勤む、毎に稱述する所、多く其の才に過ぐ。其の人蓋し郭有道に似たり、有志の士と謂ふべし。

利あらず、按
下に敗死す
(一三) 蜀漢
の劉備
(一四) 字は仲
遠、魏の將
(一五) 命を受け巴郡
を守る。後張
飛の擒する所
となるも、遂
に節を曲げず
(一六) 宋の文
天祥
(一七) 字は益
德、涿郡の人。
關羽と共に劉
備に仕へて勇
名あり
(一八) 字は子
龍、常山眞定
の人。蜀の武
將。もと公孫
瓚に屬し後に
劉備に従ひそ
の主騎となる
(一九) 關統、
字は士元、襄
陽の人。劉備
に仕へて孔明
と共に重用さ
れし俊傑の士
(二〇) 郭泰、

○先主吳に到る。孔明原と此の行を諫む。而して周公瑾果して之れを留めんと欲す、先主敢へて往らんとす、而して仲謀果して留めず。先主、龐統に謂つて曰く、「知謀の士は見る所略ぼ同じ」と。此れ等は史中の佳話なり。

○法正、外、都畿を統べ、内に謀主あり、一漁の徳、睚眦の怨、報復せざるなし、擅に己れを毀傷せし者數人を殺す。是の時實に堪ふべからずと爲す。而して孔明は則ち曰く、「主公の公安に在るや、北は曹公の彊を畏れ、東は孫權の逼を憚り、近くは則ち孫夫人の變を肘腋の下に生ぜんことを惧る。斯の時に當りて進退狼跋す。法孝直之れが輔翼を爲し、翻然翺翔して復た制すべからざらむ。如何ぞ、法正を禁止して其の意を行ふを得ざらしめんや」と。諸葛の相たる、人を用ふること此くの如し。吾れ敬慕するなき能はざるなり。安政丁巳六月二日録す。

○簡雍、本姓は耿なり、幽州人の語、耿を謂ひて簡と爲す、遂に音に隨ひて之れを變ず。按ずるに、雍は性簡傲跌宕なり。然らば則ち彼れ自ら其の簡なるを標せるか。

○秦宓傳中に載する所の諸文皆奇にして、精采紙に溢る、特り天を論ずる一對のみな

字は林宗、後漢、界休の人。有道先生と稱せらる。博く墳典に通じ、家居して弟子數千人に教ふ。

(八) 吳の周瑜。字は公瑾。

(九) 吳の大皇帝孫權。字は仲謀。

(一〇) 字は孝直、建安の初め蜀に入りて劉璋に依り、後、璋に説きて先主を迎へ、蜀郡の太守に任ぜらる。

(一一) 劉備の妻にして孫權の妹。才挺剛猛諸兄の風あり、侍婢百餘人皆刀を執りて侍立し、備は入る毎に變を生ぜんことを懼れたり。

(一二) 字は憲和、涿郡の人。傳は蜀志卷八に出づ。

(一三) 奏記、州牧は各、官名。劉焉の傳は蜀志卷一。

(一四) 董允傳と共に蜀志卷九に出づ。

(一五) 蜀志卷十二參照。

(一六) 馬良傳は蜀志卷九。

(一七) 馬謖はその弟。

(一八) 蜀志卷十三。

(一九) 蜀志卷十參照。

(二〇) 算術を善くし頗る得失を論決す。

人。傳は蜀志卷八に出づ。
(一四) 蜀志卷八に出づ。
(一) 奏記、州牧は各、官名。劉焉の傳は蜀志卷一。
(二) 董允傳と共に蜀志卷九に出づ。
(三) 蜀志卷十二參照。
(四) 馬良傳は蜀志卷九。
(五) 馬謖はその弟。
(六) 蜀志卷十三。
(七) 蜀志卷十參照。
(八) 算術を善くし頗る得失を論決す。

らず。就中、奏記州牧劉焉、儒士任定祖を薦むるの一篇、最も佳なり。評に云はく、「專對餘りあり、文藻壯美、一時の才士と謂ふべし」と。此の言然り。

○董和傳に「侯服玉食」、董允傳に「朱紫別ち難し」、來敏傳に「孟光樞機を慎まず」と。此の類は所謂套語にして、史家の厭ふ所なり。

○諸葛亮傳、發するに臨んでの上疏所謂前に出師表に、「若し徳を興すの言なくんば」の一句なし、宜しく董允傳に據りて之れを補ふべし。

○亮傳に「謾を戮して以て衆に謝す」と。謾の本傳馬良に附すに「謾、獄に下りて物故す、亮之れが爲めに流涕す」と。然らば則ち戮と云ふは獄に下すの謂にして、誅戮殺戮を謂ふに非ざるか。當に其の實を査すべし。王平傳には則ち云へらく、「丞相亮、馬謐を誅す」と。

○裴註に、陳羣の子泰・陸遜の子抗、傳皆子を以て父に繋け、別に姓を載せず、王肅・杜恕・張承・顧劭の流に及ぶまで、皆然らざるはなし。惟だ董允のみ獨り否しからず。按ずるに、允は和の子、各、一傳を爲す。共に傳第九李嚴は後、名を平と改めしも、而も傳に

は李嚴を以て之れを掲ぐ。蓋し允は名位父に踰ゆ、故に特に一傳を立つるなり。嚴は功績、未だ平と改めざるの前に在り、故に反つて嚴の名を掲ぐ。謙周・卻正は、晉に處るや事少なく、蜀に在りて事多し。

○諸葛、相となり、彭承、誅死を免かれず。悲しいかな。承の獄中より亮に與ふる書は憐むべし。然れども諸葛の死するや、廖立をして泣なみだを垂れしめ、李平をして死を致さしむ。是れを以て之れを推せば、當に冤枉なかるべし。承の徑たがちに龐統の牀に上りしは、粗傲笑ふべし。馬超卿其の外を爲め、我れ其の内を爲めば、天下定むるに足らずと謂ふに至りては、何ぞ將門・純友の言に異らんや。諸葛の人を罪する、果して冤枉なきかな。

○楊儀、糧穀を籌度し、思慮を稽ととめず、頗る我が長束正家に似たり。而して其の魏延と平かならざるは、又清正・行長と類す。延の勇猛矜高は清正の風あり、而して儀は行長の奸佞あるに非ざるなり。儀・延の憎悪、延或は刃を擧げて儀に擡せば、儀は泣涕横集す。而して費禕常に諫論して分別す、亦是れ一の鍋島直茂なり。

○向朗、馬謐しよろらうに坐し、建興六年長史を免ぜらる、乃ち更に心を典籍に潛め、孜々とし



初め丹羽長秀に仕へ富、鉅萬を累ねしむるに至る。後、羽柴秀吉に聘せられ小田原征伐の時は糧食を掌りて運送の事を借辨す。但し資性不學にして思慮定まらず。後家康につき又石田三成に通じ、毛利輝元(一)に關ヶ原に従ひ遂に櫻井谷に自殺す。

○諸葛の表に、「向寵必ず能く行陣をして和睦せしめん」と。按ずるに、寵は朗の兄の子なり、朗、遺言して子を戒め、師の克つは和に在り、衆に在らずと稱す。寵は蓋し善く庭訓を守りし者なり。

○諸葛、張裔を用ひんと欲し、楊洪に問ふ。洪曰く、「裔は天姿明察、劇を治むるに長ず、然れども性公平ならず、恐らくは専ら任すべからず。向朗を留むるに如かず。朗は情偽差や少なし」と。是れ正に溫公の所謂才智の士は、忠直を得て旁らより制する者なり。即ち陳平・王陵並び相たるの故意なり。

○費詩、漢中王の尊號を稱するを諫めしは、異識の士と謂ふべし。

○杜徵、學を任安より受け、一たびは劉璋の從事となりしも、疾を以て官を去る、後聲と稱し、先主に屈せず。吾れ甚だ其の高節に服す、而して其の去就の所を得ると否

左遷さる

(三) 綿竹の人、字は定祖、少にして學を好み隱居して利名を營まず、時人稱して任孔子と曰ふ。潔白自ら樂しみ終身仕へず

(四) 綿竹の人、字は茂安、幼厚に圖讖を學び、家に講授す。嘗て天下の大亂を豫言し、劉備の帝たるを言ふ、皆符合する如しといふ

(五) 許慈、字は仁篤、南陽の人。胡潛字は公與。この事、蜀志卷十二の許慈傳に見ゆ

(六) 蜀漢後主の名

とは論ずるなくして可なり。任安と董扶とは並びに漢末の完人たり、又學行を以て聲を齊しうす。安は七十九、扶は八十二、皆家に卒す。

○許慈・胡潛、並びに學士たり、更、相克伐す、謗讒忽ち争ひ、聲色に形はる、書籍の有無相通借せず、時に楚撻(四)を尋ひて以て相震擣す。學問の弊、横流してここに至る、詢(五)に愨笑すべし。有志の士は宜しく痛く自ら克責し、實學を講究すべし。然らずんば、初めには辭義を以て相難じ、終りには刀杖を以て相屈する者、何ぞ獨り蜀漢の學士のみならんや。來敏・尹默、左氏春秋を善くす。默は劉歆の條例、鄭衆・賈逵父子・陳元方・服虔の注説より、咸略ぼ誦述して復た本を按ぜず。而して孟光は公羊を好みて左氏を譏り、毎に敏と此の二義を争ふ。是れ亦關羽の左氏を諷誦すると異なり。

○蜀には勸學従事の官あり、尹默・譙周、皆之れとなる。周は又徙りて典學従事となる、州の學を總ぶる者なり。

○譙周、書を後主に上り、「陛下天姿至孝にして、喪三年を踰ゆ」と。後主傳を閲するに、禫、三年の喪を行ふの事なし。是れ虛美たること疑なし。

(一) 充國自らを指す

(二) 第三帝・第四帝
和帝
(三) 氏は種族の名。符健

趙充國曰く、老臣に若くはなしと。臣竊かに自ら揆らず」と。先主笑ひて曰く、「孤の本意も亦已に卿に在り」と。先主薨じ、高定、越雋あつせんに恣睢しきし、雍闓ようかひ、建寧けんじやうに拔扈はつこし、朱褒しやうか、牂牁しやうかに反叛す。丞相亮、南征し先づ越雋よりす。而して恢、道を案して建寧に向ひ、諸縣、恢の軍を昆明に圍む云々。奔るを追ひ北ぐるを逐ひて南のかた槃江に至り、東のかた牂牁に接し、亮と聲勢相連りて南土平定す。先主、永安に薨ず。永昌の郡吏呂凱・府丞王伉等、忠を絶域に執ること十有餘年、雍闓・高定其の東北に偪せまる。而も凱等義を守りて與ともに交通せず、頗る班超の西域に在りしに似たり。班は後漢の章・(二) 和のの際の人なり。○馬忠の孫、義は晉の建寧の太守なり。呂凱の子、祥は晉の南夷の校尉なり。其の子孫世永昌の太守となる。李雄の寧州を破るや、諸呂肯へて附かず、郡を擧げて固守す。李雄後中(三) 太守に左遷せらる。按ずるに晉の蜀土を治むるや、多く蜀の名臣の後を用ふ。蜀を治むるがごとし。王平連りに馬謖を諫む、謖用ふる能はずして大いに街亭に敗る。惟だ平の領する所の十人、鼓を鳴らして自ら持す。事倫ならずと雖も亦我が洞春公の大内に出雲に従へるに似たるものあり。人を諫むる者安んぞ自ら戒めざるべけんや。平、口授して書を作り、

は五胡十六國の一なる前秦の高祖
(四) 宋の學者胡三省の附けし註
(五) 明の陳仁錫刊「三國志評點本」あり、その評語
(六) 廣都の長として治績擧らず、劉備怒りて斬らんとせしが諸葛亮の救解に由りて免かる。
諸葛更にその大器なるを見己の死後は一切の國事を統理せしめる様後主に遺言せしが果して宛は能くこの大任に堪へたり
(七) 蔣琬に於ては先主及ばず、馬謖に於ては諸葛及ばざるをいふ
(八) 門人吉田榮太郎

又人をして史・漢の諸記傳を讀ましむ、大いに趙の石勒せきりくに類せり。亦俊傑と謂ふべし。王平の事別に抄す。○武都の氏王符健しやうけん、按ずるに符は苻の誤なり、諸書多く然り。通鑑の胡注(四)に會て之れを駁せり、今其の詳を忘れたり。余諸書を閱するに陝西の陝、多く陝に誤り、譴訴の訴多く訛に誤る。揚州の揚又多、此の類極めて夥し。○夏侯霸ちやうはやく、張嶷ちやうぎやくに謂つて曰く、「足下と疎濶なりと雖も、然も心を託すること舊の如し」と。答へて曰く、「僕未だ子を知らず、子未だ我れを知らず、大道彼れに在り、何ぞ心を託すと云はんや。願はくは三年の後徐ろに斯の言を陳べん」と。(五) 陳の評に「交の箴と爲すべし」と。明良洪範、豐公微なりし時、松下之綱に答へし語、亦疑と同じ。
十四、○蜀書、此の傳及び諸葛亮・龐統ほうとう・法正の傳、並びに姓名を掲ぐ。其の他は皆獨だ姓を掲ぐるのみ。蔣琬・費禕・姜維先主將に罪を蔣琬しやうまんに加へんとし、而して諸葛は琬を薦めて己れに代らしめんとす。諸葛は馬謖を器異し、而して先主は其の實に過ぎたるを察せり。是れ先主(七)と諸葛の相及ばざる處なり。榮太(八)、孔明が先主の東行を諫めたる事を拈出せるも亦然り。○琬(六)以爲へらく、昔諸葛亮數々秦川を闢ひしも、道險しくして運

(一) 河は漢水の大江に入る所を云ふ
 (二) 費禕は明敏拔群、其の尙書令たりし時、賓客に接して飲食嬉戲、餘裕綽々たり。董允代つて尙書令となり、費禕に倣はんとせしも及ばず、終日事に従ひて尙ほ足らず、自ら才力の相隔ることを嘆ぜしといふ
 (三) 共に漢代詩賦の名家
 (四) 光祿大夫の官にありし人
 (五) 送別の挨拶をする意
 (六) 謝安は淝水の戦に悠然泰を圍みしと云ふ。然れどもそれは此の時より百年

艱み竟に克つこと能はず、水に乗じて東下するに若かずと。乃ち多く舟船を作り、漢沔より魏の興・上庸を襲はんと欲す。衆論咸謂へらく、如し捷つ克はずんば還路甚だ難し、長策に非ずと。琯、費禕等と涼州胡塞の要を議す、宜しく姜維を以て涼州の刺史と爲すべし、維、銜して河南を持し、臣當に軍を帥ゐて維が鎮の繼となるべしと。
 ○費禕、書紀を省讀するに、目暫く視て已に其の意旨を究む、其の速かなること人に數倍し終に亦忘れず。董允、禕に代る云々。費禕・董允、事を治むるの遲速は、猶ほ文に司馬相如・枚臯あるがごとし。○魏軍の興勢に次するや、禕に節を假し、衆を率ゐて往きて之れを禦がしむ。來敏、禕の許に至りて別れ、共に碁を圍まんことを求む。先に晉の謝安・謝玄已に此の事あり。○諸葛亮の死後、出でて漢中に住る。琯及び禕より、自身は外に在りと雖も、慶賞威刑皆遙先諮斷して然る後乃ち行へり。諸葛南征せんと欲すれば王連諫争し、姜維西征せんと欲すれば費禕裁制す。○姜維已に魏に降り、反つて盡く魏の兵を坑し蜀の祚を還復せんと欲す。其の膽果して斗なり。松之の孫盛を論駁するは極めて當れり。下條の駁も亦當れり。鄒芝は時人に於て敬貴する所少なり。なかりしも唯だ姜維を器異せり。

餘の後の事なり。先に已に此の事ありと言ふは松陰の思ひ違ひか
 (七) 世語、姜維死せし時、解割せし其の膽斗の如くなりしとあり
 (八) 南北朝の宋の裴松之三國志の註を作る
 (九) 晉の學者。蜀志卷十四姜維の傳の終りに、裴松之、孫盛の姜維論を引きてこれを駁す
 (一〇) 三國志の著者陳壽の姜維に對する論評を駁したるところ
 (一一) 蜀志卷十五に張翼の傳あり、裴氏の註に、其の曾祖父の事蹟を敘したるを以て松陰も

十五、○張翼(一)の曾祖父綱(二)、後漢梁冀、綱を陥れて廣陵の大守と爲す。時に賊張嬰なる者あり。綱、單車にて賊壘に詣る。事、顔眞卿が李希烈に使せしが如く、段秀實が郭晞に詣りしが如し。○亮卒し、吳、魏を慮り巴丘の守兵を増し、蜀も亦永安の守を益す。陳の評に、「漢賊兩立せず、孫權與に援と爲すべし」と。此の兩句は並びに武侯が萬分斟酌の語なり。○李密(三)の事の如きは裴の註の最も功ある處、密は孝孫、亦忠臣、上書中、臣少くして僞朝に仕へ名節に矜(四)らずの數語、忠魂義膽具さに紙背に見る。陳、反つて謬の字を註す。焦竑亦云ふ、「之れを爲して満たす」と。鄒守益(五)は則ち云ふ、「一言の失なり」と。並びに淺見たるを免かれず。初め太子洗馬を辭し、後、尙書郎・縣令・州の大中正・漢中の太守となる。其の人ここに於て推すべし。密、述理論十篇を著はし、楊戲、季漢輔臣贊を著はす。按するに、蜀書は楊戲を以て結と爲し、悉く其の贊を載せたり。一書の體甚だ好し。○楊顥(六)、諸葛亮の主簿となる。亮嘗て自ら簿書を校す、顥直ちに入りて諫めて曰く云々の數十語、柳州の梓人(七)の傳と似たり。○張處仁は本名は存、素より庸統に服せず。統、矢に中りて卒するや、先主言を發して嘉嘆す。存曰

これに論及せ
るなり
(一) 陳情
の表を以て知
られたる孝孫
蜀志楊戲の傳
の註にその事
を記し、その
表を載す
(二) 明代
の學者
(三) 明代
の學者
(四) 柳宗
元、梓人傳は
八家文讀本に
あり

く、「統は盡忠惜しむべしと雖も、然も大雅の義に違ふ」と。先主怒りて曰く、「統、身を殺して仁を成せるを、更に非と爲せり」と。存の官を免ず。○諸葛、孫福の爲めに身後の丞相を擧げ、公琰・文偉と爲す。甚だ高祖の語に似たり。○時法、異姓を以て後と爲すことを禁ず。故に張繼は姓を衛氏に復す。又劉封は本と寇氏なり、先づ養ひて子と爲す。是れ蜀書中の養子の事なり。蜀書終る。

丁巳筆記 二月念八日

(一) 蔣琬、字は公琰。費
禕、字は文偉
(二) 山縣周
南の文集。周
南、名は孝孺
周防の人、荻
生徂徠の門人
にして後長州
藩學明倫館の
祭酒となる
(三) 山縣半
藏、松陰の友
人〔關傳〕
(四) 明の吳

余、周南集を讀み、吉齋漫錄なるものに垂涎せり。頃ろ周南の裔、世衡に乞ひ、其の藏する所の古寫本を借讀するに、大いに望む所と異なり。上下二卷、上は程朱と難を爲し、下は陽明と難を爲す、而して皆辯を好み勝を好むの病依然として宋・明諸家の習なり。然れども其の中の雋語も亦廢すべからず。左に撮抄す。

吉齋漫錄、嘉靖癸卯三月十一日、蘇原山人、濡須、吳廷翰著。

何をか道と謂ふ、一陰一陽之れを道と謂ふ。何をか氣と謂ふ、一陰一陽之れを氣と謂

廷翰、字は崇
伯、蘇原山人
と號す、濡須
の人。此の書
は嘉靖二十二
年の著にして
儒學上に於け
る隨筆なり
(五) 書經夏
書の篇名
(六) 書經周
書の篇名
(七) 禮記の
篇名

(八) 程頤、
宋の洛陽の人
宋學の大家世
稱して明道先
生といふ

ふ。氣は即ち道、道は即ち氣なり。○愚敢へて斷然氣を以て理と爲す。○聖人の兩儀四象の説、必ずしも附するに五行を以てせずして足る。○五行の説は始めて甘誓に見え、而して洪範に詳かなり。人君政を爲すに、其の當に行ふべきを以てす、故に呼びて而して之れに名づくるのみ。後人遂に以て天行と爲し而して禮運に稱述せるは、蓋し漢儒の附會にして、聖人の言に非ざるなり。○善性は即ち是れ道、道は即ち是れ陰陽。所謂誠も亦只だ是れ陰陽、眞實無妄の名なり。○既に名づけて性と爲さば、即ち已に是れ氣なり、又焉んぞ氣質の名あらんや。既に氣質の性なくんば、又焉んぞ天地の性あらんや。○人心と道心と、本は則ち一なり。人心は道心にして性も亦二なし。人心は人欲にして、人欲の本は即ち是れ天理なり、則ち人心も亦道心なり。道心は天理にして、天理の中、即ち是れ人欲なり、則ち道心も亦人心なり。明道謂へらく、天下の善惡は皆天理なり、之れを惡と謂ふものは、本より惡に非ず、但だ或は過不及あり、便ち是れなりと。又謂へらく、天下の善惡は皆天理なり、惡と言ふもの本より惡に非ず、但だ或は過不及あり、便ち此くの如しと。

以上卷の上○按ずるに
大抵道理・氣性を言ふ。

○夜氣は即ち是れ浩然の氣にして、乃ち是れ仁義の心なり。義を捨てて而して利を言ふ者は、必ず人欲陷溺の危あり。利を捨てて而して義を言ふ者も、亦天理自然の安なし。以上卷の下〇按ずるに大抵陽明・大學を駁す

下卷に亦言ふ、孔門は詩書執禮を以て雅言と爲し、文行忠信を四教と爲す。當時の學者の工を用ひしは、只だ博學・篤志・切問・近思・言忠信・行篤敬の上に在り。而して仁を求むるの一事は、乃ち其の先務なり。曾子大學を傳へしより、始めて正心を曰ひ、子思中庸を作りて、始めて盡性を曰ひ、孟子又存心・養氣・求放心・知性・養性等の項を説き出す。而して學者の工夫は漸に向上を求むと。是れ等の處は蓋し周南の深く取れる所なり。

三月十三日起筆

○萬世不朽の大著作を成すは、頃刻の能く成す所に非ず。頃刻の能く成す所は、決して萬世不朽の大著作に非ず。苟も著作に志ある者は、古に鑑み以て速かならんことを

欲するの志を歇めよ。

司馬遷は其の父談の書を續ぎて史記を爲る。(一)班固は其の父彪の書を續ぎて漢書を爲り、其の女昭に至りて之れを成す。(二)李百藥は其の父德林の紀傳を續ぎて北齊書を爲る。李

大師の子延壽は(三)以下關姚思廉の梁・陳書は、三世の傳、父子數十歳を歴て乃ち成る。(四)隋書は王劭に始まり、次に顏師古を以てし、次に魏徵等を以てして、其の十志は高宗

の時に成る。(五)新唐書の成るや、十七年を歴。(六)柯維騏の宋史新編は二十歳を歴てなる。(七)

(八)以上、並びに朱竹垞文粹(九)

讀詩餘錄 丁巳五月十八日起筆

○齊風の載驅篇、「魯道蕩なるあり」の一句、前の二章は車馬を以て起し、後の二章は汶水を以て起す。南山篇は却つて是れ「南山崔々たり、雄狐綏々たり」を以て起す。

(一) 漢の人、字は子長、太史公と稱せらる。史記は武帝より漢の武帝までの紀傳體歴史書、百三十卷
(二) 後漢の人、字は孟堅、漢書は高祖より孝平王莽の誅に終る歴史書、百二十卷
(三) 唐の人、初め隋に仕へしが、後唐に歸す。北齊書は齊の歴史書、五十卷
(四) 唐の人、南史・北史百八十卷を撰す
(五) 唐の人、梁書五十六卷、陳書は三十六卷、内二卷は父の姚察撰す
(六) 唐初の名臣
(七) 宋の歐陽修・宋祁等勅を奉じて撰

同一の句にして三たび變用を做す。以て全句を襲ね用ふるの法を悟るべし。

○放翁の詩に、「我れに四目と兩口と無し、但だ人間に於て事を更ること久し」と。人皆、四目兩口は曹操の語に出づるを知れども、而も更事の二字に至りては、或は其の出づる所を覺らず。按ずるに、武帝紀に、范陵、羌中に至り、羌使をして自ら屬國の都尉とならんことを請はしむ。公曰く、「吾れ預め當に爾すべきを知る、聖なるに非ざるなり、但だ事を更ること多きのみ」と。古人、事を用ふる、率ね多く是くの如し。

○又讀書の詩に、「校讐の心苦しく塗乙を謹み、吟諷の聲悲しく歌哭を雜ふ」と。讀書の秘訣は茲に存す。余頃芳洲口授を讀むに、云はく、「讀書の法、五張を讀むこと十遍は、一張を讀むこと五遍に如かず。一張を讀むこと五遍は、半張を讀むこと十遍に如かず。半張を讀むこと十遍は、二三行を讀むこと二十遍に如かず。二三行を讀むこと二十遍は、一句を讀むこと四十遍に如かず」と。又云はく、「東、二師と漢書の紀傳若干卷を僭讀し、旬月にして乃ち訖る、倘し晝夜併讀せば十五日にて了すべし」

す、二百二十五卷
(八) 字は奇純。明の學者、嘉靖の進士。門人四百餘、學は實を努むべきを訓ふ。
(九) 第四卷竹垞文粹を讀む。參照
(一〇) 詩經齊風の中の駘驅・南山篇參照
(一一) 前出、二六頁參照
(一二) 塗は澆字を抹去すること、乙は字の遺脱あるを、その傍に勾して増すこと
(一三) 雨森芳洲、名は東。京都に生れ對馬藩儒となる。寶曆五年歿、年八十八

と。是れ妙、秘訣を得たる者なり。

○物徂徠の孔子の贊に、日本國夷人某と稱す。其の悖れること固より甚し。然れども近時頼山陽の鄭延平の傳を讀むの詩に、「節義翻つて歸す鱗介の徒」と。其の侮も亦徂徠の下に在らず、又其の薩摩を稱して南蠻と爲し、歟舌と爲すは、並びに佳語に非ず。
(六) 五山の徒は其の西人の怒りに逢はんことを恐る、吾れは獨り其の罪を正名に得んことを惧るるなり。杏坪の王博士の墓の詩に、「奚ぞ晉に國風爾より始まるのみならん、原と知る聖典吾れに向つて傳ふ」と。是れも亦曉るべからず。國風爾より始まるとは、難波津の哥事を言ふに似たり、而れども是れ國風の始まる所に非ざるなり。若し紀氏論ずる所の父母を以て之れを證せば誤れり。且つ奚番の兩字は下し得て殊に好からず、第五の教讓の二字も亦好からず。余曾て詩を作り、江戸を指して東藩と爲し、頗る以て的當と爲せり。頃ろ芳洲口授を讀み、亦多く東藩の字面を用ふ。芳洲と源君美と國王の事例を論ぜし書に云はく、「朝鮮稱するに殿下を以てするの書、未だ嘗て一たびも辭せず、是れ王を以て自ら居るなり」と。云はく、「大君の稱、固より穩かならざ

(四) 明末の忠臣鄭成功
(五) もずの鳴きごゑ、百舌鳥は惡聲なるより外國人の語を卑しめて言ふ、蠻夷の語
(六) 室町時代末期に鎌倉五山の僧侶を中心として漢學勃興す
(七) 頼山陽の叔父、薩藩吏にして儒者
(八) 王仁
(九) 古今集の序に紀貫之は王仁の作と傳へらるる歌「難波津に咲くやこの花冬ごもり今を春べと咲くやこの花」と淺香山の歌とを以て歌の父母なりとせり
(一〇) 紀貫之
(一一) 新井

白石。芳洲と國王稱號の事例を論じたる書は舊全集第八卷外蕃通略附録、國王稱號論參照

(一) 宋の王楙撰す。古書の異同を考證す、凡て三十卷

(二) 唐の憲宗、高崇文を遣はして賊を討つ。戒めて曰く、汝もし捷たざれば當に劉雍を遣はすべしと。崇文奮戦して勝ちて歸る

(三) 名は重意、肥前の儒者にして島原藩主に仕ふ。原城紀事二十卷は寛永年間(一)に於ける肥前國耶蘇教徒爭亂の顛末を詳記せる書

るに似たり」と。安中侯板倉公、名は勝明、伊豫守と稱す。居城は上野の安中、三萬石を食む。已に其の書を傳中に收め、従つて之れを論じて曰く、「立言命意、的確易ふべからず」と。然らば則ち余向さきに作りし所の外蕃通略は未だ必ずしも罪を名教に得ざるに似たり。

○芳洲の句、鍊句全く小説より來ると。亦云ふ、野客叢書等の類の如きは、之れを小説と謂ふと。余未だ此の境界を経ず、暫く録して後考に備ふ。

○山陽の櫻井の驛址を過ぐるの詩は、頗る祁山きざんと綿竹とに似たり。孔明は病みて祁山に卒し、其の子瞻は戦ひて綿竹に没す。夫れ大楠の戦死は大葛と同じからず。然れども其の忠勇謀略は正に相匹敵す。瞻の憤歎死に赴くに至りては、尤も小楠に似たり。祁山と綿竹とは遙かに漢水を隔つれば、則ち稍や遠しと雖も亦以て兵庫と四條畷の淀水を夾むに比すべきなり。山陽の典を引くこと確的なるは、特に此れのみならず。

偶々三國志を讀む、因つて之れを録す。

○又詠懷古跡の短歌の「崇文未だ捷たず、劉雍を遣はず」も亦確なり。河北温山の原城紀事、采つて以て一論を構ふれば、則ち冗絶はなはだしく襲絶し、但だ其の「最も憐むべし

(四) 林羅山昌。島原の亂に征討使となりて發し亂未だ平がす幕府松平信綱を遣はす。重昌賊巢を冒して死す、年五十一。寛永十五年なり

(五) 名は恩字は伯立、潜鋒と號す。水戸藩の儒官、義公史を修するの志ありて召さる。保建大記の著あり。寛永三年歿、年三十六

(六) 安積藩泊、水戸藩の碩儒、潜鋒等と共に大日本史編修にあたる。元文二年歿、年八十二

(七) 唐の詩人。江戸の儒者。寛延二

孤墓松楸しやうしゅうに圍まる」の一句、余嘗て原城の故址に登り、孤松の下に一碑の矗立たかくりつするを見、就きて之れを諦まがらかにせしに、則ち林祭酒しん撰板倉侯の碑なり。所謂孤墓とは即ち是の物にして、焉んぞ松楸に圍まるることあらんや。

○栗山潜鋒(七)の安積君の九首の詩を分ち、各々一首を和するの(詩の)序に、祖詠(八)の事を引きて曰く、「試に應じて終南を賦し、纔かに四句を得て、之れを有司に納る、或ひと之れを詰る。詠曰く、意盡せり」と。旨なるかな言や、是れ詩文の秘訣なり。

桂山彩嶺(九)の東韓事略に、東國輿地勝覽に載する所の詩十四首を録す。因つて憶ふ、周南集に徂徠先生に答へて云はく、「大抵韓人の作る所は、調熟穩貼、此の間の麤率そそつなるに比せずと雖も、而も概ね懦色だじやくあり、猶尙其の猿王(一〇)の旗を望み、兵を曳きて辟易するものと同じ、其の推尊誇張する所の先代の英者も、亦鴨綠の水を飲みしのみ」と。此の言蓋し誣ならざるなり。

○頼杏坪の太宰府にて感ありの詩の「千里の飛梅一夜の松」は、元と人の成句なり、五山堂詩話補遺卷の四に見ゆ。

年歿、年七十
 (一〇) 秀吉をさす
 (一一) 詩人菊池桐孫(五山と號す)の詩話を編纂せしもの、十三卷。文化四年の自序を附す
 (一二) 漢の洛陽の人賈誼。文帝に仕へ、長沙に謫せらる。又治安策を上る
 (一三) 廣島の儒者坂井虎山
 (一四) 白樂天の詩集
 (一五) 張華、雷煥。戰國時代の人名
 (一六) 龍泉、太阿の傳説に關係ある人
 (一七) 明の人。此の書は詩格を雜論す、凡て三十餘條一巻
 (一八) 清の詩

○友人僧月性の七律第五句に「少年才子長沙の匹」、末句に「治安の諸策千秋に足る」と。虎山(三)の評に「末句は五句を犯す、七律には此の法あるなし」と。偶、白詩(四)第四を讀むに、「張・雷應(五)に氣、天を衝くを辨ずべし」、其の結末に「肯へて泥中に向つて折劍を抛つ、收めて重鑄して龍泉を作らず」と。此の類尠からず。王世懋(六)の藝圃擷餘に、「藝を談ずる者謂へるあり、七律の一句に兩つの故事を入るべからず、一篇中重ねて故事を犯すべからず」と。吾れ以爲(七)へらく、皆妙悟に非ざるなり。詩を作りて神情の傳處に到らば、分に隨ひて自ら佳し。下し得て痕跡を覺えずんば、縦へ一句兩入し、兩句重犯すとも、亦自ら傷るなしと。虎山は蓋し偶々之れを忘れしならん。

○行李は使人なり、而して後人用つて旅裝と爲す。隨園詩話に會て之れを拈出(八)す。然れども昌黎(九)の石洪を送る序に、「行李を戒む」と。則ち誤り用ふること已に久し。鶴臺遺稿に、「他日行李往來す」と。書牘、羽林中郎將、公是れ用つて使人と爲すなり。

○清の周之麟(一〇)、柴錦川、同選の陸放翁詩鈔には、首に曾學士(一一)に別ると、曾學士に寄酬すと(一二)の二詩を列ぬ。陸は業を茶山に受く、以て其の淵源を見るべし。而して其の大尾は則ち兒に示すの一絶なり、亦其の人の忠節を見るべし。是れ編撰の微意なり。

○菅茶山の詩に、檢稻を檢田と謂ひ、瀧鶴臺の稿に、檢地を均田と謂ふは、皆其の實を得ず、而して今人或は襲用するは何ぞや。賴杏坪は均田の法を行ふ、則ち曰く、「三秋地を檢し田租を減ず」と。是れ其の實に就きて之れを言ふ、固より妨げなきなり。

○賴杏坪の精里(一三)、對州に赴き朝鮮の聘使に接するを送るの詩に、「祇(一四)だ當に大體恩詔を存すべし、詎(一五)ぞ微文を用ひて鸞端を開かん」と。當時の幕議、蓋し此くの如し、時に文化八年なり。禮を對馬に行ふは是の時を始めと爲す。故に又曰く、「馬島の鴻臚新館舍」と。

○賴杏坪の高山彦九郎の一絶は見得甚だ淺し、蓋し未だ其の事を詳かにせざるのみ。山陽、傳を作りて稍や其の意を得たるも、而も尙ほ憤々たるを免かれず。

○杏坪鈔の、四郡(一六)、郡官(一七)の詩と賜告雲石の詩は、政跡・地理並びに史乘・地志を補ふべし。挽近諸家に希に覩る所、詩是くの如くにして作るべく、傳ふべし。

○杏坪の詩に、「漢后地下に楚姬に逢はば、應(一八)に楚姬が楚に負かざりしに愧づべし」

人袁枚の著
 (一七) 韓退之。唐宋八家文讀本「石處士を送る序」參照
 (一八) 龍淵八の著書、鶴臺は長藩の侍醫にして儒者。安永二年歿、年六十五。鶴臺遺稿、鶴臺漫筆あり
 (一九) 曾幾、茶山居士と號す。宋人にして詩をよくす
 (二〇) 備後神邊の儒者にして詩人。名は曾帥、字は禮卿。黃葉夕陽村舍詩稿二十三卷あり。文政十年歿、年八十
 (二一) 古賀精里、幕府の儒官。文化八年林祭酒と共に對馬に往きて聘使に接す。

と。按ずるに^(一)侗菴筆記に清人の詩を引きて曰く、「倘し漢高項羽に愈ると道はば、試みに呂后を將つて虞姬に比せん」と。

八家文隨讀隨錄

○歐文の碑誌は俯仰低回、情文窮りなし。然れども吾れより之れを觀れば、濃厚過ぐること甚し、終に習氣を免かれず。

○老蘇の文は議論回曲牽強にして、其の人の獐狃なるを見るべし、決して善物に非ず。

○春秋論に「周公の心ありて、然る後以て桓・文の事を行ふべし」と。此の言至當なり。諫論の龍逢・比干・蘇秦・張儀の一語は、則ち下なり。程子の關雎、周官の一語は却つて好し。

○禮書議・春秋論を合せば、史を作るの法足れり。史論上に「務めて遷・固の實録を希ふ」と。亦是の意のみ。涑水の通鑑は全く此の法を用ひたるなり。

文化十四年歿、年六十八
(一) 漢の高祖の皇后呂氏。楚姫は楚の項羽の妾虞美人
(二) 古賀侗菴(精里の子、幕府の儒官、弘化四年歿、年六十)の著
(三) 歐陽修の文
(四) 蘇老泉、名は洵
(五) 諫論と共に老蘇の文
(六) 齊の桓公・晉の文公共に戰國時代に覇業を成す事とは覇業をさす
(七) 老蘇の文、卷の十六參照
(八) 司馬遷と班固
(九) 宋の司馬光(世に涑水先生と稱す)の資治通鑑

鑑

○歐の帝王世次圖の兩序と老の學妃論・史論中とは、讀者をして睡を醒さしむ。文を學ばんには宜しく是れ等の處より手を下すべし。

○老蘇の高帝論は、人を用ふるの要法にして、人主宜しく敬聽すべし。何如ぞ讀む者樊噲の一事に拘りて、^(九)横に議論を生ずるや。瞽者器を評す、亦何をか言ふに足らん。

魏叔子の書後一篇は、洵を論ずること或は然らんも、此の篇を論ずるに至りては甚だ迂なり。且つ辨奸の一篇は、尤も老蘇の私智なり。而るに反つて之れを智と謂ふは益々迂なり。

○鹽谷宕陰の函洲遺稿序は、全く歐の祕演・惟儼の兩序を學ぶ、而して最も惟の序に似たり。此の種の文は快は則ち快なれども、惟ふに我れ學ぶを欲せざるなり。賴山陽の續八家の序の士徳を説く處は、全く歐の田畫を送る序の、^(一三)文初は將家の子なりの數語を學びて甚だ似たり。文を學ぶには宜しく切に似たるものを避くべし。然れども二文は敘事神行なり、乃ち恕すべきのみ。

○歐の吉州學記の、幸に予れ他日の一段は、^(一四)原道の餘緒なり、本論・禮樂志論並びに

(一〇) 幕府の儒官、名は世弘
(一一) 川西潛の漢文集にして天保十三年刊行
(一二) 釋秘演詩集・釋惟儼文集の序、卷の十二參照
(一三) 田畫の字
(一四) 韓退之の文の題名

(一) 孟子・韓退之。周孔は周公・孔子

(二) 宋の人、字は長慶

(三) 徐枋、字は昭法、侯齋と號す、明の人。居易堂集を著はす
(四) 左傳の註釋者杜預、字は元凱、晉の武將にして學者

(五) 松野正重、小早川秀秋の重臣なりしも後に祿を捨てて退身す
(六) 北條氏直の臣。第三卷一四一頁參照

具さに之れを論ぜり、而して此の段は最も着實なり。孟韓の緒を接ぎて、而も之れを周孔に達する者は歐公なり。余ここに於て之れを徵す。

○史繩祖曰く、「東坡の表忠觀碑は、子厚の壽州安豐縣の孝門銘を倣ふ」と。余、歐公の眞州東園記を讀むに、亦同一作法なり。

○徐昭法曰く、「書後は必ず其の事に於て論列する所あり、或は古人の未だ發せざる所を發し、或は其の事に因りて別に他事を論ず、僅々たる片辭隻語の、意を字句の間に取るものに非ず、昌黎、張中丞傳の後に書する如きは是れなり。題跋は則ち間あり」と。余此の種の文を求むれば、杜元凱の左傳の後序、及び歐の舊本韓文の後に記す、是れなり。近時、栗山伯立、安積君の王魏考の後に題するや、此の法を得たりと爲す。歐公の王彦章畫像の記の結末に云へらく、「畫既に完し、因つて予の得る所のものを後に書し、而して其の人に歸して之れを藏せしむ」と。仍ち是れ書後の體なり。

○松野主馬・松田英春、亦一時の烈士なるも、其の晩節を觀るに及んでは、人をして

羞愧堪へざらしむ、悲しいかな。人果して學ばざるべからざるなり。

○鶴臺、井子章に與へて曰く、「憂國の心ありと雖も、而も憂國の言未だ嘗てこれを口に出さず、虚襟下問する如き者あり、亦必ず前言往行を援きて以て忠告せんのみ」と。大澤丹治に與へて曰く、「聖人の道は六經に在り、六經は歴史に通ずるに非ずんば則ち明かならず。文章、作らざれば則ち已む、作らば則ち當に良史たるべし」と。二書の説、深く吾が心を得たり。

○羽柴筑前守、三法師を立つるや、確乎として抜くべからず。若し織田氏の爲めに之れを謀り、信雄・信孝心を協へ、柴田・丹羽力を戮せ、與に共に三法師に奉事せば、織田氏未だ必ずしも彼れの如きには至らざりしならん。然れども羽柴は天縱にして、區々たる心力の禦ぐ所に非ざるなり。

幽窓隨錄 丁巳八月朔起筆

○余從と佛書を讀まず。頃ろ平田篤胤の^(九)出定笑語を讀む、大いに是れ快書なり。因つ

(九) 天竺國の風土・佛道の大意を述べたる書、六卷

(八) 信長の嫡孫織田秀信の小子

(七) 巖井大室、字は子章、佐倉藩儒

(一) 富永仲基の著。佛教を論辨指斥したる漢文隨筆書、二卷

(二) 服部蘇門の著

(三) 日本書紀卷二十一、崇峻天皇の條

(四) 第四卷一〇一頁參照

(五) 日本書紀卷二十四、皇極天皇の條

(六) 漢の高祖に仕へたる名宰相。秦滅亡に際し所藏の記録書籍多く火災に失へるも、蕭何によつて一部は厄を免かる

(七) 松陰江戸遊學時代の友〔關傳〕

(八) 上古夏殷周の三代聖治の世をいふ

(九) 伊尹

傳説・呂尙・召公・顔淵・曾參・子思・孟子

て知れり、出定後語、赤傑々(二) 二書、笑語中に略及び此の書を見ざる者は、其の大意を見るに至らざらんと。余將に他日を待ちてこれを試みんとす。(三) 古學者中、眞淵・宣長は皆主として儒を排する者なり。而して主として佛説を駁する者は、篤胤より始まる。

○守屋の臣、捕鳥部萬の飼ふ所の白犬は、義勇驚くべし。清人の聖師録中、希(三)に覩る所なり。聖師録は清の王言慎旃の著にして、虞初新志之れを收む。(四) 按ずるに、義犬の事、亦鳩巢文集にも見ゆ。

○入鹿の變に、船史(五)惠尺國記を收めて中大兄に上る、其の事蕭何に似たり、而して功は更にこれに過ぐ。(六) 義犬・惠尺の二事は、笑語中並びに之れを掲出す。

○侗菴筆記、義弘の功最大の條、義弘方に諸將士と火を爐に熾し、爐を圍みて箕踞し、韓人の爲めに營を覘はるる事。薩人肝付七之允、余の爲めに清正營を覘はるるの事を説く、事、此れと似たり。

○又清の吳中堅は、張子房・諸葛武侯・慕容恪・郭子儀・李鄴侯・程明道・李綱・宋澤・岳飛・孟珙を以て、三代以下の聖人と爲す。(八) 余昨孟子を讀みて一説を得たり。聖人は百世の師なり、乃ち是れ百世の師にして聖人なり。(九) 中江藤樹、孔明・陽明を以て伊・魯・呂・召・顔・曾・思・孟に列ぬ、亦習俗の見を踐ます。但だ其の漢土の外、聖人あるなしと云へるは、亦未だ皇神あるを知らざるなり。

踐ます。但だ其の漢土の外、聖人あるなしと云へるは、亦未だ皇神あるを知らざるなり。

○又太平記に天皇御謀反と書せること、左傳の、王、王叔・陳生に叛す等の數事を引きて、深く怪しむに足らずと爲す。大いに是れ怪説なり。左氏以下の書法皆乖謬を極む、宜しく痛く駁正すべし。況や我が御宇天皇、豈に之れを西戎の王に例視するを容さんや。儒者は漢土を視て中華と爲す、故に其の言、乖謬を極むるものと雖も、亦奉じて金科玉條と爲す。又蒙古、大風に逢ふの條の神風を以て兒童の見(一〇)に近しと爲し、而も反つて元史を引きて天意と爲し、遂に陰符經の「人を殺すこと萬に滿ち、大風暴かに起る」を引く。是れ獨だ兒童の見(一〇)に非ざるか、亦儒者漢土を信ずるの過なり。○又異産の一條、證數事を引く、穗井田忠友の觀古雜帖、佛誕生摩耶夫人像の説と互に相發明す。然れども余醫理に通ぜず、又恠を語るを喜まず。故に姑く置いてこれを論ぜず。

○又樂工外腎を去るの條に云ふ、「猶ほ犬の鞞丸を去らば則ち力絶だ壯なるがごとし」と。曾て聞く、俄羅斯及び我が蝦夷、蓋し此の俗あり、又馬鞞を去るの事ありと。松

(一〇) 黃帝の撰と稱せらるるも實は後世の依託に係る、道・法・術三者一に歸するを説ける道家の書。一卷

(一一) 駿河の人、後、三河に移る。墓表と號す、平田篤胤門下にして歌人なり。

觀古雜帖初編・萬葉地名考・勝地憶談等の著あり

原松軒の朝鮮物語にも亦云ふ、「韃靼の馬は皆羣丸を去る、朝鮮にも間ま亦之れあり、朝鮮の官豎皆羣丸を去る」と。是れ唐人と略ぼ同じ。

○鶴臺遺稿に、周南縣先生六十の壽の序・周南先生行狀の二篇を載す。行文措辭率ね因仍多し、恐らくは文章出色の術に非ざらん。

○正享の際、山脇東洋、徂徠の書を読み、醫道にも亦古今あるを悟る。而して香川太冲は初め實に業を仁齋に受け、後乃ち醫となりて以て一家の説を成す。二醫は名手にして、而も二儒より發す。儒の權ここに於て盛なりと爲す。

○松原松軒の朝鮮物語に、彼の邦近時の名作一絶を載す。余之れを讀むに、全く是れ理語にして詩語に非ず。侗菴筆記の、金庭馴・金子貞兄弟の二絶、大いに風情を見る、而して子貞の作特に佳し。正徳・文化のころ彼の邦の變革推して知るべきなり。

○鶴臺遺稿の紀事二篇、石井氏兄弟復讐の事を紀す。藤戸新藏復讐の事を紀す。附 坡錦木の貞節冗長厭ふべく、全く體裁なし、諸記多く索然として味なく、獨だ序・書の中に觀るべきもの、往々之れあり。

○宋の王且死するや、眞宗、朝を輟むること三日。晏殊死するや、仁宗、朝を輟むる

(一) 山縣周南
(二) 正徳・享保
(三) 名は尚徳、東洋と號す。京都の人。寶曆十二年歿、年五十八
(四) 賀川修庵のこと。姫路の人、寶曆五年歿、年七十三
(五) 徂徠と關齋

こと二日。范仲淹死するや、亦朝を輟むること一日なり。宋代の大臣を待つこと此くの如し、並びに歐公の撰、神道碑に見ゆ。

○余從と律を讀まず。頃ろ羽倉の三律撫要を讀む、簡括と謂ふべし。若し此の書を以て主と爲し、幕府・本藩見行の律令を以て其の輕重を參考し、稍や三律の本書に涉らば、則ち思半ばに過ぎん。三律は唐・明・清なり。ここに於て古今の史書を讀まば、必ず發明あらん。

○太史公、孔子を世家に升し、論贊已に其の説を具ふ。又何良俊の説き得て好し、史の評林に見ゆ。王安石執拗の見は聽くべからず。

○禮を老子に問ふと。老子は蓋し周の守藏史にして禮を知れる者、後世傳ふる所の老子の書は其の手筆に非ず。伊藤東涯・齋藤拙堂之れを辨ずること詳かなり。漢以來、黄老と孔子と衡抗す、ここを以て遂に禮を問ふの老子を誣ひて、書を著はすの老子と爲し、師道を假りて孔子を壓す、世人多く其の欺を受く。孔子世家・老子傳に載する所の、老子、孔子に謂へる語は皆受くべからざるの欺なり。昭公齊に奔るや、孔子齊

(六) 羽倉簡堂、幕府の能吏にして又儒者。名は用九、通稱外記。文久二年歿、年七十三

(一) 山片子蘭(本姓長谷川氏)の著第三卷五九九頁頭註參照
 (二) 春秋戰國時代齊の景公に仕へし宰相
 (三) 宋末元初の學者、仁山と號す
 (四) 孔子の門人、有子・曾子
 (五) 唐の柳宗元
 (六) 近江の人、英上人と稱せられし高德の學僧
 (七) 明の學者陳仁錫、明卿はその字
 (八) 論語泰伯篇第四章參照、曾子は孝子にして死するるとき門下に自分の手足を示して身體髮膚毀傷なきを示す

に適く、夫子の才略忠義、想見すべきなり。東涯の紹述集は予れ未だ一見せず、老子論の全文は夢の代に見え、拙堂の論は月性撰、名家文鈔に見ゆ。
 ○晏嬰、孔子を沮むの語は、自ら墨家の言にして、晏子の本色に非ず。金履祥未だ盡くは信ずべからずと爲す。柳宗元、晏子春秋を讀みて議論あり、従ふべきに似たり。坐右に柳文なし、他日を俟ちて之れを檢せん。

○論語は有・曾に成る、柳州の論語辨上に、之れを論ずること已に詳かなり。朱子、柳州を去つて程子を取れるは、宗門の見のみ。

○翁問答五卷は、中江藤樹先生の著、世に刻本あり。内に多く性理精微の論あり。月性余の爲めに云はく、「此の書一本あり、一本は百卷、一本は百二十卷、百二十卷のもの最も好く、頗る幕制の得失に及び、立論回避する所なし、虞淵之れを言ふ」と。按ずるに、末卷の結尾を以て之れを攷ふるに、辛巳・癸未・丙戌・丁亥の數本あり、則ち虞淵の説、蓋し微あり。

○陳明卿曰く、「若し曾子の心あらば、即ち龍・比の身首分裂と、手を啓き足を啓くと一般なり、然らずんば則ち闢下に老死するも、亦刀鋸の僇辱と何ぞ異らん」と。翁

(九) 龍逢・比干。龍逢は夏の桀王を諫めて殺され、比干は殷の紂王を諫めて殺さる
 (一〇) 陳明卿と朱子とを指す
 (一一) 學而篇第十一章參照
 (一二) 里仁篇第二十六章
 (一三) 宋の學者程明道
 (一四) 楊朱、個人主義的爲の我の説を立つ。墨氏は墨翟、平等的兼愛の説を唱ふ。この事孟子滕文公下篇第九章に出づ
 (一五) 孫子文中敘述の後に多く出づる語法
 (一六) 徂徠の著にして古學の立場より

問答に見ゆ。朱子曰く、「公冶長の如き、縲紲に在りと雖も、其の罪に非ざるなり。若し當時公冶長縲紲に死せば、他れ是れ正命ならずと説くことを成さず、有罪無罪は我れに在るのみ。古人身を殺して以て仁を成す所以なり」と。語類に見ゆ。二先の語は衰世の言にして、孔孟の語意に非ざるなり。然れども衰世に在りては、爾云ふを得ず。孔孟をして之れを觀しめなば、亦必ず點頭せんのみ。論語の「志を觀、行を觀る、三年改むるなし」の一章、先儒皆解を誤る。皆以て子を是となし父を不是と爲すに坐するのみ、一例すれば即ち明白なり。「君に仕へて數、し朋友に數、すれば」の一章、舊説亦君と朋友とを不是と爲す、仁齋の説之れを得たり。
 ○孔子畢生魯の爲めにし周の爲めにす、是くの如きのみ。然れども魯の爲めにするは、周の爲めにする所以なり、周の爲めにするは、魯の爲めにする所以なり。若し周・魯を外にして、而して萬世の爲めに太平を開かば、何を以て孔子と爲さん。
 ○明道曰く、「楊氏の我が爲めにするは仁を疑ひ、墨氏の兼ね愛するは義を疑ふ」と。余謂へらく、楊は顔回に似、墨は禹・稷に似たり、二氏若し時を知りて執なくんば、亦聖人の徒なり。明道の疑ふ所、故らに倒語を爲す、怪しむべきなり。
 ○徂徠、孫子を解するや、「故に曰く云々」は多く古語と爲す。頃ろ論語微を讀むに、

論語を解せしもの

開口輒ち曰く、「先王の法言に非ずんば、孔子敢へて言はず」と。故に君子重からずんばの一章は古言を誦すと爲し、父在せばいまの二句も亦古語と爲す、而下頭々の古言、處々の古語、其の説或はこれに過ぐるものあり、而して亦其の理なきにも非ず。遍く古書を讀まば、自ら能く原もとに逢はん。

○孫子の「主用」とは實用を主とするなり、主とは忠信を主とするの如し。「時制」とは時に隨つて宜しきを制するなり、時とは時に習ひ時に中し時に措くの時の如し。

○程子曰く、「將來涵養し成して、甚だ氣質を生ず」と。按ずるに、生ずとは即ち變化の義のみ。然れども一たび生字を下す、即ち生色を見る。

○一向宗の末派に異義を立つるものあり、本山、使を遣はして之れを糺ただし、隨つて貶黜を加ふと。事往々清流紀談に見ゆ。

○漢土の人、書を解するや往々語意倒なるものあり。知るべし、古文彼れに在りて已に其の讀み難きを患ひしことを。「吾れ日に三たび吾が身を省みる」。朱註には「此の

(一) 二卷、僧龍護の著。眞宗本願寺派學僧の行狀閑歷著書逸話等を蒐録す。天保四年に成る。(二) 論語學而篇第四章

(三) 孔穎達の註

(四) 論語述而篇第十七章

(五) 論語微政篇第十七章

(六) 論語爲政篇第十七章

(七) 古賀精里の精里文集初稿、同二稿同三稿

(八) 二卷、空華老人の著。道徳學說故實に關して道儒佛の三教、日印支三國の傳説事例を詳論す。作者の傳未詳

(九) 慧遠・陶淵明・陸象山

(一〇) 北宋の仙遊の人、蔡襄、字は君謨。學者にして又書をよくし當時第一たり

(一一) 南宋の大儒、字は景獻、鄞陽の

三者を以て日に其の身を省み、退いて其の私を省みる」と。孔は曰く、「其の退還して二三子と道義を説釋し大義を發明するを察つまらかにす」と。此の類極めて多し、語意倒なるに非ずや。「五十以て易を學ぶ。朱註は五十を以て卒の誤りとなす。徂徠は則ち曰く、「果して其の説之れ是ならんか、當に卒を以て易を學ぶと曰ふべし」と。是れも亦理あり。」

○徂徠の徵に「門人意を以て孔子の言を録し、而も其の由る所を録せず、故に後人其の解を難んじ、遂に鑿するのみ」と。是れ「由六や汝に之れを知るを誨をしへんか」の章の爲めに發すと雖も、其の説或は未だ必ずしも當らず。然れども二十篇中、頭々觸發せしは、大いに發明あり。

○精里三集卷三、偶記に云へらく、「三笑圖は畫家の寓意にして、實に是の事ありしには非ず」と。已にして空華隨筆、廬山三笑圖の條を讀むに又云はく、「本説の據るべきなし」と。考證益々密なり。但し隨筆は遠公・陶・陸と爲し、精里は遠公・謝・陶と爲す、余深くは査しらべず。

○蔡君謨一〇鬚髯の事、空華隨筆に載す、以て三思再思の説を悟るべし。吾れ洪邁一一の人となり重んずるも、惜しむらくは其の容齋隨筆を讀まず、四庫全書簡明目録に於て其

人。かつて金州（一）に使し、又知州として大いに治績あり。四朝國史を上り他に史記法語・南朝史精語・經子法語・容齋隨筆及び夷堅志等の著あり

の夷堅志を知り、竊かに之れを恠しむ。空華隨筆を讀みて、魚籃觀音の條に引く所の夷堅志に至り、益々これを恠しむ。嗚呼、洪邁其の人にして何ぞ怪を好むことの甚しきや。

○藤樹先生、孝經に專精す、孝經啓蒙・翁問答及び畸人傳に載する所を合觀して、見るべし。

○畸人傳に僧無能淫せざるの事を載せ、又王陽明の事を引きて之れに比す。余嘗て虞初新志を讀みしに、黃石齋・劉念臺の事を載す、亦酷（二）だ相似たり。而して其の的は黃と爲し劉と爲す、今記省せず。他日一見せば、當に之れを隨録すべきのみ。

○又駿府の義奴八介の事を載す、差川（三）の義奴六松と大いに相類す。（四）差川は周防國熊毛郡に屬す。

○又大和の孝婦伊麻を載す、孝感じて鱒魚（五）を得。芭蕉庵桃青爲めにこれを書家雲竹に語る。雲竹、門人友竹をして代りて往いて之れを貌せしむと。事酷（六）だ松洞、烈婦登波を貌するに似たり。登波の事は伊麻に過ぎ、松洞は人使を待つものに非ず。是れ稍や優れりと爲さんのみ。

（一）松浦松洞。第四卷三二三頁参照

○「誰（七）れか河を廣しと謂ふ、一葦之れを杭す」と。孔子曰く、「吾れ河の廣きに於て德の至れるを知る」と。鹽鐵論（八）に曰く、「德を好むは河の廣きが如し」と。詳しくは

三餘偶筆（九）に載す。吾れ謂へらく、葉山（一〇）蕃山の一章、以て之れに當るに足ると。然れども此れ本と戀歌なれば、則ち尙ほ斷章取義の類のみ。

○古文孝經孔傳に、毀傷を刑傷と爲す。太宰徳夫、因つて以て孔傳は偽に非ずと斷じ、又王仲任の語を引きて證と爲す。吾が友宮部鼎藏甚だ孝經を重んじ、古文孔傳を取る、數々余の爲めに之れを道ふ。三餘偶筆の禮記逸文逸篇の條、曾子の記に曰く、「大辱身に加はり皮體毀傷せば、即ち君、臣とせず、士交はらず、祭るに昭穆（一一）の尸となるを得ず、食するに昭穆の牲を得ず、死するに昭穆の域に葬らるるを得ず」と、是れ亦一證なり。樂正子春（一二）、堂を下りて足を傷く、是れ別の一理なり。必ずしもここに列せず。

○頃方明（一三）の仁孝皇后の内訓を讀む。其の序に據れば、女教は曹大家（一四）の女戒の外、未だ成書あらず、女憲・女則是皆徒（一五）だ其の名あるのみと。而して余内訓を觀るに、其の言

（一）詩經、衛風、河廣の篇に出づ
（二）漢の桓寬の著
（三）清の左哈の撰、經籍に關する諸事を考證隨録す。我が國天保年間（四）の刊本あり
（五）新古今集十一戀歌一、筑波山はま繁山繁けれと思ひ入るにはさはらざりけり

（六）孟子の弟子
（七）論語泰伯篇第四章をさす
（八）東漢の才女班昭、班固の妹

（九）徂徠集、秦伯の曾子疾ありの章にも亦此の論あり、極めて詳かなり。

(一) 四卷、貞觀二十三年、唐の太宗御撰、帝王たる者の權範とすべきことを記して太子に賜はりしもの

(二) 清の學者、閻若璩、字は百詩、潘丘と號す。著に孟子生卒年月放、潘丘割記、毛朱詩說、日知錄補正等あり

(三) 十卷、孔子の言行及び門人の問對論議の語を録す。孔安國の著とあれども偽作なり

(四) 孟子公孫丑下篇第七章に見ゆ。樽は外棺

(五) 孔子家語相魯の章冒頭に出づ

(六) 孔子家語相魯の章に

正しく其の理純なること、唐の太宗の帝範(一)の類なり。但だ恨むらくは精采、人を動かす處少なきのみ。

○孟子の履歷を攷ふべきもの、閻百詩に孟子生卒月放あり。近ごろ三餘偶筆を讀む、卷三、七百有餘歳の條に、數事を辯駁せり、他日當に二家を合攷すべきのみ。

○吾れ童子と孔子家語を讀む、太宰増註・千葉釐訂・冢田注の三本を得たり、此の外寛文の舊刻及び岡白駒本あるも、余未だ一見せず。此の間の家語、蓋し此の五本あるのみ。

○孟子曰く、「中古は棺七寸、樽(四)之れに稱(五)ふ」と。而して孔子、中都に宰たるや、四寸の棺、五寸の槨を爲る。

○孔子、定公に言ひて曰く、「家に甲を藏せず」と、王注に、「卿大夫を家と稱す、甲は鎧なり」と。此の制吾れ甚だ之れを疑ふ、當に他書を查すべし。史記世家には家を臣に作る。

○孔子世家に、孔子周を去るや、老子之れを送りて曰く云々と。酷だ後人送序の體に似たり。

出づ
(七) 魏の王肅の註
(八) 史記の孔子世家

(九) 二卷、安積良齋著。和漢の書に涉りて聖賢の教、治國齊家の道、將士の得夫等を論じたる隨筆

(一〇) 字は子隱、晉の人。齊萬年の反亂に力戦して死す。孝と諡せらる。第三卷四七四頁參照。ここに引用せる語は亂を平ぐるに當り、家に老母あり辭すべしと勸められしとき

(一一) 第三卷公孫丑下篇第二章參照

○孔子、中都の宰となりしこと、及び少正卯を誅せしこと、史記は家語の詳かなるに如かず。

○徂徠答問書に、人、母の佛を信ずるを諫むるを責む。良齋問話に、尹和靖、母の爲めに佛經を誦する事を載す。意皆好し。

○問話、又周處の忠孝兩全ならずの語を引く。前漢鄧都の語、亦周處と似たり。按ずるに、蒙求に晉書を引き、「忠孝の道安んぞ兩全なるを得んや」に作る。又三國志吳主傳に、嘉禾六年、三年の喪云々、將軍胡綜の議に、「忠節は國に在り、孝道は家に立つ、身を出でて臣とならば、焉んぞ之れを兼ねるを得ん、故に忠臣たれば、孝子たるを得ず」と。是れ則ち大いに謬語なり、周處と異なる。周處の言は則ち忠臣孝子の眞情にして、何ぞ輕しく議すべけんや。問話及び水戸諸先の之れを駁する者、未だ深く思はざるのみ。

○孟子の所謂召さざるの臣は、伊尹・管仲の外、吳の孫權の張昭、唐の肅宗の李泌、是れに近し。然れども張昭は尙ほ外敬たるを免かれず、其れ唯だ諸葛亮か。三國志裴

幽窓隨筆

(一) 孫策、孫權の兄
(二) 仲謀は孫權の字
(三) 吳の彭城の人、字は曼才。少より學を好み、詩書三禮及び説文を能くす。
(四) 孝經、張昭これを孫權に薦む
(五) 孝經、開卷第一、開宗明義の章にあり

(六) 孝經、事君の章にあり
(七) 南齊の高帝、名は蕭道成
(八) 字は子珪。性至孝、五經に通じ徒を聚めて教ふ
(九) 蘇綽の子、字は無畏。政治家にして財政に長ず、文帝に重用せられ、高祖と共に同心協贊して天下を太平ならしむ

(一〇) 先進篇第十四章參照
(一一) 徂徠の論語徵
(一二) 吳の政治家、字は元歎、諡は肅侯。政務に精勵し適材を適所に任ず
(一三) 吳の大帝、孫權
(一四) 里仁篇第十章參照
(一五) 論語、先進篇首章參照
(一六) 孔子十二世の孫、漢の學者
(一七) 高職、高官に同じ
(一八) 楊慎、字は用修、升菴と號す、明の學者。升菴集八十一卷あり
(一九) 唐の

註七に、策、昭に謂つて曰く、「若し仲謀事に任へざる者ならば、君便ち自ら之れを取れ」と。其の言亦何ぞ酷だ劉備に似たるや。

○三國志七に、權嘗て嚴峻に問ふ、「寧んぞ小時闇ずる所の書を念ふや不や」と。峻因つて孝經の「仲尼居たまふ」を誦す。昭曰く、「嚴峻は鄙生なり、臣請ふ陛下の爲めに之れを誦せん」と。乃ち「君子の上に事ふるや」を誦す。咸、昭を以て誦する所を知ると爲す。通鑑紀齊に、帝蕭道成爲政を劉瓛に問ふ。對へて曰く、「政は孝經に在り。凡そ宋氏の亡びし所以、陛下の得たる所以のもの、皆是れなり」と。又陳紀九蘇威嘗て帝隋の文に言ひて曰く、「臣の先人綽、毎に臣を戒めて云はく、唯だ孝經一卷を讀まば、以て身を立て國を治むるに足る、何ぞ多きを用ふるを爲さん」と。

○論語に「言へば必ず中るあり」と。徵に云はく、「其の言驗あるを謂ふなり、新註の理に當るに非ず」と。偶々三國志七を見るに、顧雍人となり酒を飲まず、言語寡く、舉動時に當る。權、嘗て歡じて曰く、「顧君は言はず、言へば必ず中るあり」と。是れ亦新註の如きのみ、言に驗あるを謂へるに非ざるなり。且つ徵に引く所の刑罰中る

の如き、此れと相似たり、必ずしも古典を謂はざるなり。

○論語の「適もなく莫もなし」は、徵の説盡せり。三國志七に、顧雍、丞相平尙書事となる、其の選用する所の文武の將吏、各々能く任ずる所に隨ひ、心に適莫なしと。亦偏なく黨なきの意のみ。

○先進後進。孔安國曰く、「仕の先後輩を謂ふなり」と。朱註は仕の字を刪る。徵は之れを非として曰く、「進は蓋し進士の進なり」と。其の説穩かなり。但し三國志七に、顧邵、豫章の太守となるや、小吏の資質佳なる者は輒ち學に就かしめ、其の先進を擇びて右職に擢置し、善を舉げて以て教へ、風化大に行はると。進の字は轉じて爲學の先輩に用ひて可なり、古は學びて然る後入りて仕ふるが故なり。

○楊升菴集四十卷に、窈窕を哀しみ、賢才を思ふ。文選の呂向の注に云はく、「哀は蓋し字の誤ならん、哀は當に衷と爲すべし、中心之れを念ふを謂ふなり」と。余舊と哀字の解き難きを疑ひしが、呂説を見て乃ち豁然たりとあり。按ずるに、哀の字解き難し。乃ち論語の「哀しんで傷らず」、徵に引く所の、季札、樂を觀て之れが歌頌を爲

して曰く、「哀しんで傷らず」も、是れ亦衷なるか。

○郷黨の末章は、聚訟尙し、而して崔瑗書して世子文を諫めて曰く、「哲人君子、俄に色斯の志あり」と。三國志 魏十二是れ亦其の語を用ひたるなり。

○通鑑卷三十六、初始元年王莽、其の當に爵を關内侯に賜ふべきものは、更に附城と名づく。註に、「漢人蓋し城を以て墉と解す。古文は庸は即ち墉の字、後人土を加へて以て之れを別つ。國を成さざるもの之れを附城と謂ふ、猶ほ今支郡を言ひて屬城と爲すがごとし」と。五王制の附庸、鄭注に曰く、「小城を附庸と曰ふ」と。

幽室日抄 戊午二月七夜

歐陽修の李翱の文を讀む 折略

其の賦に曰く、「衆蒿々として雜處し、咸老を嘆じて卑を嗟く。予が心の然らざるを視、行道の猶ほ非なるを慮る。又怪しむ神堯は一旅を以て天下を取れるに、後世子孫は天下を以て河北を取る能はず、以て憂を爲す」と。嗚呼、當時の君子をして

玄宗の時、五人を集めて注を作らしめ、高宗の時の李善の注と合して之れを文選の六臣注といふ。その中に呂向あり
(二〇) 八佾篇第二十章參照
(二二) 春秋時代、吳王壽夢の第四子、延陵の季子といはる
(一) 論語郷黨篇末章の文は「色すれば斯に擧がる、翔りて後に集まる」云々
(二) 三國、魏の人、字は季珪。聲委高暢、眉目疏朗、鬚長四尺、甚だ威重ありて武帝も敬憚す
(三) 初始元年十二月、莽自ら新皇帝と

皆其の老を嘆じ卑を嗟くの心を易へ、翱の憂へし所の心を爲さしめば、則ち唐の天下、豈に亂と亡とあらんや。然れども翱は幸に今時に生れず。今の事を見れば、則ち其の憂又甚しからん。奈何ぞ今の人の憂へざるや。余天下を行き、人を見ること多し。脱し一人の能く翱の憂ふるが如き者あらば、又皆疏遠せらるること翱と異なることなく、其の餘の光榮して飽く者は、一たび世を憂ふるの言を聞けば、以て狂人と爲さずんば、則ち以て病癡子と爲し、怒らずんば則ち之れを笑ふ。嗚呼、位に在りて而も肯へて自ら憂へず、又、他人を禁じて皆憂ふるを得ざらしむ。嘆ずべきかな。

詩、魏國風

(二〇) 園に桃あらば、其の實之れ殺ふ。心の憂あらば、我れ歌ひ且つ謠ふ。我れを知らざる者は、我が士驕ると謂ふ。彼の人は是なり、子が曰ふは何ぞや。心之れ憂ふ、其れ誰れか之れを知らん。其れ誰れか之れを知らん、蓋し亦思ふことなけん。

(二一) 謝枋得曰く、忠臣義士の心をして、略ぼ人に知られしめ、通國上下、群吠して之れ

稱す
(四) 六國時代より漢代にありし爵の名領地を與へず祿のみを給す
(五) 禮記の王制篇
(六) 前漢の學者鄭玄の注
(七) 宋の文豪、李翱の文を讀むは文章軌範にあり
(八) 唐の人、字は習之。元和の初め國子博士、史館修撰となる。性硬直、宰相李逢吉の過を面折して左遷されしことあり
(九) 李翱の賦「幽懷賦」をさす
(一〇) 詩經魏風、園有桃の篇參照
(一一) 宋末元初の政治家、又學者。字は君直、疊山と

號す。著に詩傳註疏あり。その編せる文章軌範を以て名あり

を衆惡せず、其の憂ふる所のものは何の説、今の當に行ふべき所のものは何の事かと問ひ、魏侯聞きて大いに悔悟し、急に顛を扶け危を持するの謀を爲さば、晉豈に能く驟かに其の國を滅ぼさんや。國亡ぶと雖も、亦未だ必ずしも是くの如く之れ速かならざらん。嗚呼、惜しいかな。

陳國風

(一) 詩經陳風、墓門の篇参照

墓門に梅あり、鶉ありて萃まる。夫や良からず、歌うて以て之れを訊ぐ。訊ぐれども予れを顧みず、顛倒して予れを思はん。

朱熹曰く、墓門に梅あり、則ち鶉ありて之れに萃まる。夫や良からず、則ち其の惡を歌ひて以て之れを訊ぐるものあり。之れを訊ぐれども而も予れを顧みず、顛倒して然る後予れを思ふに至つては、則ち豈に及ぶ所あらんや。

(二) 王陽明

王守仁の毛憲副に答ふるの書 折

凡そ禍福利害の説、某亦嘗て之れを講ず。君子は忠信を以て利と爲し、禮義を福と爲す。苟も忠信禮義の存せずんば、之れに萬鍾を祿し、爵するに侯王の貴を以てす



(三) 害を加へんとするを收容せざるべからざる罪が自分にあるならばの意

と雖も、君子猶ほ之れを禍と害と謂ふ。如し其れ忠信禮義の在る所は心を割き首を碎くと雖も、君子利して之れを行ひ、自ら以て福と爲すなり。況や流離竄逐の徴に於てをや。某のここに居る、蓋し瘴癘蠱毒と與に處り、魘魅魍魎と與に遊び、日に三死あり。然り而して之れに居ること泰然として、未だ嘗て以て其の中を動かさざるは、誠に生死の命あるを知り、一朝の患を以て其の終身の憂を忘れざればなり。大府苟に害を加へんと欲し、而して我れに在りて誠に以て之れを取ることあらば、則ち憾みなしと謂ふべからず。吾れをして以て之れを取るることなからしめ、而して横に罹るとせば、則ち亦瘡瘍のみ、蠱毒のみ、魘魅魍魎のみ。吾れ豈に是れを以てして吾が心を動かさんや。

幽國風、鴟鵂の朱傳

(四) 書經周書、金縢の篇及び大誥の篇参照
(五) 紂王の子
(六) 成王をさす

武王、商に克ち、弟管叔鮮・蔡叔度をして紂と武庚との國を監せしむ。武王崩じ、成王立ち、周公之れに相たり。而るに二叔、武庚を以て叛き、且つ國に流言して曰く、「周公將に孺子に利からざらんとす」と。故に周公東征すること二年、乃ち管

叔・武庚を得て之れを誅す。

寅按ずるに、武庚を立てずんば殷人服せず、二叔を監とせずんば武庚眡らず。武庚を縛するに二叔を以てし、殷人を制するに武庚を以てする、猶ほ契丹の、劉豫を立てて以て趙宋を制せるがごとし。周の謀も亦周ねし。武庚乃ち二叔を籠絡して以て大義を擧ぐ、周室を墻に閱ぐに投ずと云ふと雖も、抑々亦壯なり。而して其の成るなきものは所謂命なり。悲しいかな。

鹿鳴の序

群臣嘉賓を燕するなり、既に之れを飲食し、又幣帛を筐篚に實たして、以て其の厚意を將ふ。然る後忠臣嘉賓、其の心を盡すことを得。

皇々者華の朱傳

王者、使を四方に遣はし、之れに教ふるに善道を咨諏するを以てす、將に以て聰明を廣めんとするなり。夫れ臣にして其の君の徳を助けんと欲せば、必ず賢を求めて以て自ら助く。故に臣能く善に従はば則ち以て君を善にすべし、臣能く諫を聽かば

(三) 詩經小雅、鹿鳴之什、皇皇者華の篇、參照

(一) 宋代の舊主。建炎四年七月、金人(契丹)劉豫を册して皇帝とし國號を定め、九月、豫即位して金の正册を奉じ天會八年とす

(二) 詩經小雅、鹿鳴之什、參照

則ち以て君を諫すべし。未だ自ら治めずして而して能く君を正す者あらざるなり。

○司馬相如を薦めし者は狗監、蜀の人楊得意なり、史に其の名を明書す。而るに賈誼を薦めし前の河南の守、廷尉吳公は乃ち其の名を佚す。士の顯晦果して數あるか。

抑々空文は世の貴重する所にして、實才は其の疏害する所なり、薦者の傳否は蓋し由ありて然るならん。

○朱雲折檻の事、固より人の耳目を驚かす。而して雲は元帝の時に槐里の令となり、石顯を論ずるに坐して廢錮せらる、則ち成帝の時は「一布衣のみ。乃ち能く書を上りて見を求め、朝廷亦能く引見す。公卿前に在れども、甚しくは怪と爲さず。論者、西漢は古に近しと謂ふは、蓋し此の類を謂へるならん。左傳に、曹劌、見えんことを請うて曰く、「肉食の者は鄙し、未だ遠謀すること能はず」と、則ち劌も亦位に在る者に非ざること明かなり。

○宋の陳俊卿、人を用ふるを以て己が任と爲し、朝士及び牧守に接する毎に、必ず問

(四) 詩文者流たる司馬相如の如きをきし、實才は賈誼の如きをきす。相如は漢の武帝に登用せられ、誼はそれより二代前の文帝に仕ふ

(五) 漢の直臣。「上怒る、御史、將に雲を下さんとす、雲、殿檻に攀ぢ檻折る。呼んで曰く云云」と漢書に見ゆ

(六) 莊公十年に出づ

(一) 宋の人、字は彬甫。孝宗に仕へて功あり。
 (二) 宋の人、字は季海。官は左丞相に至る。
 (三) 宋の人、字は伯紀。高宗の朝の忠臣。宰相となりしも邪議に黜けらる。
 (四) 宋の人、字は同甫。時務經世策を主張せる學者。
 (五) 清代の學者、字は沐叔。

ふに時政の得失、人才の賢否を以てす。虞允文も亦人才を以て急と爲す。嘗て籍を三等と爲し、見聞する所あらば即ち之れを記し、材館録と號す。王淮、人才を楊萬里に問ふ。萬里即ち朱熹・袁樞以下の六十八人を疏し、次第に准じ之れを擢用す。又李綱、人物志を著はす、其の序は集に載す。陳亮、中興遺傳を著はすこと、魏禧の大鐵椎傳論に見ゆ。古の大臣、心を用ふること此くの如し。同甫の如きは顯用せられずと雖も、亦奇士なるかな。

三十而立

(六) 漢の劉向の撰、逸事言行の戒となすべきものを録す。凡て二十卷。

三國志の吳の宗室傳に、孫權、皎を讓るの書に曰く、「孔子の三十にして立つと言へるは、但に五經を謂ふのみに非ざるなり」と。按ずるに漢書に曰く、「古の學者は耕し且つ養ひ、三年にして一藝に通ずれども、其の大體を存し、經文を玩ぶのみ。是の故に目を用ふること少なくして徳を畜ふこと多く、三十にして五經立つ」と。又說苑に曰く、「學ぶこと三十年ならば、則ち以て達すべし」と。此の三者を合して、而して「立」の古說知るべきなり。

九合

論語には九合、左傳には糾合、三國志の吳の宗室傳には、孫輔、遺散を鳩合すと曰ふ。九・糾・鳩通用するを見るべし。

賓の如くし祭の如くす

(七) 顏淵篇第二章
 (八) 僖公三十三年の條

論語に、子曰く、「門を出でては大賓を見るが如くし、民を使ふには大祭を承くるが如くす」と。左傳に、白季曰く、「臣聞く、門を出でては賓の如くし、事を承けては祭の如くするは、仁の則なり」と。敬を以て仁を説く、孔子の前、已に之れあり。

戊午幽室文稿

戊午幽室文稿目次 (安政五年)

岡田耕作に示す	正月二日	九一
短刀記	正月六日	九一
木原慎齋に與ふ	正月六日	九二
狂夫の言	正月六日	九四
兒玉士常の九國・四國に遊ぶを送る敍	正月二十三日	一〇七
水戸齊昭卿の壁書に跋す	正月吉日	一〇八
日下實甫の東行を送る序	二月上旬	一〇八
佐謙・岡部・谷茂に與ふる書	二月五日	一一一
高杉暢夫に與ふ	二月十二日	一一三
小國剛藏に與ふ	二月十五日	一一四
良藏に與ふ	二月二十二日	一一六
清狂に與ふ	二月二十六日	一一八

清狂に與ふ 二月二十六日…………… 一一九

清狂師の郷に歸るを送る序 三月一日…………… 一二〇

無窮の説、無窮の東遊を送る 三月三日…………… 一二二

周布公輔に與ふる書 三月十四日…………… 一二四

中村理三郎に贈る 三月二十五日…………… 一二八

久保清太・富永有隣及び村塾諸子、萩野時行と同じく嵩佐に遊ぶを送る敍 三月下旬…………… 一二九

中谷賓卿を送る敍 三月下旬…………… 一三二

周布公輔に與ふる書 四月上旬(カ)…………… 一三四

對策一道 附論一則 四月中旬…………… 一三六

奉使抄に跋す 四月二十日…………… 一四四

士規に跋す 四月二十五日…………… 一四四

須佐の七生邑に歸るに贈る言 四月二十九日…………… 一四五

益田邦衛に贈る 四月二十九日…………… 一四六

周布公輔に與ふる書 五月上旬(カ)…………… 一四七

暢夫の「煙管を折るの記を読む」を評す 五月五日…………… 一四九

端午の日書して耕作に與ふ 五月五日…………… 一五二

愚論 五月十二日頃…………… 一五二

亞墨利加人取扱方の儀 五月十二日…………… 一五六

續愚論 五月二十八日…………… 一六〇

暢夫の對策を評す 五月下旬(カ)…………… 一六五

賓卿を送る敍の尾に書す 六月六日…………… 一六六

益田彈正君に上る書 六月十八日…………… 一六六

自ら實甫を送る敍の後に書す…………… 一七〇

又書す 六月二十日…………… 一七〇

洋言を譯す 六月二十二日…………… 一七一

諸生に示す 六月二十三日…………… 一七三

松島瑞益に與ふ 六月二十六日…………… 一七六

無逸に與ふ 六月二十八日…………… 一七七

國相益田君に上る書 六月…………… 一七八

古箴の記 六月……………一八二
 周布公輔に與ふる書 七月五日……………一八四
 杉藏を送る敍 七月十一日……………一八七
 前田手元に與ふる書 七月十二日……………一八九
 大義を議す 七月十三日……………一九二
 生田良佐を送る敍 七月十五日……………一九六
 時義略論 七月十六日……………一九八
 兵庫の海防を辭せんことを議す 七月十六日……………二〇六
 高杉暢夫を送る敍 七月十八日……………二一一
 私策六項 七月二十日頃(カ)……………二一三
 含章齋山田先生に與ふる書 七月二十二日……………二一六
 福原清介を送る敍 七月二十三日……………二一八
 六人の者を送る敍 七月二十六日……………二二〇
 口羽徳祐に與ふ 七月二十八日……………二二二
 清水圖書に與ふる書 七月下旬(カ)……………二二三

囚室臆度 八月上旬 九月朔日 十二月二十四日……………二二五
 尾寺新之允を送る敍 八月四日……………二三八
 歐文を読む 八月六日……………二四〇
 富樫文周を送る敍 八月十七日……………二四一
 田坂・中村名字の説 八月十七日……………二四二
 竹下琢磨の邑に歸るを送る敍 八月二十五日……………二四四
 無思不服 八月(カ)……………二四五
 道化狂畫考に跋す 九月中旬(カ)……………二四六
 益行相君に上る 九月十九日……………二四六
 生田良佐の邑に歸るを送る敍 九月二十四日……………二四七
 彌二に與ふ 九月二十七日……………二四八
 時勢論 九月二十七日……………二四九
 大原卿に寄する書 九月二十八日……………二五四
 山根文季墓誌銘 十月四日……………二五九
 轟木武兵衛に復す 十月八日……………二六一

國柱に跋す 十一月朔日……………二六三
 家大人・玉叔父・家大兄に上る書 十一月六日……………二六四
 周布氏の説 附、愚按 十一月十一日……………二六八
 己未御參府の議 十一月十三日……………二七三
 墨使申立の趣論駁條件 附論三則……………二七七
 周布公輔の事二條 十一月中旬……………二九八
 諸友に示す 十一月二十九日……………三〇二
 又書す 十二月二日……………三〇四
 周布を論じ、兼ねて兩府の撰充を議す 十一月下旬(カ)……………三〇六
 嚴囚紀事 十二月三日……………三一〇
 子楫・子徳・子大の説 十二月十一日……………三二五
 偶記 十二月十六日……………三二八
 日孜字は思父の説 十二月十九日……………三二九
 彌治に與ふ 十二月二十日……………三三一
 諸同志に告ぐ 十二月二十一日……………三三二

八十に與ふ 十二月二十二日……………三三四
 囚室雜論……………三三五
 三末・岩國と和せんことを論ず……………三三五
 半知を復すを論ず……………三三七
 學校を論ず 附、作場……………三三九
 十二月念六日記事……………三四二
 念七、小田村士毅に與ふ 十二月二十七日……………三四二
 同日、村塾來送の諸君に贈る 十二月二十七日……………三四三
 念八日、自書の後に書して桂生五郎に贈る 十二月二十八日……………三四三
 念九日記事 十二月二十九日……………三四四
 晦日記事……………三四五
 除夕……………三四五
 投獄紀事 十二月三十日……………三四六
 附録
 幽囚の作 (門下生)……………三六一

寄せらるるの作 (門下生) 三六二

別筵の作 (友人・門下) 三六三

松陰と別る、是の夜耿耿として眠を成さず、此れを書して

自ら遣る (小田村士毅) 三六五

無逸に寄す (以下四首松陰) 三六六

子遠に寄す 三六八

佐世八十郎に寄す 三七〇

村塾の壁に留題す 三七一

編者附載

續狂夫の言 安政五年冬 三七三

岡田耕作に示す 正月二日

正月二日、岡田耕作至る。余爲めに孟子を授け、公孫丑下篇を讀みて^を訖る。村塾の第一義は、閭里の俗禮を一洗し、枕戈^(一)横槩の風と爲すに在り。ここを以て講誦除夕を徹し、未だ嘗て放學せざるなり。何如ぞ年一たび改まれば、士氣頓に弛める。三元の日、來りて禮を修むる者はあれども、未だ來りて業を請ふ者を見ず。今、墨使府^(三)に入り、義士獄に下る、天下の事迫れり、何ぞ除新あらんや。然り而して松下の士猶ほ皆此くの如し、何を以てか天下に唱へん。今耕作の至るや、適^{たまく}群童の魁となる。群童に魁するは乃ち天下に魁するの始めなり。耕作年甫^はめて十齡、厚く自ら激厲す、其の前途寧んぞ測るべけんや。書して以て之れを勵ます。

短刀記 正月六日

戊午幽室文稿

(一) 戈を枕とすとは常に警戒するをいふ。五代史に見ゆ。槩を横ふは蘇軾の語。何れも武藝を練るをいふ。

(二) 安政四年十月ハリス登城、將軍に謁して國書を呈す。

(三) 遠田東三・信太仁十郎・堀江克之助。ハリスの登城を聞き憤慨して刺さんとし水戸を出でしも果さず、自首して傳馬町の獄に繋がる。

(一) 秋良敦之助〔關傳〕
 (二) 武田耕雲齋正生、一に如雲と號す。水戸藩士にして國事に奔走す。慶應元年歿、年六十三。贈正四位。ここに國難とあるは弘化元年幕府齊昭に退隱を命じ、藩内の正義派多く退けられたる事をさす。その折の正生の歌次の如し「木がくれて人に聞はれぬもみち葉も散りてこそ知り赤き心を」
 (三) 陪臣、秋良は藩老浦朝貢の家臣なり
 (四) 名は籍之、字は君孝、慎齋又は榮宅と號す。廣島の儒にして坂

吾が父執秋良翁、其の子雄太を遣はし來り、短刀一把を示して、曰く、「是れ水府の武田氏の贈にして、鍛工横山某の造る所なり、子幸に之れに記せ」と。余謂へらく、武田氏は親藩の重臣にして、曾て聞く、其の國難に身を擢で、楓を以て自ら丹赤に比せりと。其の名望隠然として天下に在り。而して翁は身を陪臺に屈すと雖も、志常に天下を以て憂と爲す。則ち此の二人は身分殊なりと雖も、均しく之れ天下の士なり。而して其の區々たる一短刀を以て相贈るは、何ぞや。蓋し刀は劍の類にして神國の寶なり。其の短きもの最も便なり。武田氏の楓を以て自ら比し、身を擢でて難に當るに方りて、其の恃みて以て憚れざりし所のものも、亦是の物に非ざるを得んや。然らば則ち武田の贈、秋良の受も、亦用を他日に待ち、且つこれを子孫に傳へんと欲するのみ。書して以て雄太に付し、これを翁に問ふ。辱愛生二十一回猛士藤寅記す。

(四) 木原慎齋に與ふ 正月六日

寅、尊嚴の高義を欽慕すること日久し。去秋の間寡君東觀せしとき、門生吉田無逸な

井虎山門下、松陰の友人
 (五) 慎齋の父木原松桂、當時至孝を以て聞ゆ〔關傳〕
 (六) 安政四年九月五日藩主裁發、十月五日江戸着。松陰の門下吉田榮太郎從行す
 (七) 吉田榮太郎〔關傳〕
 (八) 月性。周防國遠崎眞宗妙圓寺の住職。海防僧として名あり。坂井虎山と親交あり、從つて慎齋とも交友す〔關傳〕
 (九) 第四卷三二八頁「木原慎齋に與ふる書」参照
 (一〇) 松浦松洞〔關傳〕
 (一一) 松桂の肖像を松浦

る者をして過りて尊嚴に謁せしむ。已にして無逸報じて曰く、「松桂老師病ありて、見ふを果さず、深く以て憾みと爲す」と。僕之れを聞き、憂慮措くなし。屢、書を清狂に致し、貴狀を候問せしに、清狂常に云ふ、「貴狀甚しくは佳からず」と。僕の憂、ここを以て日に増し、損することなし。前書に具する所の松洞生は無逸と先後してこを發し、西のかた豊筑に適き留遊數月にして、歳暮方に歸れり。歸るや則ち尊嚴の病狀を審かにし、蹶起して走り出でしも、衆皆其の唐突を沮止せり。因つて緩にし今日に至りて忽然として程を起す。且つ清狂に過りて指引を請ひ、然る後貴地に到らんと欲す。伏して願はくは尊嚴の病間に一傾蓋を得ば、渠れが平生の願足れり。前書に懇請する所の如きに至りては、萬敢へて請はず。但だ事固より懸かに委曲を度り難し。清狂應に書あるべく、松洞應に面陳すべし。僕は則ち退きて好報を待たんのみ。僕の近業道ふべきものなし。松如、文を修むること舊に仍る。但だ新除の間、未だ俗務を免かれざるのみ。松洞の行甚だ迫り、書に臨みて悉す能はず。正月六日、吉田寅白す。

狂夫の言 正月六日

松洞をして書
かしめんとす
(一) 土屋
蕭海、通稱矢
之助。木原と
同じく坂井虎
山の門に属ぶ
〔開傳〕

天下の大患は、其の大患たる所以を知らざるに在り。苟も大患の大患たる所以を知らば、寧んぞ之れが計を爲さざるを得んや。當今天下の亡びんこと已に決す、其の患復た此れより大なるものあらんや。

(一) 神奈川
(二) 領事ハ
リスをさす
(三) タウセ
ンド・ハリス
(四) 賭博に
負け続け最後
の賭に勝負を
決せんとする
こと、所謂の
るかそるか
大冒險の意。
(五) 領事
屈すとは領事
の官職は餘り
高からざるに
身を屈してそ
の地位に甘ん
ぜるをいふ
(六) 大統領

夷蠻戎狄の我れを環伺するもの、勝つて數ふべからず。而して墨夷最も驕なり。墨夷の計に曰く、「京坂及び金川・新潟・長崎・平戸に各、商館を起し、官員を置き、更に一重員を江戸に立てて以て之れを管す。其の商法は内商と外商と私に相貿易し、これを官府に轄せず」と。是れ其の我が國を吞噬するの形、固より已に著はる。然れども墨夷の使は孤注なり。吾れ輸くれば則ち彼れ非常の利を得、吾れ贏たば則ち彼れ一敗地に塗れ、復た餘資なからん。彼れ行年六十、猶ほ昆須婁に屈す、其の僕物に非ざること知るべきのみ。今來りて我が國を説くや、これを心に取り、これを口に發し、初めより深重に思惟せず。而るに吾れ其の情偽を察せずして、一切之れに従ふ。已に之れに従へば、本國の夷酋更に實を以て之れに繼がん。是れ其の利固より貰られず。

若し能く一言之れを折かば、彼れ將た何を以て之れに繼がん。吾れ固より其の必ず遂巡して縮退するを知るあることなり。

噫、夫れ京坂・江戸は天下の所謂三都會なり。彼れ已に商館を起し、已に重員を置かば、豈に其れ拱黙して爲すことなからんや。吾れを以て之れを度るに、我が邦には乞巧甚だ衆し、彼れ必ず貧院を起さん。棄兒甚だ衆し、彼れ必ず幼院を設けん。疲癯殘疾、貧賤にして治療する能はざる者甚だ衆し、彼れ必ず施藥醫院を造らん。是れ下手の一着にして、已に愚民の心を結ぶに足る。之れに次いで字を識り文を作るの徒を募り、博物材技の流を雇はん。ここに於てか利を知りて義を知らず書を知りて道を知らざるの人、翕然附同し、蟻聚して蠅集せん。而して幕内貪婪の吏、其の心夷狄の得る所となるや已に久し。其の患の更に切に更に大なる、尙ほ此れより甚しきものあらん。癸丑六月、先將軍薨じ、今將軍嗣ぐ。當時輿人言ひて曰く、「今將軍委廢す、素より任に勝へざらん」と。今、職に在ること六年、繼嗣未だ定まらず。輿人則ち復た曰く、「紀伊・一橋各、入繼の志あり。幕吏諸藩交、主とする所あり、ここを以て依違して

(七) 嘉永六
年六月、將軍
家慶薨じ家定
嗣ぐ

(一) 後晉の高祖。西夷より出で後唐の明宗の婿となり功を累ぬ。後契丹の太祖の兵力をかりて晉王となり契丹に十六州を割き、年々帛三十萬を贈ることとす。在位六年五十一歳にて歿す。(二) 勤の字を用ひたるに注意すべし。

今に至る」と。今、夷官來居す、後必ず此の議に預からん。是れ石敬瑭の事遠からざるなり。將軍敬瑭たるも、天下の諸侯或は未だ屈降せざれば、猶ほ未だ全く我が國を奪ふには至らざるなり。而れども其の諸侯を降すこと、亦難しと爲さざらん。諸侯の苦しむ所のものは參勤交代のみ。夷官必ず曰はん、「日本は海國なり。陸道奔走、數百千里、費弊すること甚だ巨なり、火輪船を用ふるの愈れりと爲すに如かざるなり」と。諸侯辭するに船なきを以てせば、彼れ必ず曰はん、「船は米利堅の富む所、多寡は其の需むる所に任せん。其の價直の若きは、五年若しくは十年を待ちて漸次償清せよ」と。因つて一郡若しくは一島を以て質と爲し、五年十年の間を以て、貧幼藥醫の諸院を設立し、以て其の地方の人民を勾誘し、而して諸侯も亦其の船を得るの利を樂しみ、決して其の人民を誘ふを怪しまざらん。嗚呼、夷計ここに至らば、天下の亡びんこと尙ほ踵を旋すを待たんや。是れ吾れの謂ふ所の大患なり。

況や夷人變詐百出して、通商利を争ふ。利を争へば亂を長ずること、自然の勢なり。利を争ひ亂を長ずるの事にして、これを官府に轄せざれば、其の弊其れ極りあらんや。

(三) 唐の學者陸龜望の離別の詩に出づ。第十卷二二一頁頭註参照

(四) 第四卷一七二頁「江風山月書樓記」参照

夫れ天下の患、誠にここに至らば、其の計を爲すこと、宜しく何如すべけん。古人言へるあり、「蝮蛇一たび手を螫せば、壯士疾く腕を解く」と。今日の計、尋常補綴の能く濟ふ所に非ざるや必せり。英決果斷、腕を解くの壯士の如くして後、禍を轉じて福と爲し、患を以て利と爲し、以て大業不績を建つべきなり。幕府の事の若きは遠くして測り難し、且く本藩の謀を以て之れを言はん。夫れ繁文縟禮は躬化に如かず。君仁君義なれば、仁義ならざるなし。躬化以て仁義を行ふには、其れ文武勤儉より始めんか。文武の荒は奢怠に如くものなし。奢怠の原は居所に如くものなし。當今の諸侯、國に大城を擁して以て居所と爲す、是れ皆謂ふ所の原なり。吾が藩は幸に花江書樓あり、君公の游息所と爲す。吾が意私かに謂へらく、君公宜しく姑く城を避けて徙居すべし。城一たび之れを避く、垣屋障席は破るるも補はず、壞るるも築かず、其の番士衛卒は僅かに百の一を存し、以て其の餘を休せしむ。書樓狭なりと雖も増さず、朴なりと雖も雕せず。群臣の朝するや、皆地坐して事に従ふ。雨ふれば則ち草鞋蓑笠、以て之れが備と爲す。果して能く是くの如くんば、一國の人心、一朝にして面を革めん。

是れ躬化仁義の始めなり。ここに於て日に群臣諸官を召し、與に國事を議し、因つて哀痛の令を下し、切直の言を求む。言當らざる者は之れを舍き、其の當る者は徒役陪隸と雖も必ず召して之れを見る。其の言當れども而も詳ならず精ならざる者は、更に策を下して之れを問ふ。又臣民の冤枉ある者は、上書して之れを言ふを允す。書已に上れば、雜議して之れを判ず。

吾れ私かに本藩の事を觀るに、大弊數端あり。大臣事を怠り、陪臣私を行ふ。内臣政に預り、外臣面従す。中士權を専らにし、小臣職を失ふ。諸官、曹を分ち、各曹相軋る。凡そ是れ弊端の尤も大なるもの、皆勢なり。勢を制するは人主の方寸に在るのみ。夫れ國は大臣に倚る。大臣事を怠れば、何を以て國を爲めん。陪臣私を行ふより、内臣・外臣・中士・小臣の諸弊に至るまで、皆此れに由りて起らざるなし。苟も大臣を怠らざらしめんと欲せば、人主日々召見し與に國家の艱難を議するに如くはなし。或は事の議すべきなくんば、與に國家の制法及び聖經賢傳を讀み、又與に學校に遊び、與に陣法を演じ、與に山野に田獵し、務めて其の禮數を寛かにし、其の歡心を結び、

(一) 毛利氏
一門及び永代
家老
(二) 貴族に
つぐ高議の階
級にして、大
組の長となる
上士。六千二
百石乃至二百
五十石を食む

大臣をして吾が君を親愛すること、父師の如く然らしめ、自ら盡さざるなからしむ。今の大臣は君を嚴ることを知りて君に親しむことを知らず、君を敬することを知りて君を愛することを知らず。是れ謂ふ所の繁文縟禮の致す所、天地否塞の道なり。之れが變通を爲さざるべけんや。大臣に賢あり愚あり、能あり庸あり。而して其の酒色其の心を溺らし、居所衣服其の體膚を軟柔にして、勤勉勞苦の事に堪ふる能はざる者は、上書して病を養ひ退居するを允す。退居して病を養ふ者は、假に其の采地士民を官に收め、裁かに數口の米を廩給す。其の稍や志あり、若しくは年少なる者には、特に學資を給し、其の學校に登り諸國に遊ぶことを許し、其の徳を成し材を達し、舊習を一洗するを待ちて、然る後向に收めし所を復し、擧げて大臣執政と爲す。果して能く此の如くんば、則ち怠らざるの大臣出でん。然れども此の策は一朝にして成るべきに非ず、而も其れ未だ成らず。大臣に其の人なくんば、人主誰れと與に事を議せん。嗟呼、是れ固より術あるなり。

(一) 貴族に
つぐ高議の階
級にして、大
組の長となる
上士。六千二
百石乃至二百
五十石を食む

(二) 寄組に取る、是れ今日の資格の常なり。擴めて之れを論ぜ

(一) 八組とも稱し中土の上流に屬す。千六百石乃至四百石を食む。
 (二) 遠近附、中土の下にして百五十石乃至十三石を食む。
 (三) 無給通、下土の上にして六十石以下。
 (四) 士分の下等にして二十石以下を食む。
 (五) 士分に非ずして弓槍銃隊等となる。十石五斗以下を給せらる。
 (六) 長門・周防の二國。
 (七) 寄組の士これに當り大組の士を統轄する役。
 (八) 大組の士これに當り組頭の下に屬し大組の士の一部を統轄す。
 (九) 國政の

んに、寄組に人なくんば、これを大組(一)に取り、之れを遠近(二)・無給(三)に取り、之れを徒士(四)・足輕(五)に取り、之れを農工商賈に取るも不可あるなし。二國(六)の大にして、其の人なしと謂ひて可ならんや。且つ人を取ること誠に能くここに至らば、天下の志士皆將に首を翹(七)げ心を動かし、千里を遠しとせずして至らんとす。況や禮を以て之れを聘し、祿を以て之れを厚くするをや。則ち其の人固より用ひて餘りあるなり。一世の賢材を歴選し、置きて大臣と爲さば、大臣怠らず、而る後國事濟(八)すべし。陪臣決して私を行ふ能はず、内臣決して政に預る能はず、中士決して權を専らにする能はず。凡そ此の三者は、固より亦正と邪とあり。正なる者は抜きて之れを用ひ、邪なる者は擇びて之れを黜(九)くるは、皆一の大臣に在り。一の大臣用ひて、三弊皆除かる。而して外臣面従し、小臣職を失ふに至りては、猶ほ議すべきものあり。
 夫れ組頭(七)・番頭(八)・目附(九)・物頭(一〇)は、皆謂ふ所の外臣なり。今、政は専ら中士に在り、而も中士或は内臣に附同して、竊かに君意に中(一)つ。外臣其の非を知ると雖も言ふ能はず、即し之れを言ふも、行ふ能はざるなり。一隊の士卒を鼓舞激勵するは、組頭・番頭・

臧否を視察し又は君命の微否及び諸職の勤怠を視察する役。
 (一〇) 麾下に屬する足輕を統轄する役。所謂足輕大將に當る。

物頭の職に非ずや。其の人其の職に稱(一)はざれば、汰して之れを去るも可なり。其の人果して其の職に稱へるに、箝(二)して之れを制し、其の用を盡さざれば、其れ之れを何とか謂はん。宜しく急に三官を召見し、親しく其の鼓舞激勵の術を問ひ、又従つて其の方を指示すべし。其の得たる者は之れを褒し之れを奨め、其の失へる者は之れを罰し之れを戒む。次いで隊の士卒を召し、其の服否を問ふ。其の否にして理(三)なき者は、隊中の巨魁を擇びて之れを罰し、其の或は理ある者は、更に他人を公舉して以て之れに代ふれば、則ち三官の職舉がらん。

目附は漢土稱する所の御史(四)にして、其の職は以て糾彈すべく、以て諫議すべし。今の目附は能く小事を糾彈すれども、而も大事を糾彈する能はず。是れ糾彈すら尙ほ未だ盡さざるあり、而るを況や諫議をや。宜しく急に目附を精擇すべし。員は必ずしも冗ならず、唯だ其の人必ず剛直明達ならば、乃ち可なり。已に其の人を得ば、數(五)召見して事々垂問し、事、議せざるなく、議、盡さざるなくんば、則ち目附の職舉がらん。果して能く此くの如くにして、外臣尙ほ面従する者あらんや。

(一) 令色の
令に同じく、
言貌をほど善
くし和らげ媚
ぶる意

今、政權は専ら中士に在り、議、小臣に及ばず。故に小臣暴棄もて自ら待ち、肯へて心を國事に竭さず。國事の困蹶を視て、腹排せざれば則ち面詔し、未だ嘗て一言も救正せざるなり。吾れ曾て小臣の父兄を歴觀するに、其の子弟を戒めて曰く、「必ず汝の言貌を令にし、必ず汝の筆算を巧にせよ。切に文を學び武を演ずるなく、切に酒に酖くさひ色に酖くさるなかれ」と。是れ其の最も美なる者なり。然れども夫れ巧言令貌を以て筆算と科を同じくし、學文演武を以て酒色と罪を齊しくす、人材何ぞ從つて生ぜんや。而して其の美ならざる者に至りては、酒色のみ、言貌のみ。若し或は然らざれば、筆算以て貨利を殖し、文武以て戲玩に資す、寧んぞ其の實材を望まんや。天の材を生ずるや、貴賤を別つなし。然れども吾れ成童而下じかの書を讀む者を歴試するに、愈々貴き者は愈々鈍にして、愈々賤しき者は愈々敏なり。年未だ弱冠ならざるに、敏なる者は常に敗れて詔を爲し慢を爲す。鈍なる者は或は進みて忠を爲し勤を爲す。是れ其の大數なり。蓋し賤者必ずしも材なるに非ざれども、窮しては善く思ひ、思ひては善く材となる。貴者必ずしも不材なるに非ざれども、逸しては善く怠り、怠りては善く不材

となる。今善思善材の成童をして、反つて善怠善不材の弱冠に及ばざらしむ。其の之れを敗る所以のもの知るべきのみ。夫れ人材を敗り、其の制し易きを樂しみ、以て苟安を爲す、治平の日は尙ほ或は可ならんも、之れを以て危亡を救はんと欲する、危亡其れ救ふべけんや。然らば則ち何如せん。亦唯だ上書召見、明試擢用、以て小臣の氣を鼓舞して、其の實材を成さしむべきなり。

國家の政は皆大臣に總べらる。大臣勤勵にして賢材ならば、百弊皆除かる。何ぞ各曹相軋るを患へん。然れども略ぼ今時の弊を陳べんに、學官曰く、「人材は宜しく文武の人を用ふべし」と。政府は乃ち其の親故を用ふ。民官曰く、「堤防池澤は民事の急なり、宜しく官金を捐てて以て之れを修築すべし」と。兵官曰く、「船艦礮銃は兵備の重なり、宜しく公帑を捐てて以て之れを造鑄すべし」と。財官は乃ち金穀常計あるを以て、並びに其の議を沮格す。政府の令出でて行はれざるも、目附必ずしも糾彈せざるなり。諸々の頭かしら或は議する所あるも、政府必ずしも聽納せざるなり。大抵一曹事を立つるや、他曹之れを沮み、一人議を建ずるや、衆人之れを廢す。未だ曾て贊々

(一) 加判衆
といひ、藩の
行政執行に當
りて加判決裁
する役。貴族
又は藩士中聲
望功勞ある者
の中より任ず
(二) 當役即
ち行相と當職
即ち國相

として襄成するものあらざるなり。故に吾れの説に曰く、「日に群臣諸官を召し、與に國事を議するに如くはなし」と。請ふ更に其の大略を陳べん。公は常に書樓に居り、あした晨には則ち起坐して、群臣の朝するを待ち、貴族・加判、皆入りて待す。政府の屬員、皆兩職(三)に従ひて坐し、民官・市官・兵官・學官、各、司る所を持して之れに従ふ。目附は毎朝必ず一たび入り、其の或は他處を巡視する者は必ず君公に面謁して然る後出で、歸らば則ち盡く其の所見を白上す。其の議事の體、初日、先づ大號を下して曰く、「將に大更張あらんとす、従前の疏議、一切之れを罷めて報ぜず、其の罷むべからざるものは、更に來りて疏議せよ」と。因つてこれを殿門及び城門・校門・札場に大署し、復た移檄を下さず。次日、又大號して曰く、「國家の事、言ふあらんと欲する者は士民に限らず、皆書を持して來り上れ」と。又次日、大號して曰く、「士民の冤枉ある者は、皆書を持して來り上れ」と。其の大署して檄せざること、並びに初日の如し。ここに於て國中駭然として其の爲すあるを知り、而して其の由を知るなし。數日の間、蓋し來り上るものなからん。(其の間)前に謂ふ所の制法經傳を讀み、學校に遊び、陣法

(三) 嬴政は
秦の始皇帝。
天性剛にして
天下の事大小
となく皆自ら
決し、日夜休
息せず。楊堅
は隋の文帝。
性嚴重にして
政事に勤む。
令行はれ禁止
む。財に蓄な
るの缺點あり
しも、功を賞
して吝ならず、
百姓を愛養し
農桑を勸課し
自ら奉ずること
と儉薄なりし
といふ。

を演じ、山野に田獵すること、皆不可なし。而して制法號令を讀み、其の可否を僉議し、凡て煩冗瑣屑、具文虚設の事は一切之れを勾し、務めて著實施すべきを令す。經傳を讀み武技を講ずる、必ず儒員武藝の師及び一時の碩學良材を召して之れに參まじふ。或は左右の侍御と討論刺撃し、而して左右の不文不武の士は皆除きて之れを去る。其の忠純倚るべく、材俊用ふべき者は、或は諸國に發遣し、地理民俗を歴觀し、又良師友を求めて之れに従ひ、以て其の大成を責め、其の大用を期す。一日の間、志氣稍や倦怠することあらば、乃ち大臣左右十名上下を従へ、學校に遊び、陣法を演じ、或は直ちに學生を従へ、山を躡とえ川を越え、鯨を海上に逐ひ、猪兔を山林に驅る。是くの如きこと數日にして、臣下必ず吾が君を親愛すること、教師の如くならん。數日の後、疏議彙集して、勝へ難きに至る。ここに於て日昃食はず、中夜寝ねず、頗る嬴政・楊堅(三)の爲に倣ひて之れを上しのがば、大抵一二月にして了すべし。其の後は蓋し平日の如くして簡を加へん。嬴政・楊堅は能く自ら強つとむるも人に任ずる能はず、吾れは乃ち自ら強めて而も人に任ず。自ら勞する如しと雖も、其の實甚しくは自ら勞せざるなり。凡

そ來りて疏議する者あり、或は策を獻じ、或は冤を陳ず。事、財に渉るものは、財官之れを主り、民に渉るものは、民官之れを主り、因つて諸臣諸官に附して雜議す。議已に定まりしものは、特に發議人に命じて、主官と同じく來者を召して對辨す。來者心服すれば、乃ち罷む。是れ人に任じて勞せざるの道なり。此の法既に行はれ、政一途に出づれば、決して諸曹相軋るの弊なきなり。

嗚呼、今日の計、大略此くの如し。然れども今日の患は、人未だ其の患たるを知らざれば、則ち吾が計を以て暴と爲し狂と爲すも亦宜なり。人以て暴と爲し狂と爲せども、而も吾れ猶ほ言はざるべからざるものは、是れを舍けば國家の亡立ちどころに至るこゝと疑ひなければなり。然りと雖も、今日の計と今日の患とは豈に是くの如くにして止まんや。苟も是れすら且つ知らず行はざれば、天下復た爲すべきものなからん。噫。人二十一回子を狂夫と謂ふも、回子は乃ち猛士にして狂夫に非ざるなり。然りと雖も狂夫の言は、聖人これを擇る、詎庸ぞ傷まん。狂夫の言を作る。正月六夜書す。

(一) 松陰の號、第一卷幽囚録附録二二一回猛士の説、參照
(二) 孔子陳に在りて魯の狂士を思ひ、又中道を得て之れに與せずんば必ずや狂猥かと謂ひしことあり、孟子も亦この意を述ぶ。盡心下篇第三十七章參照

兒玉士常の九國・四國に遊ぶを送る伎 正月二十三日

(三) 通稱吉次郎、長藩士、第九卷安政五年正月二十二日附肥後藩士某宛書簡參照
(四) 安政四年十月ハリス登城、將軍に謁せしをさす
(五) 文永、弘安の元寇をさす
(六) 鄭成功のこと。父芝龍平戸に亡命し田川氏を娶りて成功を生む。後父清に降りしとき、逃れて南澳に據り延平郡王となりしを以て延平といふ
(七) 菊池氏四世。武房、時隆、武時、武光をいふか

兒玉士常は劍を撃ち書を讀み、頽然たる丈夫なり。歳の正月、將に西のかた豊筑に遊び、肥日を踏み、遂に四國に航せんとす。余曾て再び九國を経たるを以て、吾が友高杉暢夫に因りて、余の贈言を請ふ。嗚呼、九國は余の曾て經し所、而して今は幽囚廢鋼、世と謝絶す。西州の消息杳として音響を絶ち、能く言ふことあらずと雖も、能く昔を懷ふことなけんや。癸丑・甲寅以來、夷狄の猖獗日に甚し。去年に至りて、一价府に入り、六十六國殆ど其の口舌に呑噬せらる。而るに堂々たる藩幹、尙ほ且つ晏然高臥して以て憂と爲さず、天下の勢、滔々としてここに至る。獨り西州には猶ほ悲憤の士ありと云ふ。然らば則ち士常、劍を撃ち書を讀むは、固より徒然に非ず。而して其の奮然として西遊する、寧んぞ故なきを得んや。大凡士君子の事を成すは、志氣何如に在るのみ。志を立つるは奇傑非常の士に交はるに在り、氣を養ふは名山大川を跋渉するに在り。西州は又古跡勝地多し、箱崎は以て伏敵の往事を想ふべく、長崎は以て馭夷の雄略を觀るべし。平戸は鄭延平の生れし所、菊池は四世忠臣の居りし所、他

(一) 文化五年八月、英船長崎に入港して食糧薪水を強要す。奉行松平圖書守康英、止むを得ず之れに従ひ遂に出帆後(十七日夜)責を引いて自殺す。

(二) 名は正之、上野國の人。尊王の心厚く、十八にして京に出で又四方に周遊す。意を當世に得ず、西海に遊び筑後久留米にて自殺す。年四十七。寛政三奇士の一人。

(三) 伊豫の二名の洲、即ち四國のこと。(四) 安政四年十月ハリスの出府をいふ。(五) 久坂玄瑞、字は實甫、

(一) 松平圖書頭・高山彦九郎の墓の如き、掃して祭るべし。而して霧島山神戟の威は萬代の仰ぐ所、皆慨然として之れを賦して可なり。若し乃ち二名の洲(三)は余の未だ經ざる所、士常一たび之れを経ば、亦必ず賦あらん。苟も其の賦する所に因りて、其の山川人物を預り聞き、以て吾が志氣を立て養ふことを得ば、誠に囚室の大幸なり。暢夫も亦遊志ある者、故に已に士常を送り、併せて暢夫に告ぐ。

水戸齊昭卿の壁書に跋す 正月吉日

(四) 丁巳の冬、墨使府に入り年を踰ゆるも去らず、天下皆これを憤る。松下の士乃ち謂へらく、徒らに憤るも益なし、且つ天下の事は身家より始まると。而して水戸の老公は當世の泰斗にして、其の隻語も以て吾が黨を矜式きやうしきすべし、況や其の壁書と云ふものをや。ここに於て活刷して以て同志に頒つと云ふ。安政戊午正月の吉、松下村塾。

(五) 日下實甫の東行を送る序 二月上旬

欠

欠

郎か・玉木彦
介・有吉熊次
郎・弘勝之助
か・佐々木龜
之助・佐々木
梅三郎〔關傳〕

〔一〕 通稱皆
作。久坂と並
んで松門の雙
麟と稱せらる
〔關傳〕

〔二〕 久保清
大郎〔關傳〕

〔四〕 嘉永四
年十二月過所
の下付を待た
ず藩邸を亡命
して東北諸國
の遊歴をなせ
ると安政元年
三月金子重之
助と共に米艦
に托して海外
に赴かんとせ
しこと

に勞す、今は最も任ぜざるべからず。僕幽廢百折し事々皆蹶く、鉛槧劍楯は其の屑しとする所に非ず、事を處し敵を料るは其の能くする所に非ず。然りと雖も寧んぞ他人に望むことなきを得んや。三生足下、其れ幸に之れを識れ。寅白す。二月五日

〔三〕 高杉暢夫に與ふ 二月十二日

僕、足下と交を納るるは、徒に讀書稽古の爲めのみに非ず、固より將に報國の大計を建てんとすればなり。足下と清太と思慮周詳にして、僕の固より推許して倚賴する所なり。但だ近日の議の如き、清太諸友其の説なきにあらず。然れども鋭甚だ過ぎ、乃ち之れを疎脱に失す。足下の一言之れを沮むことなかりせば、僕殆ど將に大事を誤らんとせり。事過ぎて之れを思へば、大夢の一覺の如し、僕何の感荷かこれに尙へん。僕平生の交友、亦鮮少と爲さず、自ら以て人を得たりと爲す。奈ともするなし、亡邸・入海二擧の後、諸友乃ち僕を以て狂と爲し暴と爲し、剛復自ら用ひ人言を聽かざるものと爲す。僕蓋し此の病あり。然れども人自ら知らざるを苦しむ。近日の言の如

きは、僕誠に聞くを樂しむ所、而して肯へて自ら改むるに吝かならず。足下僕の爲めに忠告せしこと、従前一に非ず。而して此れ最も危機たり。ここを以て特に書して謝を言ふ。足下願はくは棄てず、更に誨ふることあれ。當今天下の事、萬爲すべからず、而も爲さざるべからざるは、臣子の責なり。爲すべからざるを知りて爲さざると、爲す所ありて成らざると、皆俊傑の爲に非ざるなり。而して僕は乃ち幽囚せられ、事其の時に非ず。願はくは足下更に深思熟慮し、大計に於て發明する所あれ。足下の眷厚を辱うし、僕遂に言之れに及ぶ。寅白す。不宣。二月十二日

(二) 小國剛藏に與ふ 二月十五日

寅白す。噫夫、天下國家の事已んぬるかな。僕賦性率直にして、人に畛域を設くること能はず。其の心事淺易にして、原と委曲知り難きに非ず。而して迂儒俗吏は乃ち知る能はず、往々指目して狂と爲し愚と爲す。狂と爲し愚と爲すは其れ何ぞ迂儒俗吏に咎めん。乃ち荻野生の如き者も亦僕を知ること能はず。僕之れが爲めに痛哭し、益

(一) 長藩國相益田彈正の家臣。須佐の育英館教授
〔關傳〕
木書に關係ある二月九日附宛舊全集第六卷四〇三號書簡参照
(二) 荻野時行。益田彈正の臣。須佐の出身にして松下村塾に來學す〔關傳〕

(三) 益田丹下。益田彈正の老臣
(四) 益田彈正。當時國相府大臣

(五) 荻野時行。須佐に歸りて小國に松陰の意を傳ふ

知己の難きを哀しむなり。生素より半面なし、然れども神彩透徹、言論聽くべし、加ふるに足下僕を言ふの故を以て、一見舊の如し。輒ち天下の大計を以て告ぐることを爲す。其の言本と自ら次叙あり。其の幕府臣を墨夷に稱するも、二國は宜しく附同すべからずと曰へるは、立志の本なり。其の吾人は以て有司を責め、有司は以て大臣を責め、大臣は以て君公を責むと曰へるは、下手の次なり。故に足下早く出でて、丹下諸君と謀り、内貴主を責め、吾人乃ち之れを外に助け、以て國勢を振作せんと欲するは、僕の眷々する所なり。請ふ嘗みに夫の學を爲す者を觀よ、蓋し聖人を以て期と爲し、而して洒掃應對を以て事と爲す。期と爲さざれば、以て志を立つることなく、事と爲さざれば、以て手を下すことなし。志立ちて而して手下り、學問も成るべし、國家も濟ふべし。然れども荻野生已に僕の心を知る能はず、則ち足下の傳聞、何ぞ能く遙かに僕の心を諒せん。故に凡そ足下の論ずる所は、皆過慮なり。然れども其の諒せざる者は、啻に迂儒俗吏のみに非ず、啻に足下と荻野生とのみに非ず、平生の知舊皆然らざるはなし。ここを以て僕近日恐懼屏息し、日夕昏睡して、復た事を事とせず。

夫れ幕府誠に墨夷に臣となり、墨夷功利の政は以て君子小人を籠絡するに足る、而して國復た爲すべからず。唯だ時唯だ勢、今二三年に在るのみ。之れを過ぐれば、則ち祭肉三日を過ぎん。然れども是れ幽囚人の知る所に非ざるなり。向に荻野生の書至る、未だ復答するに暇あらず。善傳是れ祈る。二月十五日、寅白す。

僕維れ幽囚無知なれども、寧んぞ天下國家を憂へざるを得ん。但だ書は言を盡さず、傳説は訛り易し。足下出府せば、相見えて思ふ所を盡さんのみ。

良藏(三)に與ふ 二月二十二日

聞く、老兄戌を罷めて歸ると、甚だ好し甚だ好し。先次の郵便、老兄の官職つまつくと流傳す。僕方に書を作らんとし、筆を投じて大呼して曰く、「國尙ほ濟すべきなり」と。夫れ當今官に當り均を乘る者は、皆鄙夫なり。有志の士、其の間に翱翔かうしよう下上し、徒らに自ら困苦す、而して事に益なし、亦悲しむべきのみ。今老兄官適たまくと蹶躓けつちす、退きて俊秀を鼓舞し、用を有事に待つ、事これより便なるはなし。老兄の學識と勤とを以て

(一) 論語郷黨篇に「祭肉は三日を出さず、三日を出さずれば之れを食はず」とあり、その意は物を失して食物腐敗すれば折角の神の餘物を汚すを恐るるが故にして、ここは時機を既に失ふに譬へていふ
(二) 來原良藏「關傳」
(三) 長州藩は嘉永六年十一月以降幕命を受けて相模成倉の任にあり。良藏當時その成營にありしをさす

(四) 増野徳民・品川彌二郎。何れも村塾生「關傳」

(五) 富永有隣・久保清太郎「關傳」

して、官を棄てて之れを爲す、國寧んぞ濟すべからざるものあらんや。是れ僕の大呼して筆を投ぜし所以なり。老兄既に歸り、家兄趨訪して其の論ずる所を聞けば、則ち果して僕の料る所の如し。而して規模度量は則ち之れに過ぐ、僕何の欣慰かこれに尙へん。萩中正論の君子なしとせず。唯だ口能く之れを言ひ、身は未だ必ずしも之れを行はず。ここを以て僕は悶々鬱々、國の爲めに憤切す。憤切國の爲めにすれば、乃ち人に猜忌疾怒せられ、進退日に谷まる。老兄に非ずんば、其れ誰れか僕を助けて、而して其の不逮を匡たださん。今日、徳民(四)・彌次將に詣りて老兄に見えんとす。僕一詩を呈して教を乞はんと欲すれども、急迫及ぶ能はず、裁かに一聯を得。曰く、「勤王敵愾世皆口にす、刻意勵行獨り君あり」と。僕當世を慨たげきて老兄を推すこと、大略斯くの如し。昨聞きのこく、老兄譴を蒙りて出でずと。唯だ須らく反省して罪を思ひ、益々精忠を蓄へんことを是れ祈る。論ぜんと欲するもの尙ほ多し、統べて後音に期す。二月二十日、寅二拜白。

有隣(五)・清太の勉勵喜ぶべし。他に同志の士尙ほ數名あり。後生畏るべし、先生則ち

畏るべからず。伊れ憂ふべきなり。

清狂に與ふ 二月二十六日

(一) 當時松下村塾生と藤澤明倫館人士との間に意見対立あり、月性その間の居中調停の勞をとる。上人の言とはこの件に就いてのこととをさす

(二) 詩酒書畫の樂をさす。上の彼は國を憂へ難を任とすることをさす

昨^{きのふ}、枉顧を辱うし、政府の意を傳へらる、至慰至慰。上人の言^(一)徴かりせば、政府は遂に吾が黨を以て狂妄輕銳事を解せずと爲し、而して吾が黨は遂に政府を以て宴安姑息國を恤^{うれ}へずと爲し、二者の隙、其れ孰^たれか之れを釋^とかん。當今天下の大勢、已に知るべし。藩翰諸侯宜しく國是を建立し、豫め大變に備ふべし、斷じて雷同願望して、一時を苟^{こう}偷^{とう}すべからず。政府已に此の議を決す。群材宜しく用ふる所あるべし、群策宜しく施す所あるべし。是の時に當りて、苟も國を憂へ難に任ずる者、其の趨向するところ千差萬別なりと雖も、要は其の大同を爲すに害あらず。書生の同は狂論多し。而して政府の諸位も蚤^{つと}に朝して晏^{あそ}く退き、寢食安からざれば、則ち其れ或は餘間に遇ひて詩酒に憂を消し、書畫に悶を排するも、無寧^{いづく}ぞ傷と爲さん。此れ其の同不同は彼れに在りて此^(二)れに在らざるを以てなり。僕已に此の説を以て、徧く同志に告ぐ。同志翁

(三) 周布政之助、當時藩國相府遠近方の役に在り、政府少壯有志の代表者〔關傳〕

然として以て然りと爲す。因つて謂へらく、果して以て然りと爲すも、其の實あらずんば、亦空言のみ。其の内^{こころ}は遂に然りと爲さざるなりと。上人願はくは周布公輔^(三)と約し、一日を卜定し、吾が黨の士某々若^{じやく}而^{じじん}人を其の宅に會し、歡然晤言して以て其の大同を證せば、政府の意大いに吾が黨に流れ、吾が黨の情大いに政府に通ぜん。庶^{こひね}幾^ねはくは吾が黨の狂妄輕銳、政府に怪しまれず、而して吾が黨敢へて政府の宴安姑息を疑はざらん。上人已に二者の情に通ず。請ふ遂に之れを謀られなば幸甚なり。不宣。二月念六日、寅再拜。

清狂に與ふ 二月二十六日

防府の天満社官鈴木高^(四)輅過らる。議論恍惚、一にこれを國風に寄す、蓋し尋常の社官に非ざるなり。上人の世の緇^し流^{りゅう}に非ざるを聞くや、一見して志を論ぜんと欲す。夫れ今世、社官と云ひ緇流と云ふ者、皆乞丐非人なり、吾れの齒する所に非ざるなり。其の或は然らざる者に至りては、或は神或は佛、眵^{しん}域^{あき}あるなし。因つて書を附し鈴木の

(四) 防府の松崎天神社官にして國學に通じ歌をよくす。萬延元年歿、年四十九

先容と爲す、炳亮あらば幸甚なり。念六日、藤寅再拜。

清狂師の郷に歸るを送る序 三月一日

(一) 宋の平陽の人、字は明復。泰山に退居して春秋を編ひ、王發微十二篇を著す。後に范仲淹等の推薦により出でて仕へ、殿中丞となりて歿す。

吾が性迂疎堅僻、世事に於て通曉する所なし。獨り身を以て物に先んじ、以て艱を犯し險を冒すを知るのみ。而して懦夫庸人、乃ち往々駭愕し、指目して孫復・石介復び生ると爲す。嗚呼、明復・守道は詢に吾れの衽を斂めて肅敬し、其の及ばざるを嘆ずる所なり。然れども衆口積毀、國是を誣罔し、勢將に清流・東林の議を起さんとす。區々の身惜しむに足らざれども、抑、將に國家を何如せんとする。方外の同志清狂師其の斯くの如きを患へ、奮然として錫を飛ばし、急ぎ萩城に走り、諸公の間を周旋す。又吾が慮に造り、交、國の正氣長養せざるべからざるも、庸儒の論聽くべからざることを論ず。ここに於て吾が徒の心始めて平ぎ、而して諸公の疑も亦解く。吾が江家をして萬、衰漢・季明の禍なからしむ。清狂師の功、ここに於てか大なり、而して所謂智名勇功なき者に幾からずや。師又余に徵め、其の郷友秋本文字兵衛の事を記せしむ。

り、人に多く指目さる

(二) 清流は後漢末宦官の横暴に反抗して立ちし清廉正直の徒にして、陳蕃・李膺等首領となり、大學生數萬人これに黨して朝政官吏の善惡を評論せしをさす。東林は明末の萬曆の時、顧憲成等正義の士、宋の楊龜山創設に係る東林書院を再興して學を講じ同志と時政を痛論して憚らざりしをさす。この二者は爲めに誅戮投獄されし者多し。下文の衰漢・季明の禍とはこれをさす。

(四) 孫子軍形篇に「古の

文字兵衛は邑正にして書を知る者なり。其の邑甚だ小さく、又強邑に介まる。近日強

邑の者來寇す。文字密かに奇計を運らし、寇をして疑ひて自ら引き去らしむ、亦所謂

勝ち易きに勝つ者に幾し。吾れここに於て感ずる所あり、一郷一國は言ふに足らず。

方今四夷の事、天下の計、策士論者方に首を疾め心を苦しめて、至難至艱と爲し、智

極まりて勇窮まる。吾れを以て之れを觀れば、寧んぞ平々易々として功名言ふべきな

きものなけんや。牛刀にて鶏を割き、陸地に舟を行る、吾れ感なき能はざるなり。清

狂師向に母を喪す。忌甫めて訖り、吾が報達す、錫を飛ばして直ちに至る。至りて數

日、郷報至る。三月朔、清狂乃ち去る。吾が感益深し、故に序を爲りて之れを送る。

其の徵められし所の記事は、將に郵便もて繼ぎて之れを致さんとす。

清狂名は月性、周防遠崎妙圓寺の住持なり。清狂は僧なりと雖も、好んで天下の名

流と交はる。其の藩府に來りて法を説くや、府員學生日に相從ひて遊ぶ。時に亦論

建あり。常に尊攘を以て自ら任じ、扼腕流涕之れを道ふ、事猶ほ目に在り。豈に圖

らんや、序を作りて之れを送るの後月、溘焉として示寂す。友人土屋松如爲めに之

所謂善く戦ふ者は勝ち易きに勝つ者なり故に善く戦ふ者の勝つや、智名もなく、勇功もなしとあるに基く(五) 前註參照(六) 小事を處するに大器を用ふるの愚なるに喩ふ。論語陽貨篇に出づ(七) 我意を以て無理を通さんとするをいふ。莊子天運篇に舟を陸に推すとあり(八) 安政五年五月十一日(第九卷五月十五日附梁川翠巖宛書簡によれば十日とあり) 急に病みて死す。年四十二

れが傳を立つ。其の文甚だ美なり。然れども此の序に謂ふ所は未だ論及するあらず。余因つて具さに平日相與の始末を書し、書事一篇を作る。已にして之れを松如に示せしに、松如之れを周布公輔に借し、遂に亡失を致す。清狂素と詩名あり、手定の吟稿三卷、これを家兄伯教の所に藏す。清狂已に寂し、同志頗る上梓を謀るも、其の多くは時事に牴觸するを以て旋や復た遅回す。獨り護國論一卷、世に梓行す。是れ其の說法の主旨を論ぜしものなり。清狂固より自ら不朽の人物にして、他人の之れを傳ふるを假らざるなり。然れども余清狂に負ふもの多し。偶々舊稿を讀みて、愴然として懷あり。因つて之れを書す。己未四月十四夜、寅書す。

無窮の説、無窮の東遊を送る 三月三日

同邑の松洞散人松浦温古、字は知新、幼にして繪事を好む。已にして余に従ひ書を讀む。一日諸友と松下塾に會し、架上の古法書を擢きて之れを閱し、偶々無窮の二字に遇ふ。其の筆勢天矯騰驤なるを見、群り觀て快と稱す。松洞即ち取りて以て自ら號と

し、後遂に其の名字を改め、無窮を以て自ら稱す。

歲戊午の三月、將に東のかた江戸に遊ばんとし、余に造りて無窮の説を請ふ。余謂へらく、無窮の義、蓋し無窮なりと。天地を以て言ふものあり、江海を以て言ふものあり。易家は易を以て無窮と爲し、兵家は兵を以て無窮と爲す。然らば則ち無窮の義たる、其れ誰れか之れを窮めん。但だ松洞は乃ち古法書に於て、偶々一たび之れに遇ふ、吾れ益々説を爲す所以を知らざるなり。然れども吾れ松洞と交はること三年なり。初めは以て畫師と爲し、已にして其の書を好み歌詩を喜ぶを知る。今は則ち隱然たる有志の士、國家を以て憂と爲す者なり。是れ吾が三年の交、三たび其の品題を易ふ、其の中誠に無窮にして測るべからざるか。抑々其の學駁々として進益し、窮極あるなきか。吾れここに於て一説あり。

當今天下の事何如ぞや、未だ必ずしも志士仁人なきにあらず、然れども能く濟す者あるなし。蓋し智窮まり勇極まり、才乏しくして志先づ竭くるのみ。今松洞の遊、志氣甚だ雄なり。江戸衰へたりと雖も、霸氣の餘烈尙ほ在り。而して憂國の士、是非淑慝、

(一) 是非、淑慝共に善惡良否のこと

見聞皆師なり。智勇を蓄積し、才器を練磨するは、其れ人に存するか。無窮無窮、已に其の中を窮むるなく、又其の學を窮むるなし。無窮の發する、其れ果して窮むべけんや。易の變爻の如く然り、兵の奇正の如く然り、以て天地に比すべし、以て江海に方ぶべし。

松洞の此の行、塾中の同志頗る謀畫する所あり。大計に非ずと云ふと雖も、其の利鈍成壞、亦窮と無窮何如を顧ふのみ。已にして無窮の説を爲り、併せて其の行を送ると云ふ。三月三日

周布公輔に與ふる書 三月十四日

囚奴寅二、再拜して周布公輔足下に白す。側聞す、相府頃る檄を屬吏及び館生(三)に傳へ、切直の言を求むと。蓋し謂へらく、目今天下の勢、將に一大變あらんとす。機に先んじて策を運らし、以て治安を謀る、其の明識深慮、至れりと謂ふべしと。僕幽囚せられて世事に預らずと雖も、盛學を傳聞す、寧んぞ黙々として生を此の間に偷む(四)に忍び

(一) 一一九
頁頭註参照

(二) 明倫館
諸生

(三) 揚子法
言に「漢、群
策を屈し、群
策、群力を屈
す」とあるを
取れるか

んや。但だ今日群賢職に任じ、諸士慮を竭す。所謂群才を屈し、群策を屈す、何ぞ囚奴の瞽言を待たん。待つ所なしと雖も、猶ほ且つ瞽言するは是れ僕の忍びざればなり。僕少少より天下を跋涉し、遍く其の風尙を観るに、強あり弱あり、良あり頑あり。而して東西の邊隅、或は頑鈍迂僻の如しと雖も、其の剛強亦取るべきものあり。吾が防長に至りては、其の人温良善を好むこと天下に比なし。而れども其の弊柔弱にして自ら安んじ、振はざるに歸するのみ。ここを以てこれを平世に措かば、尙ほ可なり。當今大變の機に會ふ、重く之れが爲めに憂慮せざるべけんや。然れども善を好むの人に因りて、剛強の國と爲し、以て風尙の弊を一變する、豈に術なからんや。是れ固に吾が君吾が相の任なり。僕請ふ略ぼ吾が相の爲めに之れを言はん。

僕嘗て平戸に遊び、其の士林を観るに、家必ず一小舸を置き、少しく餘力あるときは、輒ち洋に出でて魚を捕へ以て樂しむと爲す。其の地海島險狹なり、然れども騎馬乏しからず。僕知る所の葉山佐内なる者、食祿五百石、班は中老に列し、時に寺社奉行たり。彼の藩に在りては蓋し重臣たり。其の齡又已に六十を踰ゆ。而も其の城に上るを

見るに必ず騎し、官暇の時には出でて大洋に漁す。常に曰く、「海島の士此くの如くならざれば、事に臨みて用を濟さず」と。平戸の士風、大率此くの如し。西南の諸國、古より最も水戦に長ずと稱す。而して今平戸は頗る古風を存す、蓋し由つて然るものあるなり。今吾が藩柔弱の習、一朝にして之れを矯むるは固より易き事に非ず。然れども吾が相(二)二國の均を兼る、風尙の由る所、責其れ歸するあり。願はくは剛邁雄武の爲を振ひ、屬吏・群士に先んぜば、弊習其れ改まらざるものあらんや。況や吾が相年わか少く武を好み、馬を馳せ劍を試み、山海を跋涉し行伍に出入す、下輩賤士と雖もこれに及ぶ能はざるものあり。膏粱執袴の習(三)、斷々乎として一も存するものあるなし。人固より之れに服す。今重職に任ぜらると雖も、願はくは屬吏及び諸士中材武の者を率ゐ、或は遠く六七里の外に騎し、或は魚を大海の中に捕へ、礮を演じ陣を敷くの事と、比びて之れを行ふこと、月に率ね數次以て常と爲し、乃ち城に上り學(三)に赴き、及び親故に往來するが若き、凡そ事ありて出入するには、必ず騎馬を以てして敢へて乘輿の安きに就かず、又屬吏に令して、分に隨ひて馬を養ひ、常に之れに騎らしめんことを。

(一) 國相益田正をさす。正當時年二十六歳、元來松陰の兵學門下にして有爲の士、松下塾同志より大いに嚮望さる。

〔關傳〕

(二) 奥館明倫

是れ固より小事なり、然れども弊風を變ずるの一端なり。

凡そ官吏の習、頭を簿書に埋め、志を期會に役し、武技習ふに暇あらず、兵械檢するに遑あらず、身體柔軟、面目皓白、雨雪霜露に勝たふる能はざるは、已むを得ざるの勢なり。然れども或は誤りて以て重職厚官固より當に然るべしと爲さば、官を求め任を貪る者、率ね其の風に倣ひて以て善美と爲し、滔々として流れて一國の風尙とならん。然らば則ち吾が相の一舉一動は乃ち一國強弱の關係する所なり、慎まざるべからざるなり。

今相府言を求む、屬吏諸生は蓋し事務に益せんことを望むなり。然れども一片忍びざるの心、萬誓言の罪を避けざるなり。公輔足下、僕の平生を悉つくす、足下に如くはなく、吾が相に進言する、足下に如くはなし。若し僕の言を以て或は然りと爲さば、時を以て此の意を吾が相に鳴せよ、則ち亦僕幽囚の一願なり。寅二再拜して白す。三月十四日

中村理三郎に贈る 三月二十五日

- (一) 明倫館
- (二) 松陰の外叔久保五郎左衛門〔關傳〕
- (三) 安政二年十二月十五日獄を免されて杉家に歸せらる
- (四) 安政四年十一月五日を以て開く。熟主表面は久保氏なるも事實は松陰の主宰に係る
- (五) 中村理三郎・岸田多門〔關傳〕

今茲三月、學館、讀を試す。松下の塾童場に赴く者凡そ十五名、皆甲科に登り、一の差^さあるなし。久保氏塾を^はめしより、年に益、盛を加ふ。乙卯の冬、余甫めて歸り、此の邑に囚せられ、嚴に交遊を絶つ。其の後塾生竊かに來りて業を請ふ者あり。遂に久保氏と力を^あせて、新塾を營む。ここに於て邑學稍や振ふ。而して其の余の囚室に從ふ者、童子は則ち中村・岸田の四五生、最も其の先に居り。中村・岸田の二生、資頗る遲鈍なるに似たり、而して進益效を見はすこと、反つて之れが最たり。蓋し其の勤苦人に過ぐるものあるなり、去年の秋試に、中村生論語科を爲む、能はざるを以て病と稱して出でず。此の時に當りて、衆皆請へらく、「生濟すべからざるなり」と。未だ幾くならずして、來りて余に從ふ。余其の性勤苦に勝ふるを見て頗る之れを愛し、益、爲めに力を竭す。讀を孟子に起してより未だ半年ならざるの間、五經を讀完し、稍や群輩の上に出づ。已にして村塾増築の事興り、諸生親ら^{ほんちく}畚築を執り、土石竹木を搬運す、群童の中に在りて、生最も力あり。群童日に擊劍を試む、生亦頗る勤む。塾

に一頑兒あり、常に群童を侮慢す。群童平かならず、均しく往きて之れを攻む。余後に詰問せしに、生等明かに陳べて隱さず。余其の暴を咎めて、其の直を嘉す。生今十四、誠に今の道に反するなく、益、未だ至らざる所を勉めなば、其れ必ず濟すことあらん。然れども人情は困しめば則ち振ひ、得れば則ち怠る。生蓋し前に困しみ、而して今に振ふ。安んぞ今の得たるや、又後の怠を致さざるを知らんや。今塾中交、生を譽む、而して余獨り爲めに惧るるあり。向に謂ふ所の四五生中、岸田生、生に長ずること一歳、而して勤苦或はこれに過ぐ。飯田生の如きは生より少きこと二歳、國司生の如きは生より少きこと一歳なるも、其の才學皆^はかに二生の上に出づ。甚だ勤苦するに非ざるよりは、輒ち及び易からざるなり。然らば則ち生其れ怠りて振はざるべけんや。余故に具さに言ひて、中村生に贈ると云ふ。三月念五日

- (六) 飯田吉次郎〔關傳〕
- (七) 國司仙吉〔關傳〕

- (八) 通例須佐と書く、長門の東北海岸石見に近き地にして家老益田彈正の采地

久保清太・富永有隣及び村塾諸子、萩野時行と同じ

く嵩佐に遊ぶを送る敍 三月下旬

(二) 須佐の人、小國剛藏門下の俊秀

(二) 毛利祖先大江氏は平城天皇の皇子阿保親王より出づ
(三) 毛利敬親

外弟久保清太、夙に育材の志を抱き、二三の友と謀り、富永有隣を獄より抜き、又松下塾を増廓して、以て邑人を教ふ。其の志甚だ鋭にして、生徒日に集まる。有隣・清太隠然として謂へらく、吾れの志以て漸くにして成るべしと。會なまくさ嵩佐(一)の荻野時行、常に其の邑の振はざるを慨あはき、歳の三月、策を決して來遊し、二子と交を締ひび、益々其の合ふあるを喜ぶ。行くに臨みて終に二子及び塾生十數名を誘ひて去る。蓋し反りて其の邑を震はさんと欲するなり。吾れ幽囚せらると雖も、素より二子と志を同じうし、助けて之れを成さしめんと欲す。其の塾徒に於ける、晉けいに傾蓋けい一朝の故のみにあらず、故に其の行くに及んで、敍して之れを送る。曰く、古より憂國の士多く謂へらく、「安危の界、存亡の秋とせ」と。吾れ常に以て徒言と爲せり。今日墨夷の謀行はれれば、則ち國危ふくして亡びん。能く其の謀を伐たば、則ち其の存亡、固より將に日あらんとす。則ち謂ふ所の界と秋と、固より今日に在るなり。竊かに聞く、今皇聖明、公卿人あり、而して二三の大藩、朝廷の爲めに忠謀すと。其れ或は挽回の機あらんか。吾が大江の源は、實に(三)天潢を分ち、歴世勤王して以て本初に報ゆ。而して今公最も

(四) 所謂吳越同舟、利害を同じくする時は知ると知らざるとの別なく期せずして相救ふに喩ふ。孫子九地篇及び戰國策に見ゆ
(五) 同國人にして其の心一致せざるをいふ。書經泰誓篇に出づ

志ここに篤し。則ち臣民力を竭すの日、今を捨なきて其れ何れの時ぞや。今吾が同友、江戸に在る者あり、皇京に在る者あり、各々其の籌畫する所を行ふ。然れども行ふ者は常に居る者を憂ふるあり、而るに居る者顧かつて漠然として念と爲さざるは、古今の通患なり。今、嵩佐人の松下に待まちつあり、而して松下生の嵩佐に望むあるは、皆居る者の行ふ者の心を安んじて、其れをして其の行ふ所を成すことを得しむる所以なり。抑々同舟風に遇はば、吳越(四)も兄弟なり、紂(五)の兵は億萬にして、其の心を億萬にす。今や萬、億萬の患うれなしと雖も、今日の舟、其の風に遇ふや亦甚し。松下・嵩佐合して左右の手とならば、四海兄弟は其れ此の擧より始まらんか。然れども劇飲狂舞し、主は其の材を糜つひし、客は其の禮を失し、以て氣合ひ意投ぜりと爲すは、是れ流俗の見にして、吾れの取る所に非ざるなり。諸子の行、發すること明晨に在り、事急にして各々之れが敍つくを爲る能はず、故を以て通言すること此くの如し。嵩佐の小國剛藏も亦素より此の志を同じうする者なり。諸子其れ往きて之れを謀れ。

中谷賓卿を送る敍 三月下旬

(一) 書經阜陶談の篇に出づ。萬機は書經には萬幾に作る。一日二日の短時日の間に多くの禍の兆ある意

大凡機の事に在るや、歎として來り忽として去り、窮極あるなし。信なるか、兢々業業、一日二日、乃ち萬機あるや。癸丑・甲寅以來、魯・墨・英・佛、憧々往來し、事塞ぐが如くして而して復た開き、僅かに開きて而して忽ち塞ぐ。去年の冬に至り、墨使府に入り、吾が爲めに法を變じて相を置かんことを謀る。嗚呼、天下の事、其れ遂に塞ぎて復た開かざるか。天下の機、其れ終に去りて而して復た來らざるか。今上皇帝、文武叡聖にして、親王公卿、隱然として人あり、世皆皇道の復興を冀ふ。征夷府久しく世子を置かず、或は以て憂と爲す。近ごろ聞く、一橋卿選ばれて西城(三)に入り、甚だ士論を協へ、二三の大藩又正議を以て朝廷に奏する者ありと。事開き、機來る、將に復た日あらんとす。是れ誠に志士力を竭すの秋なり。
古より未だ嘗て君子なきにあらざれども、小人ありて之れを間て、爲すことある能はず。未だ嘗て正論なきにあらざれども、邪説ありて之れを擾し、行ふことある能はず。然れども小人邪説は、譬へば禾の秕あるが如く、叢の棘あるが如し、理の固より免か

(二) 西城は西の丸、將軍繼嗣の居る所、即ち一橋慶喜將軍繼嗣となりしを傳ふ。然れどもこれは誤傳に基きしものにして、後に遂に紀州徳川慶福入りて嗣ぐ

(三) 忠兵衛藩の循吏として精勵恪勤の名あり、安政三年七月病を以て歿す。第四卷一四八頁「中谷正亮に與へて喪を弔する書」参照

れざる所なり。君子、君子を攻め、正論、正論を駁す、宋・明には則ち之れあり、然れども吾れに寧んぞ之れあらんや。苟も朝旨をして沛然として征夷・諸藩に流通せしめ、征夷は諸藩に率先して、朝廷に奉事し、諸藩は朝廷・征夷の間を周旋し、天地をして交はりて泰からしむれば、則ち皇道其れ興らざるものあらんや。但だ天下は大物なり。正論君子と雖も、或は一を顧みて二を失ひ、東に拘りて西を遺るれば、則ち君子、君子を攻め、正論、正論を駁すること、或は將に之れあらんとす。是れ吾れの天下の爲めに過慮する所なり。然れども機に臨みて果決、留滯あることなく、異説ありと雖も、其の間に發作するを得ざらしむ、亦事を處するの一權なり。
吾が友中谷賓卿は忠孝の人なり。嚮に其の父を喪し、嚴に心制を持すること三年なり。未だ終らざること三月、朝廷及び征夷・諸藩の議を傳聞し、坐視する能はず、蹶然として起ち、天下の正論君子に従ひ、事機を論議し、國家の爲めに大策を建てんと欲す。歳の三月、將に先づ九國に往き、然る後畿内に遊び、遂に坂東を觀んとす。余之れを送りて曰く、成し難きものは事なり、失ひ易きものは機なり。機來り事開きて成す能

(二) 池内大
學、名は奉時、
陶所と號す。
京都の浪人儒
者。一時は梁
川星巖・春日
潛菴等と學名
並び高く、所
謂水戸藩京都
手入に力を添
へ、戊午の大
獄に自首して
出づ。爲めに
罪軽く、後に
志士より裏切
者と見られて
文久三年暗殺
せらる。

(二) 安政五
年二月左の四
名を褒賞す。
口羽徳輔の臣
阪上忠助、浦
和負の臣秋良
敦之助、佐世
主殿の臣土屋
矢之助、清水
美作の臣藤波
傳兵衛

はず、坐して之れを失ふものは人の罪なり。近ごろ傳ふ、智恩院の臣池内某、水戸奏
議の事を以て微かに征夷に觸忌し、京畿の士、是れが爲めに少しく畏れて沮むと。噫、
今世、士と稱する者、大率顧慮すること多きに過ぎ、徒らに禍敗を憂ふ、ここを以て
事成らずして、機乃ち去る、豈に惜しまざるべけんや。賓卿賓卿、家に在りては孝を
重しとし、國に在りては忠を重しとす。身を憂へざれば以て孝と爲すなく、家を忘れ
ざれば以て忠と爲すなし。賓卿其れ天下の正論君子の爲めに盡く之れを言へと。是れ
を敘と爲す。

周布公輔に與ふる書 四月上旬(カ)

寅白す。治國の要は、賢を擧げ能を用ふるに在り、是れ古今の通論なり。然れども徒
らに擧げて之れを用ふるを知りて、而して之れを鼓舞激厲するを知らざるは、其の初
にして則ち未だしきなり。今鼓舞激厲の道、専ら士林に及べども、而も未だ輕卒以下
に及ばざるは一闕事と謂ふべし。向に國相府、陪臺四名の人を稱揚し、已に其の端を

發す、甚だ其の宜しきに適へり。願はくは更に其の意を擴めて、これを輕卒に及ぼさ
んこと、豈に佳事に非ざらんや。輕卒中固より亦老成にして稱揚すべき者あらん。然
れども僕の最も鼓舞して激厲せんと欲する所の者は、獨り少年卓犖の徒に在り。徒に
之れを稱揚せんと欲するのみに非ず、亦官命じて其の四方に遊學するを縱されんこと
を欲するなり。輕卒は弓銃隊以下數十隊、千人を下らず。僕常に怪しむ、天の材を生
ずるや、貴賤を別つなし。賤者の材、或は貴者に過ぐるものあり。而るに率ね彼の千
人中、文學武技、一時に震ひ天下に聞ゆる者は、士林の百の一なる能はず。寧んぞ鼓
舞激厲するに、上其の道を失し、自暴自棄して、下其の業を荒るに非ざるを得んや。
僕の知聞する所を以てするも、輕卒中四方に遊學せんと欲して、而も未だ能はざる者、
十數人を下らず。此の輩の心専ら文武に在り、誠に同儕の阻排非笑を避けざるなり。
然れども衆楚の囂々たる、一齊人の能く當る所に非ず。苟も官之れを助けて之れを成
すに非ざれば、方に恐る半途にして汨没せんことを。今遊學の令、沛然として一たび
下らば、渠の氣十倍せん。而して向の阻排者は變じて贊成を爲し、非笑者は變じて景

(三) 第三卷
孟子滕文公下
篇第六章參照

(一) 藩務を帯びて他國に出張中支給せらるる手當の米

(二) 松陰が勅諭の煥發を知りしは四月十二日頃(第九卷、安政五年四月十二日附品川宛及び同日附月性宛書簡参照)であり、同じく四月十八日附森田節齋宛書簡には既にこの對策を「感激の餘把筆立ちどころに就り申し候」云々と述べてある。因つて假に中句と推定せり

慕を爲さんこと必せり。然れども渠れ皆小祿薄俸、自ら其の遊資を辨ずる能はず。願はくは政府各隊に勅令して、一良法を設け、略ぼ旅役出米の例の如くにして、公に其の費用を給せんこと、豈に其の方なからんや。果して能く之れを行はば、三五年ならずして、必ず奇才偉物其の間に生ずることあらん。然る後擧げて之れを用ふるも、亦國を治むるの一著なり。願幸くは之れを謀れ。寅再拜。

附

仙之丞なる者あり、亦所謂輕卒輩中の一才物にして、土谷矢之介の門人なり。矢之介は文律審密にして、運らすに才學を以てす。其の指授を奉ずる者、文各、法度あり、而して仙最も其の俊秀たり。僕の其の遠遊を縱されんと欲するは、此の輩是れなり。仙の近業二篇別紙附往す、願はくは一見して之れが評騭を爲さば、何の幸か之れに過ぎん。寅又白す。

對策一道

附論一則

四月中旬

(三) 弘化元年オランダ王使をわが國に遣はして世界の形勢を告げ、開國を勸む
(四) アメリカ・ロシア・イギリス・フランス

謹みて對ふ。弘化の初め蘭使至りて變を上る。ここに於てか天下紛々として兵を言ふ。時に和を主とする者少なく、戰を主とする者衆し。其の後十年、墨・魯・暗・拂駸々として來り問ふ、而して墨夷の患最も深し。ここに於てか兵を言ふ者益々盛なり、而して向の戰を主とする者多くは變じて和を主とす。和を主とする者衆くして、戰を主とする者寡し。夫れ戰を主とする者は鎖國の説なり、和を主とする者は航海通市の策なり。國家の大計を以て之れを言はんは、雄略を振ひ四夷を馭せんと欲せば、航海通市に非ざれば何を以て爲さんや。若し乃ち封鎖鎖國、坐して以て敵を待たば、勢屈し力縮みて、亡びずんば何をか待たん。且つ神后の韓を平げ、貢額を定め、官府を置きたまふや、時に乃ち航海あり、通市あり。徳川氏征夷に任ず、時に固より航海して通市せり。其の後天下已に平かに、苟偷無事なり、寛永十三年乃ち盡く之れを禁絶す。然らば則ち航海通市は固より雄略の資にして祖宗の遺法なり、鎖國は固より苟偷の計にして末世の弊政なり。然りと雖も、之れを言ふこと難きものあり。今の航海通市を言ふ者は能く雄略を資くるに非ず、苟も戰を免かれんのみ。其の志固より鎖國者の戰

を以て憚と爲さざるに如かず。故に世の和を言ふ者は心實に戦を畏れ、内に自ら恐づるあり。(然るに)一たび吾が言を聞かば、將に口に藉きて恧ぢざるあらんとす。ここに於てか和を排して戦を主とする者又従つて之れを攻むれば、吾が説蹟かん。是れ其の言に難き所以なり。

嗚呼、神州の振はざること久し。一旦勅諭震發するや、正論鬱興す、誠に曠代の盛事なり。凡そ臣子たる者之れが承順を爲すこと能はずんば、其れ之れを何とか謂はん。況や墨夷の脅嚇、幕府懾れて之れを聴き復た國體を顧みず。凡そ士民たる者之れが匡救を爲すこと能はずんば、亦之れを何とか謂はん。今墨夷は相を置き市を縦(一)にせんと欲す。蓋し相を置くは吾が國を馭する所以なり、市を縦にするは吾が民を誘ふ所以なり。又天主堂を立てて吾が國の妖禁を除き、及び商館を建て吾が民を備ひて之れを用ひんと欲す。其の國を馭し民を誘ふことを爲すや甚し。夷謀此くの如し、而して幕府は方且に和を講じて謀と爲す。其れ果して雄略を資くるか、抑、苟も戦を免かれんとするか。戦を畏れて和を講ずる、是れ 聖天子の軫念したまふ所以なり。一旦幕問

(一) 此處にては外交官、總領事等をさしていふ。

吾が公に及ばば、吾が公宜しく答言したまふべし、「天勅は奉ぜざるべからず、墨夷は絶たざるべからず」と。是くの如きのみ。幕問必ず重ねて及びて曰く、「天勅は固より奉ぜざるべからず。然れども向に已に墨夷と條約せり、今何の辭もて之れを絶たんや」と。吾が公之れに答へたまふこと易々たるのみ。今墨夷の禍心は洞として火を覗るが如し。然れども其の辭には乃ち曰く、「統領は日本の爲めに謀るのみ、統領自ら爲めにするには非ざるなり。使臣は日本の爲めに慮るのみ、使臣自ら爲めにするには非ざるなり」と。吾れ従つて之れが答辭を爲して曰く、「大統領は吾が國の爲めに謀ること深し、貴使臣は吾が國の爲めに慮ること厚し、吾れ固より其の辱を拜す。但だ吾が國は三千年來未だ曾て人の爲めに屈を受けず、宇内に稱して獨立不羈の國と爲す。今貴國の命を受くれば乃ち其の臣屬となり、今貴國の教を奉ずれば乃ち其の弟子となること、勢已むを得ざるなり。三千年獨立不羈の國、一旦降りて人の臣屬弟子となる、豈に大統領・貴使臣、人の爲めに謀慮するの意ならんや。果して吾が爲めに謀慮せば、願はくは引き去り、吾れの往きて答ふるを待て。近日の約はこれを 天子に奏せしに、

(一) 四方の
國、即ち全國

天子震怒したまひ、これを四國に敷きしに、四國憤懣して僉謂へらく、貴國は人の爲めに謀慮する者に非ず、甘言美辭もて人を陷阱に陥れんとする者なりと。吾れ貴國の爲めに謀慮す、去らざれば禍將に及ばんとす」と。是くの如くにして去らざれば、其の禍心已に著はる、名を正し罪を責めて、宇内に暴白すとも、其れ孰れか然らずと謂はん。然れども墨夷猶ほ謂はん、「吾れ宇内を合せて之れを同じうせんと欲す、貴國獨り梗ぎて従はざれば兵を尋ひざるを得ず」と。吾れ之れに對へて曰く、「方今未だ貴國に同ぜざる者、特に吾が國のみに非ず。今汝と約せん、亞細亞諸國盡く貴國に同じて、而も吾れ未だ答ふる所あらざれば、吾れ甘んじて其の曲を受けん。諸國にして未だ同ぜざれば、吾れの同ぜざる、何ぞ獨り梗と爲さん」と。辭命是くの如くならば、墨夷は退かざるを得ず。退かずんば之れを擒にし之れを誅すとも、吾れ皆名あり。苟も吾れ名あらば、戰ふに於て何かあらん。

然りと雖も、空言は遂に以て驕虜を懲すべからず。宜しく今日より策を決し、上は祖宗の遺法に遵ひ、下は徳川の舊軌を尋ね、遠謀雄略を以て事と爲すべし。凡そ皇國の士民たる者、公武に拘らず、貴賤を問はず、推薦拔擢して軍帥船司と爲し、大艦を打造して船軍を習練し、東北にしては蝦夷・唐太、西南にしては流蚪・對馬、憧々往來して虛日あることなく、通漕捕鯨以て操舟を習ひ海勢を曉り、然る後往いて朝鮮・滿洲及び清國を問ひ、然る後廣東・咬啗吧・喜望峯・豪斯多辣理、皆館を設け將士を置き、以て四方の事を探聽し、且つ互市の利を征る。此の事三年を過ぎずして略ぼ辨ぜん。然る後往いて加里蒲爾尼亞を問ひ、以て前年の使に酬い、以て和親の約を締ぶ。果して能く是くの如くならば、國威奮興、材俊振起、決して國體を失ふに至らず、又空言以て驕虜を懲するの不可なるに至らざるなり。然れども前の論は以て墨夷を卻くべし、而るに後の論擧がらざれば何を以て國本を強くせん。國本強からざれば、虜患何れの時にして止まんや。後の論は以て國本を強くすべし、而るに鎖國を以て謀と爲し、航海互市を以て古に非ずと爲して衆咻して之れを攻むれば、後の論何を以て擧がらんや。然らば則ち天下の事は吾が公自ら任ずるに非ずんば、斷然として遂に爲すべからざるなり。吾れ篤劣なりと雖も平生書を讀み、皇室を重んじ、夷虜を憤ること、

具さに明問の及ぶ所の如し。今日の事、言何ぞ之れを盡さん。聊か其の百一を對ふること右の如し。

附論

或ひと曰く、「勅諭は正大高明なり、征夷必ず服して之れを聽かば、則ち其れ虜使を誅し國威を立て、弘安の事起らん。若し或は征夷昏迷不恭以て皇命を梗がば、則ち承久・元弘の變發らん。子以て何如と爲す」と。曰く、「然り、吾れも亦之れを思ふ。今日の事、弘安と承久・元弘と似て而も大いに同じからざるものあり。蒙古は兇威を逞しくする者なり、墨夷は實利を謀る者なり。戰を以て人の國を屈するは蒙古の計なり、辭を以て人の國を奪ふは墨夷の謀なり。故に予謂へらく、墨夷は譎辭を以て吾れを攻め、吾れは誠辭を以て夷を拒ぐ。墨夷の戰を以て吾れを懾らすは虚なり、吾れの戰を以て夷に應ふるは實なり。然らば則ち蒙古の計は淺しと雖も、其の言實なり、墨夷の謀は深しと雖も、其の言虚なり。墨夷惧るるに足らず、何ぞ蒙古に比するに至らんや。弱主、驕臣を誅し、驕臣、弱主を犯す、是れ承久・元弘の事なり。今は則ち然

(一) 北條時宗、蒙古の使者を斬り、遂に弘安四年來襲せる敵と一戦せしことをさす
 (二) 承久三年北條氏、後鳥羽法皇を隱岐に、順徳上皇を佐渡に、土御門上皇を土佐に遷し奉りしと、元弘二年、後醍醐天皇を隱岐に遷し奉りしをさす

(三) 藩主毛利敬親と世子定廣(後の元徳)

(四) 書經大禹謨の篇に出でし舜の語

らず、外に大患あり、君臣心を協へて之れを謀る、向の上下交、征するの比に非ざるなり。征夷萬一勅旨を奉ぜざれば、天下擧つて之れを斃さんこと易々たるのみ。而して征夷は決して然らざるなり」と。曰く、「當今、吾が公父子皆江戸に在り。征夷萬一の擧あらば、吾が公宜しく何の處置を爲すべきか」と。予曰く、「天日の照す所、皆皇神の御めたまふ所なり。天子の勅は乃ち皇神の旨なり。其れ奉揚せざるべからざること論ずるなくして可なり。勅を奉じて死すれば、死は猶ほ生のごとし。勅に背きて生くれば、生は死に如かざるなり。此の義や天下の人皆之れを知れり、而して征夷獨り知らざらんや。征夷或は知らずとも、二百六十大名乃ち一の知る者なからんや。且つ水戸・越前・加賀・薩摩の諸藩の如き、已に粗ぼ此の義を知るに似たり。朕が志先づ定まり、詢ひ謀るに僉同じ。鬼神其れ依り、龜筮協ひ從ふと。吾れの定志を以て往きて此の義を知る者と謀る、吾れの處置何の難きことか之れあらん。然れども徒らに征夷と異を爲し、以て勅旨を奉ずと爲すも、亦所謂此の義を知る者に非ず。是れ亦知らざるべからざるなり。

奉使抄に跋す 四月二十日

是れ余の野山獄にて抄する所の奉使の原本なり。戊午の四月、荻野時行來りて云ふ、「將に四方に遊ばんとす」と。余謂へらく、當今夷狄陸梁し、天子軫念したまふ。遊ぶも徒らに遊ぶに非ず、猶ほ古の使を奉ずる者のごとし、況や將たらざれば、乃ち使となるは、志士の以て志と爲す所なるをやと。因つて此の本を舉げて時行に附し、且つ爲めに富弼の一條を指して之れを示すと云ふ。二十日

士規に跋す 四月二十五日

大谷茂樹は世々貴族益田氏に仕ふ。今茲勅諭に感激し、塾に來りて益を請ふ。吾れ其の人となりを観るに、亦質實欺かざる者に似たり。因つて舊と作る所の士規七則を書して、以て之れに與ふ。噫、國歩艱難、今日に至りて極まれり。死して後已む、士其れ已むを得んや。戊午四月二十五日

(一) 宋元明 鑑紀奉使抄。第十二卷に收む
(二) 宋の名臣、神宗の時、同平章事となり、治績多し。時に強敵契丹との外交の事に當り使臣となりて赴き宋國の體面を保持す
(三) 名は實德、通稱茂樹後、樞助と改む。小國剛藏門下にして松下塾に來學す
〔開傳〕
(四) 益田彈正
〔開傳〕
(五) 三月二十日幕府に下し給へる勅諭即ち米國との條約不許可の勅諭をさす
(六) 第四卷一九頁「士規七則」參照

須佐の七生邑に歸るに贈る言 四月二十九日

(七) 蜀漢の司馬德操、劉備に對へし中に「儒生俗士豈に時務を知らんや。時務を知る者は俊傑に在り」と見ゆ
(八) 秦の始皇帝。秦は僅か三世にして亡ぶ
(九) 漢初の功臣、儒者の粗暴なりし漢の風俗や政治に秩序と規律を與へ、而も秦の如き抑壓政策をとらず適宜變改し漢室二百年の基礎を固む
(一〇) 劉文叔即ち後漢再興の主光武皇帝。岸幘は頭巾をぬぎ頭を現はすことにして禮法を簡略にするをいふ

或ひと「時務を知るを俊傑と爲す」の説を問ふ。余曰く、「其の義博し、遽かに盡すべからず。然れども試みに漢土の事を舉げて、其の一端を言はん。昔春秋戰國のとき天下大いに亂れ、君臣上下の別あるなし。秦主嬴政之れを矯むること甚だ過ぎ、又之れを行ふに仁義を以てせず、ここを以て一たび得て復た失ひ、漢の天下となれり。天下漢となるも、猶尙喧嘩禮なし、劍を抜き柱を撃つは、戰國の餘習然るなり。ここに於てか叔孫通なる者出で、區々緇絶を以て二百年の防を爲す、亦時務を知れりと謂ふべし。漢の漢たること已に二百年、禮は具文となり、法は徒設となり、情絶え勢隔たり、上下鴻溝す。乃ち文叔の再造するや、岸幘して馬文淵を見る、井蛙の子陽と同じからず、豈に俊傑と謂はざるべけんや」と。今天下の平、亦二百餘年、上下の隔絶、西漢の季より甚し。其の弊流れて學校に入り、師弟の際、古の君臣を望む能はず、吾れ方に以て憂と爲す。歳の三月、吾が黨の士須佐に遊ぶこと十數日、繼ぎて數名を遣

(一) 馬援、字は文淵。光武帝に仕へし名將。後に伏波將軍となる。嘗て陳賈に臣たりしとき使して光武帝に面せしに、帝刺客の徒と見做さず、禮法に拘らずして馬文淵に對す。(二) 公孫述の字。時に帝を稱す。馬文淵舊交ありて面せしに、禮法に拘り尊大なりし爲め取るに足らずとなし、井底の蛙と評す。十八史略東漢世祖光武帝の章參照。(一) 安政五年三月二十日勅諭の煥發をさす。(二) 蜀漢の司馬徽、字は德操。清雅にして善く人を知る、嘗て昭烈帝劉備の問に對へて俊傑たる諸葛亮、唯統を薦む。即德公稱して水鏡となす。ここは松陰自ら德操に倣ひて俊傑を君公に薦めんの意を示す。(三) 須佐の士にして小國剛藏門下。松下村塾に來學せし一人。(四) 前の對策一道をさす。(五) 松陰の外弟久保清太郎(關傳)

はすことを約して歸る。已にして果さず。蓋し吾が黨須佐の尙ほ弊習あるに満たざればなり。而るに須佐の人其の意を察せず、乃ち深く吾れの前約に背くを怨む。未だ幾くならずして、京師の美舉須佐に傳聞し、須佐の人益田邦衛以下七名、蹶起し來りて吾が塾に寓す。吾れ首として語るに時務俊傑の説を以てせしに、七名皆以て然りと爲せり。其の將に去らんとするに及んで、吾が黨の士四名復た往きて之れに従ふ。吾れ其の兩つ相和諧するを喜ぶや、敍を作りて之れを送らんと欲す。而るに病臥十數日、復た文を作るの意なし。謾りに或る人に答ふるものを書して贈と爲す。嗚呼、叔孫通の禮を制する、猶ほ希世の譏あり。吾が黨之れを言ふを恥づ。文叔は乃ち聖人の亞にして、吾れの及ぶ所に非ざるなり。已むなくんば則ち吾れ其れ司馬德操に従はんか。且く七子に與へて之れを問ふ。四月二十九日

(三) 益田邦衛に贈る 四月二十九日

士君子の品を立つる、須らく言はずして信なる處あるべし。然る後巍々乎として其れ

成功あらん。然らざれば、辨說喋々、徒らに能く人言を折くも、寧んぞ人心を服するを得んや。邦衛將に去らんとす、書して以て之れを贈る。四月二十九日

周布公輔に與ふる書 五月上旬(カ)

僕向に政府の議を側聞し、私かに對策を作り、以て足下に示せり。凡そ策の對へし所、皆僕平昔の持論、天下の爲めに大計を立てんと欲せしものにして、一時の戲謔の言に非ざるなり。已にして足下家兄に語るに、僕の策を以て疎と爲せりと。又清太に語りて曰く、「墨使の約條、盡くは辭すべからず」と。其の意蓋し其中從ひ易きものを撰びて、一二之れに従ひ以て其餘を辭せんと欲するなり。而して僕の一概に之れを絶つを以て疎と爲せるのみ。僕の言は戲謔に非ず、足下疑ふ所あらば、當に其の所以を疏ね、下問せらるることあるべし。僕は天下の爲めに大計を立てんと欲する者なり、何ぞ奉復具答を以て煩冗と爲さん。今足下問はれずと雖も、僕何ぞ黙々として止むことを得ん。夫れ癸丑・甲寅以來、墨夷の患、駭々として日に増す。其の由る所を原ぬ

(一) 安政五年三月二十日煥發せらる

(二) 魚屋八兵衛の誠懼當局を動かし、後光明天皇の大葬に當り、從來火葬なりしを改めて土葬に復するに至りしことを

るに、兇威先づ我れに加はり、萬事皆解く。智者謀る能はず、勇者怒る能はず。其の局を一變するに非ざるよりは、鬼謀神籌ありと雖も將に以て此れに處するなからんとす。區々たる小補、其の從ふべきに従ひ、其の辭すべきを辭す、萬々能はざるなり。僕之れを思ふこと久し。圖らずも勅諭一たび發せられて天下皆震ふ。大機の會數失ふべからず、今にして前局を變ずる能はずんば、神州の事、其れ熄むに殆し、然らば則ち以て名と爲すなしと雖も、將に且つ之れを絶たんとす、況や之れを絶つに名あること、僕對ふる所の如くなるをや。何をか憚りて絶たざる。一たび墨夷を絶ち、一たび前局を變ぜば、天子の勅、四夷に明かにして、神州の興隆、將に日あらんとす。但だ興隆と衰替とは、天なり命なり、人力の及ぶ所に非ず。而れども有志の士寧んぞ之れが爲め、力を盡さざるを得んや。足下の意必ず謂へるならん、是れ天下の計、幕府の策にして、吾が藩の能く及ぶ所に非ず、乃ち其の一彼一此は是非に干るなしと。抑、亦惑へるかな。丈夫志を定むれば、魚戸も猶ほ能く萬乘を動かす。況や堂々たる藩國、國は一たび定まらば、何を欲してか得ざらんや。足下平生色を正して廳に立ち、

(三) 木卷九四頁參照

(四) 今日の所謂肺病にあらず氣管支力タルの意
(五) もだえ苦しむこと

士論の歸する所なり。足下斷然として議を立てば、君相と雖も亦將に頼りて以て策を決せんとす。安んぞ此の憤々の言を爲して、自ら欺き以て人を欺くを得ん。條約の害、言を待たずして自ら見はる、且つ向に狂夫の言を作りて、己に首として之れを言へり、今復た縷述せざるなり。僕日來肺を病み、咳嗽累りに發し作讀皆廢すれども、足下の兩語を聞いて憤懣に勝へず、枕を推して毫を揮へば、頭乃ち岑々たり。故を以て語、文を成さず。推讀を是れ祈る。

(六) 高杉蟠六、通稱曾作

〔關傳〕

暢夫の「煙管を折るの記を讀む」を評す 五月五日

余曾て獄に在りしとき、墨夷の志を讀みしに、言へるあり、「近世、酒煙並びに損ありて益なきの理を究め、禁酒禁煙の會を創め、簿を作りて名を署し、多きは數百千人に至る」と。余の性酒に勝へず、又煙を好まず。謂へらく、皆無用の物なりと。少年の客氣、數、人と校す。年寢や長じて始めて性稟に長短あり、好尙に異同あるを悟り、己れの長を以て人の短に臨み、己れの異を以て人の同を強ふることを欲せず、口を絶

ちて酒煙の事を言はざりき。墨夷の説を得るに及んで心悦び、往々擧げて以て人に告げて曰く、「人の難きものは、欲を寡くするより甚しきものなし。墨夷は乃ち之れに克つものあり。宜なるかな、其の國日に増々隆興し、遂に吾が上國を凌慢するに至ること」と。然れども亦敢へて是れを以て人に強ひざりき。

(一) 富永有隣〔關傳〕
(二) 第四卷三三八頁「煙管を折るの記」参照

已にして有隣獄を脱するや、人其の酒を禁ぜんことを欲す、余拒みて聽かず。而るに有隣は痛く自ら禁を持す。其の後又管を折るの事あり。余、時に之れを止むること、^(三)記中の言の如し。蓋し余、禁と折とを悦ばざるに非ざるも、其の久しきを持する能はずして、更に人の笑を貽さんことを恐れしなり。

(三) 市之進・溝三郎の二人
(四) 松浦松洞〔關傳〕
(五) 岸野徳民・岸田多門〔關傳〕
(六) 吉田榮太郎。當時東行して江戸にあり〔關傳〕

記中に擧ぐる所の、市・溝は共に閭里の頑兒なり、無窮は初めの約に預らず。其の忽ち輟め忽ち作す、皆言ふに足らず。獨り無咎・岸田は猶ほ能く持守す、誠に能くし難しと爲す。無逸は東に在り、其の果して如何なるかを詳かにせずと雖も、其の人となりを察するに、亦中ばにして自ら廢止する者に非ざるなり。二人有隣の事を見て、口に言はずと雖も、心或は服せざらん。無逸に至りては或は未だ聞かざるも、即し之れ

を聞かば、其の怒ること必ず暢夫と同じからん。

(七) 無逸・無咎。即ち吉田榮太郎・松浦松洞・岸野徳民〔關傳〕
(八) 杉百合之助・久保五郎左衛門〔關傳〕

暢夫の論ずる所、有隣節を折り煙を嚙む、則ち他事推して知るべきなりとは、其の言頗る刻なり。然れども有隣の酒を禁ずること嚴格にして、煙を嚙むと同じからず。而るに嫉み惡む者は、乃ち語言を造作し、有隣某水に酔倒せりと謂ふに至る。是れ亦自ら取る所なしと爲さず。然らば則ち暢夫の怒る所は、余則ち有隣の爲めに惧れ且つ惜しむものなり。有隣の獄を脱する、艱難萬般なり。三無、身を抜きて上書し、家嚴と久保翁と保證し、政府の兩相協議して之れを斷ず、事原より容易に非ざりき。有隣一たび脱して、萬難皆釋く。有隣少しく自ら弛むことなき能はず、乃ち其の節を折り煙を嚙むこと、管を折り煙を斷ちし時より易きは、理勢自ら然るなり。況や余の己が咎を以て人を責むるを欲せざること、具さに前に言ひし所の如し。故に惧れ且つ惜しむと雖も、未だ嘗て言はざるなり。今暢夫は乃ち能く之れを言へり。吾れ因つて以て素論を陳ぶるを得たり。無咎・無逸と岸田とは皆以て言ふべし、而も未だ言ふ所あらず。其れ亦以て何如と爲す。已に暢夫の文を評して、遂に遍く同志に問ふ。端午の日、藤

寅書す。

端午の日書して耕作に與ふ 五月五日

今世佳節令辰、慶を稱し賀を稱し、酒食追逐し、百事皆廢す、所謂一國の人狂の如く、長者の風あるなし。何ぞ乃ち童兒書を讀むに於て之れを責めん。然らば則ち當今の士は皆童兒なり。而して童兒中乃ち長者の風ある者、其れ唯だ耕作か。耕作、歲の正月二日、冊を挟みて業を請へり。余已に文を作りて之れを譽む。今端午の日、亦來りて書を讀む。故に重ねて書して之れを與ふ。

(一) 本文稿
最初の「岡田耕作に示す」
参照

愚論 五月上旬(カ) (原和文)

此の度 勅答の趣に付き、幕府より諸藩へ別紙の通り仰せ出され候。是れに付き相考へ候へば、幕府には少しも 勅旨遵奉の意は之れなき事と相見え候。夫れに付き慮るべき事數々之れあり候。幕府必ず石敬塘(三)の故智に出で、皇國の事狀何事も眞具まことさに墨

(二) 五代後
晉の始祖高祖
なり。後唐に
仕へて功あり
しが、後に契
丹の援助を得
て後晉の國主
となる

夷へ示し、 勅諭も之れあり、人心も折合はざる故、二三年引延して事を謀り候へな
どと申し候はば、表は 勅を奉ずるに似て内實は詐誕の限り、 勅を奉ぜざるよりも
悪しく候。又是れにて墨夷服し申さず候はば、是れは京師より出で候事に付き、京師
へ參り脅喝せば、事自ら成就すべしと申し候はば、輦轂の大變此との秋に御座候。是れ
も神州一致して謀ることに候はば、何も憂ふるに足らず候へども、幕府已に墨夷に黨
し候時は、甚だ處し苦敷く御座候。夫れに付き今日の急務は天意の所、得と幕府の肺
肝に徹し候様之れなくては相濟まず候。然る處鎖國の御定論にては、幕府には必ず流
行に後れたる 叡慮と一概に悔り候様相成り申すべく候。是れは幕府の俗吏のみに非
ず、當今天下材臣智士と稱する者皆々此の见到御座候。右に付き鎖國の一條は、深く
時勢御察觀成され、御變革之れなくては、皇國御興復は迎も出來申さず、且つ幕府萬
一違勅の節、所謂材臣智士なる者悉く幕府に與し、幕府に與する人多く相成り、天朝
孤立の勢誠に氣遣敷く存じ奉り候。然れども鎖國を開き候には、墨夷丸まゐに御拒絶成
されず候ては、御國威相立ち申さず、神奈川の條約は其の儘に成し置かれ候ては、名

(一) 孟子離婁上篇第七章に出づ。齊の景公がその女を蠻夷なる吳の太子に妻せて一時の和平を保てるを云ふ。

は何とも相立ち申すべく候へども、實は五十歩百歩の論に御座候。且つ神奈川の條約其の儘に成し置かれ候へば、此の餘にても幕府何程の誣妄も出來、墨夷何程の要求も出來候本に御座候。幕府雄略は之れなく、只だ外夷に要せられ、泣出でて吳に女すの謀に出で候へども、鎖國を開くの一條、天下の材臣智士を籠絡致し羽翼多く御座候。何卒 天朝に於て 神功皇后以來の眞の雄略を御鑑み遊ばされ、墨夷の撻伐を仰せ出され候はば、精忠義憤の人々は撻伐の愉快に大氣を伸ばし、材臣智士は又雄略を喜び、天下の人心一朝に 天朝に歸向仕るべく候。左候はば幕府諸藩一人も不服は之れある間布く存じ奉り候。幕府諸藩心服仕らずては、曠代の大業は恐れながら覺束なく存じ奉り候。殊に幕府、二百年來諸藩の統領仕り候事に付き、此の心を服し候はば、天下は一致仕るべく候。徳川氏の兇徳、人皆厭ひ果て候様 天朝へ申上げ候者も之れあるべく候へども、是れは阿諛と嫉妬とに出で候事に付き、深く御評議遊ばされずては大事を誤るに至るべく、水戸・越前其の外を察觀仕り候處、徳川の一門にも隨分忠義の國之れあり、加・薩・仙・肥など頼母敷く相見え候へども、丸に是れ等へ御委任成さ

(二) 後漢臨洮の人、字は仲類、性粗豪、奮力人に過ぐ、戰功を以て靈帝の時將軍となる。帝の崩後、太子を廢し、何太后を弑して獻帝を立て。袁紹等を討つや、卓を討つや、卓洛陽の宮廟を燒き、長安に遷都し、狂暴益甚しく、遂に部下のために殺さる。

れ候はば、矢張り義仲ならざれば董卓に御座候。此の處深く御勘考遊ばされ、幕府諸藩を心服さする御處置急務と存じ奉り候。かく申上げ候はば、幕府へ媚付き候見識と一概に罵詈する人之れあるべく候へども、愚論呆して朝廷の爲めに申上げ候か、幕府へ佞し候か、行末の所御明鑑仰ぎ奉り候。自然異變に及び候はば防禦の處置如何せん と申し候所、幕府怯懦の根源に御座候。戰は十變萬化、先傳すべきに非ずと申す内、當今兵力單弱の故は、將其の人に非ざると、兵を選ぶこと精しからざるとの二つに御座候。幕府にても諸藩にても、番衆組付などと申し候隊中には、老人病者孱弱無藝の者も混じ、又千石何十人、萬石何百人と申す軍役の定め之れあり候へども、萬石以上領地之れある分は可なり人數も之れあるべく候。萬石以下、又諸藩千石以下の士は軍役は皆虚額のみ相成り、假令頭數ありとも精兵は何程も之れなく候。夫れ故此の局を一變し、萬石以上以下に限らず、材武にして隨分一戰仕るべしと願出で候ものへ、力に任せ有祿無祿武士浪人に拘らず調募させ、千夫長百夫長其の大小に準じ、賊艦一隻二隻乃至三五隻攻取り候事を委任仰せ付けられ候はば、世祿大身より下賤の徒浮浪

に至るまで、悉く奮發國の爲めに力を致し候様相成り申すべく候。調募の兵の給資は食祿無用の徒の糧を減じ、彼れを取り此れに與ふる法を立つべし。此の策施され候はば將其の人を得、選兵其の精を極め、戦の一條何も差障さしはり之れなき事に御座候。海外へ乗出す事も是れに準じ候事。

亞墨利加人取扱方の儀 五月十二日

前に勅答之れあり、今之れを略す。

亞墨利加人取扱方の儀、勅答の趣も之れあり、容易ならざる儀に付き、今一應存寄申ぞんじよ立て候様、委細は年寄より書附を以て相達すべく候。

先年神奈川並びに下田に於て取結び候亞墨利加國條約の趣、具さに京都へ仰せ進ぜられ候へども、此の度の儀は容易ならざる御變革に付き、各、存寄をも御尋ね遊ばされ、衆議御参考の上、條約相代替の方決着、別段御使を以て 叡慮御伺相成り候處、別紙の通り 勅答仰せ出され、素より戦争の叡慮在らせられず候へども、

(一) 安政五年四月二十五日、幕府再び三家以下諸侯に存營を命じ條約調印に關する勅書を示して意見を徹せし際に發表せる文書

(二) 「論じて曰く」とあるはすべて松陰の意見にして漢文にて記さる

論じて曰く、是れ 叡慮を誣ひ、諸侯主戦の説を抑ふ。然れども征夷は武臣なり、一日戦を忘るれば、一日の職を曠むだしうす。何ぞ以て 天子を奉じて諸侯に令し、且つ戦ひて而して後守るべく、守りて而して後に和すべけんや。戦守を畏れて和議を講ず、古より未だ國を亡ぼさざるものあるざるなり。

方今萬國形勢一變の折柄、御處置の次第にては、忽ち仇讎の姿と相成り、

論じて曰く、忽ち仇讎となる、是れ戦を畏るるの見にして、本より書するに足らず。然れども理を以て之れを喻さば、墨夷必ず折服して去らん、不満ありと雖も、決して仇讎たること能はず。詞令は已に對策中(三)に具す。

(三) 本卷一 三六頁

御全國の大事及び國家の御爲め相成らず、

論じて曰く、昇平二三百年、士氣少しく弛む。一戦して以て之れを張るも亦可ならずや。

宸襟を休め奉るべき期も在らせられ間敷まじきに付き、先般京都へ仰せ立てられ候外御扱方之れなく思召し候。

論じて曰く、果して此くの如くならば、幕府毫も天勅を奉ぜざるなり、毫も神慮を畏れざるなり。是れを以て天下に臨む、天下孰れか以て然りと爲さんや。是れ固より徳川氏の利に非ず。凡そ諸侯に在りて、其れ箝黙して争はざるべけんや。且つ今度衆議聞し召され度くとの儀は、既に昨年来、各々存寄御尋ねの上の儀に候へども、

論じて曰く、是れ諸侯の前言を以て其の口を間執するなり。議者或は其の答を難しとせん。余謂へらく、天勅は奉ぜざるべからずの一言もて之れに答へて餘りあり。墨夷の事は神州の大患にして孰れか之れを憂へざる。然れども従前實に猶ほ儉安の念あり。一日天勅降下す、臣子寧んぞ嘗膽坐薪以て之れを謀圖せざるを得んや。諸侯前言ありと雖も、幕府前議ありと雖も、再び議し再び言ひ、何ぞ其の心を竭さざるを得んや。

勅諭の趣も之れある間、篤と勘辨致し、各々存寄の趣早々申立てらるべく候事。

一、永世安全にして 叡慮を安んぜらるべき事。

一、國體に拘らず、後患之れなき様方略の事。

一、下田條約の段御許容遊ばせられざるの節は、自然異變に及ぶも計り難きにつき、防禦の處置聞し召され度き事。

論じて曰く、防禦の處置は將其の人を得、兵其の選を精しくするに在り。略ぼ愚論に見ゆ。

(一) 本卷一
五二頁

一、衆議言の上 叡慮猶ほ決せられず候はば、伊勢神宮の神慮伺はるべき儀も之れあるべくやの事。

論じて曰く、是れ今上皇帝の安心立命なり。身を以て國に殉じたまふ、叡慮久しく已に決せり。事或はここに至らば、其の底止する所、其れ何如ぞや。諸侯早く幕府を争めざれば、啻に天朝に忠ならざるのみならず、且つ幕府に負くこと甚しと爲す。

或ひと論じて曰く、此の四條及び前の勅答、並びに天朝より出で候分とは、文言異同あり、意味も少しく更れり、甚だ然るべからざる事どもなり。能々兩方照合

(二) 四月二十四日、關老堀田備中守正睦、ハリスを招致して談判す

すべし。又別紙下田奉行井上信濃守殿より相渡され候口演に云はく、昨(二)二十四日備中守宅へ使節呼び寄せ、逐々(おひく)談判に及び云々とあり。天朝よりは諸侯の腹心聞召さるべくとこそ仰せ出されたるに、二十四日に墨夷の使節召出され、其の明二十五日に諸侯召出され候は、外を先んじ内を後にせられたる幕府の御處置なり。諸侯に於て此の處御不満の思召も之れなきとは、一圓合點參らぬ事どもなり。

戊午五月十二日

續愚論 五月二十八日 (原和文)

此の度 勅答關東に下り候上、關東にて何如の評議之れあり候や、誠に以て氣遣敷く存じ奉り候。此の時に當り、恐れながら 天朝の御急務と存じ奉り候は、關東決議未だ之れなき内、朝廷より將軍又は三家の人々召し登せられ、「此の段朝廷幕府の事體、愚未だ知らずと云へども、嚴重 勅旨を以て仰せ出され候はば、何ぞ行はれざることあらんや」得(とく)と朝議仰せ聞けられ候事大急務と存じ奉り候。關東の決議坐ながら御待

ち成され候ては、事甚だ遅延に相成り、且つ向(まき)に愚論に相認め候様、幕府の誣妄甚だ以て慮るべき事に御座候事。

愚論に申述べ候儀尤もには候へども、天朝の御定論は、下田の條約は其の儘に成し置かれ、此の度コンシユルの申分は一々御拒絶在らせられ候思召の由、既に堀田へも此の趣仰せ聞けられ、綸言汗の如しの譯に候へば、今更下田の條約も破斷とは仰せ出され難く、又航海雄略の事は、是れまで未だ仰せ出されざる事を、今更仰せ出され候事尙ほ以て如何敷く抔申すもの之れあり候へども、是れは少量なる考に御座候。墨夷一條は實に 桓武天皇遷都以來の大議に御座候へば、君も臣も打返し打返し再三となく御評議在らせられ、至當に歸し候はでは相濟まず、關東よりも幾度か奏聞も之れあるべく、朝廷よりも幾度か 勅答も仰せ出さるべき事にて、綸言汗の如しとのみ一概に申詰め候はば、矢張り一偏に落ち申すべく存じ奉り候事。

鎖國の説は一時は無事に候へども、安安姑息の徒の喜ぶ所にして、始終遠大の御大計に御座なく候。一國に居附(みつ)き候と天下に跋渉仕るとは人の智愚勞逸、近く日本内にて

も懸絶致し候事、況や四海に於てをや。何卒大艦打造、公卿より列侯以下、萬國航海仕り、智見を開き、富國強兵の大策相立ち候様仕り度き事に御座候。又交戦の上を以て申し候へば、鎖國は一人の取籠りものの如くに御座候。前後に氣を配り左右へ眼を使ひ、晝夜共安寐出來ざる故、終に氣力弛み生捕いけとりに合ひ候事、毎々に御座候。一時の戰略は如何様とも出來申すべく候へども、永世へ掛け始終海岸防禦にのみ財力を竭し、國貧し民窮するに至り大敵來攻ども致し候はば、一人の取籠者と同日の談に之れあるべく候。外國の事情を知らずして徒らに海岸を守り貧窮に困しみ候は、誠に失策に之れあるべく、嘆咄喇・佛蘭西などの小國にてさへ、萬里の遠海へ互り人を制し候は、皆々航海の益に御座候。此の所早く御着眼之れなく候ては覺束なく存じ奉り候事。天朝より勅諭を以て嚴重仰せ出され候へば、思召通り可なりには行はれ候筈には御座候へども、實は天朝より實事を以て御示し成されず候ては十分に參り兼ね申し候。右に付き差當り愚考仕り候は學校に御座候。京師に於て文武兼備の大學校御造建成させられ、上かみ皇子皇孫より下齊民しもに至るまで、貴賤尊卑へだての隔なく寄寓仕らせ、文武講

習を宗とし、天下の英雄豪傑を此の内へ聚め候様仕り度く存じ奉り候。學校造建の順序は、第一に文武生居寮を構へ、第二銃兵調鍊所を構へ、弓馬劍槍所是れに隸す。制本所・制藥所・鑄銃所、並びに諸工作所等皆學校中か又は別所に置き候とも、學校の支配に致すべきなり。又施藥・悲田等の院も是れに準ずるなり。扱て其の總督たる人其の撰甚だ重し、文武兼備大道を明らめ、旁かたぐ萬國の事に通じて英邁俊偉の士御求め然るべく存じ奉り候。但し學校を興し候事頗る大學にて、一朝に成就さすべくと申し候はば、中々容易ならざる事に之れあるべく候へども、是れを興し候は漸を以てし、第一第二と順々に御調ととのへ成され然るべく候。費用は諸宗の僧徒、又大阪其の外富豪の者へ獻金させ、其の基資を建て置き、將軍家・諸大名へも御手傳仰せ付けられ然るべく存じ奉り候。基資已に建ち候はば、以後以後は永續出來申すべく、且つ工作を以て利を興し候様の仕法建しはふだて之れあるべく存じ奉り候事。

航海の事、一口に航海航海とのみ申し候へば、極めて成り難き事に相聞え候へども、是れを行ひ候は夫々順序之れある事に御座候。航海は一科の學に相成り居り候事に付

き、學校中へ此の學所一局相建て、其の學に長じ候もの入學仕らせ候儀一説に御座候。又吾が國の航海、東北蝦夷・松前より西南對馬・琉球まで、自在に通船致し候事に候へども、只今の所にては専ら船頭舸子の事に成り果て候故、武家の士にても此の術を會得致し候もの之れなく、況して公卿の歴々をや。夫れ故學校中にて人材を選び、二十左右少壯の者を諸國の港々へ遣はし通船に託し、海勢并びに船上の事心得させ、又志あるもの十歳左右の童兒をも丸まるに船頭に託し置き候事勝手に致させ、専ら其の術を精究致させ度く、是れ等も皆公卿より御引立成され候事、是れ二説に御座候。和蘭陀は二百年來航仕り候事にて、墨夷其の外新來の夷國とも違ひ、且つ往々御國の御爲めを謀り候事に付き、此の船に託し壯士數十人づつ年々廣東・瓜哇其の外へ御遣はし成され候事、是れ三説に御座候。此の三説を以て航海の基と成され候て、清國・朝鮮・印度杯の近國へ出掛け候様成され候はば、數年の内航海の事は大に行はれ申すべく存じ奉り候。此の條亦早く其の總督を定むるに在り。

右の數件當今の急務と存じ候故、此くの如く書附け申し候。御上京の節、有志の歴

歴へ得と御商議然るべく存じ候なり。

戊午五月念八日

吉田矩方再拜

中谷正亮足下

暢夫の對策を評す 五月下旬(カ)

(一) 松陰の門人、中谷實卿。この年六月上京し、久坂玄瑞と共に國事に奔走す。
 (二) 舊全集第四卷「詩文評」中の高杉首作の文藝照。益田彌正に奉りしものにして、幕府を諷むるの策・富國強兵の本・富國の末・強兵の本・強兵の末の數篇を含む。
 (三) 官吏登用試験の時に作る文章

余、學業(三)の文體を厭ふこと久し、而して幸に此の間未だ此の習ひあらざるなり。近世頼山陽二十三論を作り、尤も其の體に肖るかたど、吾れ樂します。然れども山陽は文豪なり、猶ほ生色あり。而して山陽を學ぶ者復た出づれば、則ち陳々のみ。ここを以て人の策論を見る毎に、必ず卷を終ふる能はざるなり。暢夫此の稿を示さる。謂へらく、亦山陽の流ならんと。取りてこれを几上に束ねて觀ず、次日の晨讀み畢る。漫りに把りて之れを讀めば、則ち別に面目を出し、躍々として出でんと欲す、覺えず尾を徹す。嗚呼、是れ吾が國の文なり。決して彼の間學業の流に非ず、強兵の末論の如きは、反覆して益、喜ぶ。

賓卿を送る紋の尾に書す 六月六日

(一) 中谷正
亮(關傳)

賓卿西遊し、曾すなは未だ三月ならざるに、京師の議論益々盛んなるを聞き、急ぎ歸りて將に東せんとす。余乃ち具さに持論を疏つらね、以て賓卿に贈る。賓卿掌を撫して善しと稱す。余心自ら誓つて曰く、吾れの誠を立て己れを信ずること此くの如し。吾れ肯へて阿諛して容れられんことを求めざるなり。朝議或は未だここに至らず、天下の事未だ知るべからず。而して吾れは則ち卷きて之れを懐いだきて可なり。然りと雖も一旦事緩急あらば、寧ろ正を得て敗るるとも、敢へて成して正を失はじ。是れ則ち義卿のみ。初め賓卿の西するや、余已に序(二)を作りて之れを送る。今把りて之れを觀るに、事勢已に同じからざるものあり。今の疏ぬる所と雖も、若し膠にかはして之れに泥こまば、死論たらざるもの幾ほんど希まれなり。是れ賓卿に在るのみ。六月六日

(二) 本卷一
三二頁「中谷
賓卿を送る
序」参照

益田彈正君に上る書 六月十八日

(三) 家兄杉
梅太郎・外弟
久保清太郎
(四) 本卷九
四頁参照
(五) 本卷一
三六頁對策一
道のこと
(六) 本卷一
五二頁参照

六月十八日、囚奴吉田矩方再拜し、謹んで國相益田彈正君の執事に白す。前日執事の屬員周布公輔執事の命を傳へ、家兄伯教・外弟清太をして僕に致さしむ。曰く、「足下著はす所の狂夫の言・私擬對策・愚論は具さにこれを明公閣下に上りしに、閣下閱然として色憐あはれみて曰く、寅次郎幽囚、更に屈抑を加ふれば、或は發して狂とならん。若かず之れを導き之れを誘ひ、其の氣を鼓し其の心を慰め、其れをして其の言はんと欲する所を悉つくさしめんには。言當を失することあるも、採擇は己れに在り、庸詎いつくんぞ傷まん。卿其れ之れを謀れ」と。僕之れを聞いて、感激骨に徹し、涕泗うるほの霑ぬるを覺えざるなり。僕の迂魯、果して何の取る所ぞ。而も閣下の過聽ここに至る。況や僕一たび藩律を犯し、再び幕典に忤むかふ。罪惡深重にして、死して餘罪あり、果して何の恕する所ぞ。而も閣下の特宥ここに至る。僕輩行中、學問忠義の僕等に過絶せるもの、勝かげて計かぞふべからず、而も過聽特宥、乃ち獨り僕の身に萃あつまる。而して執事の士を愛し人を達する、罪囚僕の如きものと雖も、猶ほ人數の中に置かる。僕何ぞ以て之れに堪へんや。僕年甫めて十一、實に始めて進講し對面せしも、童稚何をか辨へん、乃ち憐を

(七) 嘉永四年十二月十四日亡命して東北遊の途に就く
(八) 安政元年三月二十七日下田港より海外に出でんとす
(九) 天保十一年藩主の前に武教全書戦法篇三戰を講す

(一) 嘉永元年明倫館再興に關する意見書及びその後の上書(第一卷參照)をさすか
(二) 嘉永六年・安政元年のペリール來朝の事件をさす

賢明に取る。退くや恐悚忸怩、身を措くに所なかりき。已にして十餘年、恩寵日に隆く、咫尺の地を假りて、辭説を陳ぶるを得しめらるるに至る。感激して狂^(一)を作し、遁亡して律を犯せしも、賢明猶ほ棄絶せらるるに忍びず、恩命して更に四方に遊歴することを允^{ゆる}さる。丑寅^(三)の際は、實に一死恩に報いんと欲せしも、無智淺謀にして、恩未だ報いるに及ばず、身未だ死するに及ばずして、幕吏の覺察する所となり、罪を負ひて國に歸り、重ねて本藩を煩はす。中外憤らざるはなく、僕其れ死せんことを欲せり。而るに執事遽かに絶つに忍びずして、遂に閣下の過聽特宥復た今日あらしむ。僕の涕泗、自ら其の霑ふを覺えざる、豈に其れ已むを得んや。僕の遁亡幽囚、上下八年、險阻^{げつこ}艱^{げん}、往々挫折す、輒^{すなは}ち奮つて曰く、「吾が身罪あり、明公之れを宥さる。吾れ何物ぞ依然として勵まざる。吾が身は斃すべし、志は挫くべからず」と。ここを以て暴せず棄せず、以てここに至るを得たるは、皆明公・大臣の賜なり。

僕年少にして過つて虚譽を獲たるも、實に村學なし。獄に下りて以來、切に恐る前恩未だ報いず、後罪^{しき}荐りに加はらんことを。一旦溝壑^{こうかく}に委^{ゆた}ね、涓滴償ふ所なし。日夜汲

欠

欠

但し暗將ロルトエルギン・墨將リード・佛將バロンゴロス・魯將プーチアチン等、
因つて日本に留まり、江戸に入観し、將に方物はうぶつを貢ぎ條約を定めんとす。魯將は乃
ち甲寅の歲長崎に來り使せし者なり。暗將は先きに廣東に在り、頗る戰功あり。佛
國は多く帆船を改めて火輪船と爲し、海軍益々盛大を致すと云ふ。

(四) 安政四年十月ハリス
江戸に入り、
堀田閣老に面
し、通商條約
の止むべから
ざることを極
力説す

回曰く、蘭・墨の説並びに遽かに信を取るべからず。然れども向に墨夷(四)の昆須婁コンスル
江戸府に入り、遊説すること根なし。獨り幕吏之れを聴くのみ、天下未だ然りと
爲さず。今蓋し實事以て之れを證せんと欲す、是れ墨夷の謀なり。而して蘭夷も
亦之れを知る。謀を伐ち交を伐つ、其れ今日に在るかな、其れ今日に在るかな。

諸生に示す 六月二十三日

村塾、禮法を寛略し、規則を擺落はたらくするも、以て禽獸夷狄を學ぶに非ず、以て老莊竹林
を慕ふに非ざるなり。特だ今世禮法の末造、流れて虚偽刻薄となれるを以て、誠朴忠
實以て之れを矯揉せんと欲するのみ。新塾(五)の初めて設けらるるや、諸生皆此の道に率したが

(五) 安政四年十一月八疊
一室の塾

(一) 安政五年三月、三疊二室、四疊半一室の増築成る。
 (二) 谷三山通稱昌平、號儒。松陰嘉永六年四月遊歴の途大和の八木の寓居を訪ふ。「關傳」
 (三) 董仲舒漢の武帝の時の大儒にして廣川の人なり

(四) 匡衡、字は稚圭。漢の東海の人に於て善く詩を説き人の頤を解く。又經に通ず。元帝の時宰相となる

ひて以て相交はり、疾病艱難には相扶持し、力役事故には相勞役すること、手足の如く然り、骨肉の如く然り。増塾の役、多くは工匠を煩はさずして、乃ち能く成ることあるは、職として是れに之れ由る。吾れ嘗て大和の谷翁三山を訪ふ。三山曰く、「吾れ充耳を以て學を吠畝に講ず、喜ぶ所は諸生相親愛すること、兄弟骨肉の如く然り」と。因つて數事を擧げて之れを誦ふ。余、時に歎羨已まず、謂へらく亦有徳の言なりと。數々諸生の爲めに之れを道ふ。諸生幸に深く此の意を諒し、久次相授ふ。廣川の門と雖も以て加ふるなし。因つて謂へらく是れ難からずと。

又嘗て王陽明の年譜を讀む。謂へらく、其の門人を警發するや、多く山水泉石の間に於てすと。竊かに其の理に服せり。吾れは陽明に非ざるなり。然れども朋友の切磋亦當に斯くの如くなるべし。ここを以て會講連業、未だ嘗て繩墨を設けず、交ふるに諧謔滑稽を以てすること、^(四) 稚圭が詩を説くの記事の如し。近くは米を舂き圃を鋤くの擧の如き、亦此の意を寓するのみ。擊劍・踏水の二事に至りては、武技の最も切要なるもの、^(五) 時方に盛夏、邊警又殷にして、一日も弛うすべからず。然れども徒らに視て

遊戯と爲し、實用を尙ばず、光陰を消し、學業を荒るも、亦慮るべきなり。之れを要するに學の功たる、氣類先づ接し義理從つて融る。區々たる禮法規則の能く及ぶ所に非ざるなり。學者自得する所なくして、囁々多言するは、是れ聖賢の戒むる所なり。而れども偶々一得ありて、沈黙自ら護るは、余甚だ之れを醜む。凡そ讀書は何の心ぞや、以て爲すあらんと欲するに非ずや。書は古なり、爲は今なり。今と古と同じからず。爲と書と何ぞ能く一々相符せん。符せず同じからざれば、疑難交々生ぜん。開悟時あり、乃ち同友相質すこと、寧んぞ已むを得んや。然らば則ち沈黙自ら護る者は、自得語るべきものなきに非ずんば、則ち人を以て語るに足らずと爲すなり。吾が志は則ち然らず。已に語るべきものなくんば則ち已むも、苟も語るべきものあらば、牛夫馬卒と雖も、將に與に之れを語らんとす。況や同友をや。諸生村塾に來る者、要は皆有志の士、又能く俗流に卓立す、吾れ憾みなし。然れども意偶々感ずる所あり、故に聊か之れを言ふ。六月二十三日、二十一回生書す。

松島瑞益に與ふ 六月二十六日

(一) 通稱剛藏、小田村伊之助の兄、松陰の友人。長藩の海軍建設に功績多し
(二) 勝海舟
(三) 阿片の異名

寅白す。昨、北條源藏政府に呈する所の墨船の新聞一紙を獲たり。即ち蘭官の勝氏(三)に贈れるものにして、事固より當に虚妄なかるべし。然れども其の内疑ふべきものあり。清國償ふ所の軍費六千二百萬貫とは、頗る人聽を驚かす。鴉片の變に清人大いに蚬(四)れ、加ふるに多く煙土(三)を焚けるに、而も償金二千一百萬兩に過ぎず。今償ふ所は蓋し其の三十倍に過ぐ。且つ近年嘆獨り清の廣東を擾(五)す、而して未だ其の他を聞かず。而るに清此の大償あるは何ぞや。果して大いに蚬ること鴉片(戰爭)より甚しきものあらば、其の曲折審かにせざるべからざるなり。去年墨使江戸に入りて云ふ、「嘆國の清を攻めしとき、援を我れに求むれども、我れ肯へて聽かず。墨の喜ぶ所は兵を戦(六)むるに在りて、兵を起すに在らざるを以てなり」と。今は乃ち墨三國と與に清を攻む、何ぞ言の反せるや。四國清に克ち、償を取り港を開き、密尼斯篤兒(五)を北京の近地に置く、乃ち威、清に加はる。何ぞ其の薪食の缺乏を患へん。薪食缺乏し、之れを長崎に取らんとするは、其の威、清に加はらざること知るべし。是れ僕の疑ふ所なり。吾が國の人、

(四) 英米露佛の四國
(五) 公使

寸板すら海に下さず。咫尺の外も茫として辨識するなく、跋躓の如く、盲瞽の如し。ここを以て異人の巧言騙謾、底止する所なし、亦悲しからずや。想ふに墨船今尙ほ頑然として去らず、而して源藏幸に滯りて崎に在り。老兄は源藏に於て交際最も深し。何ぞ一書を作りて源藏に贈り、勝氏に因りて更に蘭官に詰(七)し、遍く事の本末を索(八)めざる。其れ必ず發明するところあらん。其れ墨船港に入る、亦當に鎮臺に上りし口供あるべし。寄せ來つて参考せば、或は其の情を得ん。知らず老兄以て何如と爲す。六月念六日、寅白す。不宣。

無逸に與ふ 六月二十八日

無逸足下、歸計決すと、吾れの喜びここに於てか知るべきなり。今日時勢迫切す、一日と雖も惜しむべし。況や三年の久しきをや。三年の胥徒(六)、黄塵腸を染む、歳回(九)すべからず、穢雪(七)ぐべからず。時去り勢過ぎて、然る後悲愁すとも、亦將た何の益あらん。足下の前計甚だ失せり、蓋し才を恃みたるの過なり。足下は誠に才なり。然れども天

(六) 江戸の毛利藩邸記録所の胥徒として、走り使ひに使はれたるをいふ

(一) 久坂玄瑞・松浦松洞・中谷正亮

下恃むべきが如くして恃むに足らざるもの、才に若くはなし。而して足下翻然として善く前局を變ず、是れ亦才の美なり。春來、實甫・無窮・賓卿相尋いで東遊し、暢夫も亦遊志あり。現に塾中に在る諸人は憤勵して書を読み、大いに昔日に異る。然れども天才限りあり、足下の敵亦甚だ衆からず。僕、有隣・清太と與に事を議するや、往足下を思ふ。足下の歸計決すと、吾れの喜びここに於てか知るべきなり。心緒萬般、渾て對晤に待つ、寅白す。不備。六月二十八日

國相益田君に上る書 六月

(二) 國相府に屬せる右筆役をいふ。異船防禦の事務を兼任したるを以て俗に唐船方といふ

囚奴吉田寅次再拜して、國相益田君の執事に白す。僕向に幕府の大禁を犯し、辱かしめられて囚奴となり、自ら誓つて復た國事を言はず。而れども平生愚頑の心、往々にして觸發し、或は言説となり、輒ち人間に傳はる、竊かに自ら忸怩たり。今茲、勅諭の發せらるるや、四國皆震ひ、僕の素癖益々動き、自ら韜晦する能はず、稍や復た云云するのみ。執事の屬員周布公輔、擢でられて再び唐船方となり、執事に於て益々親

(三) 益田彈正の采邑須佐今の長門國阿武郡須佐町

(四) 大谷茂樹(關傳)

(五) 木卷一三四頁參照

(六) 萩近郊の村名、大井も然り

密なり。而して公輔、僕と舊あり、益々僕を促して言はしめ、或は執事の盛意を傳ふるに至る。一二の私言、思ふに或は座下に達せしならん。前日僕の同友久保清太・富永有隣、貴邑に往き、貴邑の子弟、亦弊塾に至る者あり。是れに由りて頗る相交通するを得たり。已にして執事大谷生に命じ、更に僕を促して言はしむ。僕獨り何物ぞ、知を蒙ることここに至る。況や僕向に書を公輔に與へ、執事宜しく僚屬を率ゐて不時に出遊し、山川を跋涉し、及び騎馬して廳に升り、僚屬をして分に隨ひて馬を蓄はしむべき事を言へり。騎馬・蓄馬未だ遽かに擧げ行はれずと雖も、或は川上に如き、或は大井に如き、執事事に因りて巡視するに、必ず僚屬之れに従ふあり。是れ自ら執事の公事にして、固より僕の言を待たず、又出遊の比に非ず。而れども愚者の一得、或は賢者に收めらるるが如くんば、僕何ぞ知己に感激して益々瞽言を進めざるを得ん、而して寧んぞ幽囚之れ顧みるに足らんや。

僕向に私かに對策を作り、之れを公輔に致す。公輔蓋し亦これを座下に呈せしならん。僕の策私かに作る所と雖も、亦空言に非ざるなり。願はくは執事、公輔輩と反覆商量

(七) 本卷一三六頁對策一 道參照

せられ、用ふべきは之れを用ひ、用ふべからざるは更に策を下して之れを難じ、必ず鄙策を用ひて天下に施されんことを欲す。事務の本藩に急なるもの、蓋し三あり。銃陣を興すなり。航海の學を講ずるなり。港を開き商を通じ、兼て士をして海勢に習ひ針路を曉らしむるなり。凡そ此の三者は先づ之れを貴邑に試み、而る後之れを二國に施して、可なり。

(二) 長門・周防

銃陣の事、執事已に意あり。貴邑の士、又能く之れを遵奉す。而して來原良藏輩、之れを外に周旋し、事以て漸く緒に就く。

向に有隣貴邑に至り、策して曰く、「須佐は蓋し北濱の一名港なり、而れども船隻甚だ少なく、物資亦乏し。且つ防長は三面海に濱す、而も士人舟を操るを習はず。是れ海國の備を爲す所以に非ざるなり。如かず、大いに通商を開き、船隻を増し、物資を殖やし、港口より輸出し、士人をして之れを統領せしめんには。則ち亦富國強兵の資なり、必ず之れを施行せられんことを欲す」と。有隣自ら規畫する所あり。願はくは下執事に命じ、其の言ふ所を底し行ひ、其の成功を委責せられんことを。既に已に委

責して、或は成す能はざれば、更に他人を使ひて可なり、決して半途にして廢すべからず。

(二) ヨーロッパ・アメリカ

商船漸く増し、土貨漸く殖え、而して互市漸く盛んなれば、乃ち軍艦を造る。軍艦には必ず砲銃を備へ、士卒を充て、商艦は以て輜重に當つ。ここに於て歐羅・米利も、遠くして到るべからざることなし、而して朝鮮・滿洲は之れ言ふに足らんや。果してここに志あらば、航海の學、預め講ぜざるを得ず。而して此の學は世に未だ多く師あらず。輕卒に豐之助なる者ありて、頗る專攻するあり。願はくは執事引見し、其の蘊む所を叩き、且つ其の需むる所の器械書籍及び船隻を給し、責むるに其の學を興さんことを以てせられなば、其の學の興る、亦將に日あらんとす。

嗚呼、今日の急此くの如し、而して之れを爲すは固より容易に非ざれども、亦甚だ難きにも非ず、唯だ執事意を決し志を堅くし、之れを爲すに漸を以てせらるるに在るのみ。或は爲すべからざるあるも、方を改め人を易ふれば、尙ほ或は可なり。決して異論邪説の爲めに其の策を沮撓することなくんば、則ち必ず幹事の才あるもの起り、執

事の用に應ぜんこと疑なきなり。執事苟も然る能はず、漫然之れを爲し、汎然之れを試み、少しく滯礙あらば、乃ち遂に廢棄し、重ねて人の笑となるは、初めより之れを爲さざるの愈れりと爲すに若かざるなり。

有隣の説、清太も亦深く以て然りと爲す。今清太諷を請ふに因りて、附するに此の書を以てす。書盡す能はざる所あり、親しく清太と議せられなば、何の幸かこれに加へん。囚奴の妄言、重ねて聽覽を煩はす、悚栗に勝へず。寅二再拜して白す。

古箴の記 六月

勝間田翁人を使はして、一の古箴及び其の著はす所の記文一篇を寄せ示さる。曰く、「是れ都濃郡城氏の藏せし所にして、故大内氏の臣勝屋某戦死の遺物なり、子其れ之れに一言せよ」と。余把りて之れを観るに、器は誠に古樸にして、其の記は敘議兼ね盡し、復た手を措くべきものなし。之れを辭すること再三なれども、命を得ず。今茲三月、天子墨夷の事に感じ、勅を發して征夷を戒飭したまひ、四國の民、草莽の

(一) 勝間田盛稔、長藩士、維新後地方官たり、明治三十九年歿、年六十五
(二) 勝屋馬之允、久、陶晴賢に臣事す、弘治二年十一月、毛利將坂新五左衛門の討手と白砂河に戦ひて死す

微、皆微衷を效さんことを冀ふ。而るに當路の執權者、或は漠然として意と爲さず。

吾れ幽辱廢鋼、思を焦し慮を竭すこと數日、食と寢とに違あらず、何ぞ一の古箴に及ぶに暇あらんや。一夕客去りて燈地る、枕に就きて眠られざること之れを久しうし、

忽ちにして勝屋の事を思ひ、感慨泣下るものあり。陶賊其の主を弑するに方りて、他人の子を援きて之れを立て、以て舊將士を籠絡す。勝屋の死の如き、烈は則ち烈なれども、甘んじて賊の欺罔を受け、非義以て義と爲す、亦悲しむべきのみ。士の識なき

や、勝屋の烈と雖も、猶ほ非義に陥るを免かれず。當今の時に生れて、悠々泛々、大義の在る所を知らず、天子の勅、夷虜の驕、概乎これを不問に措く。甚しき者は風

流飲博、歳月を荒廢す。是れ亦勝屋の罪人なり。抑、城某は吾れ未だ其の人となりを知らず、然れども聞く民間の一富豪にして好事者なりと。苟に能く激昂し公に奉ぜば、

寧んぞ大義に惑ふに至らんや。翁の記に曰く、「古箴今は用つて花瓶と爲し、以て太平の戲玩を助く。尙ほ勝屋戦死の處の名を取りて、白沙河と曰ふ。勝屋義師を拒むと

雖も、桀の犬、堯に吠ゆ。固より英主の愍む所と云ふのみ」と。翁の論甚だ美し。故

(三) 陶晴賢其の主大内義隆を害し、豊後の大友宗麟の弟義長を迎へて大内氏の家督となし、晴賢自ら國政を行ふ
(四) 毛利軍をさす。毛利は主大内氏の復仇のために時の天子より勅許を得て賊臣陶討伐の師を起せしを以ていふ
(五) 仕ふる所の人に忠義を致すに喩ふ。鄭陽の獄中梁王に上るの書及び史記淮陰侯傳に出づ

に余復た道はず、姑く已に感ずる所を道ひ、城氏に贈り、併せて以て翁に問ふ。二十一回猛士記す。

周布公輔に與ふる書 七月五日

公輔足下、兩相交代し、賢材彙進す。而して足下最も要地に當る、誠に賀すべきなり。然れども僕未だ賀するに暇あらざるは、時事方に迫れるを以てなり。

昨、秋良生至り、縦に時事を論ず。謂へらく、當今幕府奉勅の誠、未だ天下に昭かならず。天下觀望し、士民惶惑す。加之、長崎は暗・墨の警ありて、禍變測られず。幸に本藩は新たに振興の機あり、今日に急とする所は、飛耳長目に如くものなしと。

秋良慨然として盛に大野の内山隆助・濱松の岡村貞次郎の事を稱道す。而して玄瑞近ごろ報ず、隆助巨舶に駕して、黒龍江に往かんことを謀り、桂及び己れを誘ひて去らんと欲す、其の志大にして、之れを運らすに才を以てすと謂ふべしと。秋良曰く、「貞次は年二十六、邸守を以て大坂に據り、銃礮を以て門生を教導す。其の徒千人、又姻

(一) この年六月二十六日、行相浦親貞と國相益田彈正と交代す。
(二) 行相府右筆役に於て手元役に參ず。
(三) 秋良敦之助。國相浦親貞の臣にして勤王正議の士〔關傳〕。
(四) 能く遠きを見聞する耳目、管子に「一に曰く長目、二に曰く飛耳」と明かに千里の外隱微の中を知ると出づ。
(五) 越前國大野郡にあり、土井能登守四萬石の封地。
(六) 桂小五郎〔關傳〕。

(七) 久坂玄瑞

(八) 所謂問牒のこと
(九) 齋藤彌九郎。劍客にして其の塾には長藩の子弟多く留學し、桂小五郎の如きは其の塾頭代理となる。
(一〇) 藩の命令書

を京紳に連ね、具さに其の密議を獲。其の人敏捷、決機明決、此の間の人士に未だ其の比を見ざるなり」と。僕二子の名を聞くこと熟せり。日下の書及び秋良の説を獲て、心是れが爲めに頗る動く。誠に此の徒を收めて吾が用と爲すときは、當今の事、策すべきなり。然れども隆助は一藩の家老たり、又將に去りて遠邊に往かんとす、遽かに其の用を得難し。而れども桂生相知ること甚だ深し、更に日下生をして交を結ばしめば、猶ほ其の粗を得ん。獨り貞次は大坂を以て常居と爲し、四方に交通す。吾が藩咨問相繼ぎ、收めて吾が間と爲すは、政府の一處置に在るのみ。且つ銃礮の一科は今日の最急務と爲す。少年の俊秀十數人を遣はして、常に其の塾に留むること、江戸の齋藤塾にて劍を學ぶの事例の如くせば、則ち國家多事の際、大小必ず益する所あらん。然れども事固より輕しく議すべからず。頃ろ高杉暢夫將に東遊せんとす。暢夫は年少にして志あり識あり。伏して願はくは政府熟議し、一黃紙を降し、暢夫をして坂に留まること一月、貞次に從ひて遊び、其の人物を品題せしめ、且つ上吾が士を遣はし其の塾に留め、利害得失の状を議せしめんことを。是くの如くなれば則ち貞次の人と

なり益、詳かに、暢夫の交を締ぶも亦泛然はんぜんならず、而して其の蘊を得ん。僕謂へらく、亦才を愛するの一籌なりと。

(一) 赤川淡水、松陰の友人「關傳」

桂・赤川(二)の兩生は各、遊學すること數年なり、思ふに當に益を得ることあるべし。遊學して得ることあらば、乃ち歸りて國に事ふる、是れ志士の常なり。兩生の如きは、急速に召還し、これを國用に供する、是れ政府の務なり。或ひと曰く、「渠れ年少、何をか能く爲さん」と。僕謂へらく、誠まことに今の繩墨をして之れを束縛せしめんか、老成歴練の人と雖も亦爲すある能はず、況や年少渠れが輩の如き者をやと。僕ここを以て渠れが輩の官に就き職を執るを欲せざるなり。唯だ特に其の繩墨を寬にし、其の束縛を解き、其れをして時を以て書院に進講し、書樓に請對し、或は大臣執政に謁見して時事を縱論し、退きては則ち志士を會聚し、或は學校に登りて諸生と論議し、或は諸郡を往來して住士居民の美惡勤惰を觀、從つて之れが警策を加へ、務めて其の意に適從せしむれば、事爲さざるなきなり。其の偷惰とうだを激勵し、壅蔽を疏決し、隱然として國家の鬱茂を成すこと、蓋し淺鮮ならざるなり。若し夫れ飛耳長目の策は、僕の聞

知する所を以てするに、上國及び江戸・長崎に各、遊學生あり、明令一下、責むるに政府の意を以てし、優するに急報の資を以てすれば、書手を備ひ、驛丁を賃す、遊學生常に其の資なきに苦しむ四方の事、日に政府に聚まりて絶えざるなり。伏して熟議を祈る。勿々不盡、寅白す。七月五日

(三) 杉藏を送る敍 七月十一日

(二) 入江杉藏、名は弘毅、字は子遠。野村和作の兄にして共に松陰愛弟子「關傳」

胥徒杉藏、飛脚を以て歸る。歸りて數日、復た又途に上る。杉藏は胥徒の微を以て、慨然天下の事を談ず、急遽造次にも猶ほ能く吾が徒に従ひ、議論を上下し、び妮々として倦まず。其の志亦奇なり。而して其の説も亦頗る吾れと同じうす、吾れ深く之れを喜ぶ。然れども是れ皆讀書人の習氣、何ぞ甚しく貴ぶに足らん。吾れの甚だ杉藏に貴ぶ所のは、其の憂の切なる、策の要なる、吾れの及ぶ能はざるものあればなり。當今幕府の心は、路人も知る所、諸侯の、府下に在りて其の策を爲す、亦難し。況や吾が世子(三)獨り府邸に留まり、侍衛の番士、下は銃槍の輕卒に及ぶまで、百人なる能はず。一旦變起らば何を以て此れに處せん。是れ誠に憂ふべきなり。而るに敢へてこれ

(三) 毛利敬親の後嗣定廣即ち後の元徳

を憂ふるなし。唯だ杉藏のみ是れ策し是れ憂ふ。余因つて謂つて曰く、「士卒百人、獨り浩流の中に立つ、沈まざれば則ち漂はん。然れども天下の諸侯亦正論の者あり、豈に獨り我れのみならんや。忠孝節義と雄才大略の者とは、或は刀筆に隠れ、或は技藝に隠れ、或は市井田野の間に隠る、亦獨り我れのみならんや。勅旨を奉じ、胡塵を清む、吾が志一たび定まりて、沈まず漂はざれば、其れ必ず來り助くる者あらん。而るを況や吾れ往きて之れを求むる、其れ寧んぞ應ぜざる者あらんや。人歸して天與す、百人固より以て千萬人を得べし、而ち何ぞここに難からん」と。杉藏亦深く之れを然りとす。余乃ち告げて曰く、「當今の江邸、長井は世子番頭たり、來島は大檢使たり、皆有志の士なり。桂・赤川・日下と無逸・無窮とは、高下深淺、各、自ら同じからずと雖も、要は皆智識あり、順逆を知る。是れ皆杉藏の熟知する所なり。而して高杉・尾寺も亦東行の志あり。且つ聞く、近ごろ江邸に會約あり、一月數次、志士を湊合し、各、其の聞知する所を竭すと。然らば則ち何ぞ吾が言を待たん」と。吾れ幽囚廢鋼、爲すある能はずと雖も、近ごろ恩旨を蒙り、建言諱まざるを允さるるを得た

(一) 長井雅樂
(二) 來島又兵衛
(三) 桂小五郎・赤川淡水・久坂玄瑞
(四) 吉田榮太郎・松浦龜太郎
(五) 高杉晉作・尾寺新之允

れば、其れ徐ろに具して之れを奉らん。杉藏往け。月白く風清し、飄然馬に上りて、三百程、十數日、酒も飲むべし、詩も賦すべし。今日の事誠に急なり。然れども天下は大物なり、一朝奮激の能く動かす所に非ず、其れ唯だ積誠之れを動かし、然る後動くあるのみ。七月十一日

前田手元に與ふる書 七月十二日

寅白す。昨、中谷正亮の大坂・京師の二書連なりて至る。大坂の書に稱す、墨船神奈川に至るや、幕府乃ち堀田及び永井・井上・岩瀬の諸員をして應接官たらしめ、且つ命あり、魯・暗諸國の繼いで至るありと雖も、皆宜しきに隨ひて應接せよと。僕固より已に征夷の勅に違ふを疑へり。京師の書を得るに及んで、乃ち曰く、去冬の墨使の假條約は六月二十一日を以て調印せりと。勅旨の禁ぜし所、假條約に非ずや、今既に已に調印せり、復た又何をか説かん。天下の事一朝にしてここに至る、由つて來る甚だ久しと雖も、有志の士、安んぞ驚惶して膽を破らざるを得んや。前田君足下、以

(六) 國相府手元役前田孫右衛門、名は利濟、字は致遠、陸山と號す。正義派の領袖たり
(七) 通稱松三郎。名は實之、字は實卿。松陰の命名に係る。第四卷三四九頁参照
(八) 閑老堀田正睦・勘定奉行永井尚志・下田奉行井上清直・日附岩瀨忠震
(九) 實は六月十九日

て何如と爲す。士の氣節あるは、これを平日に視るに非ず。必ずや變に臨みて撓たふまず、死を守りて懾おそれず、乃ち其の氣節を見るのみ。國の定論あるも、亦これを無事に視るに非ず。必ずや天下潰亂し、正義鬱塞して、乃ち其の定論を見るのみ。今幕府明々勅に違ひ、罪天地を塞ぐ。天下の諸侯、想ふに當に雷同阿附して、是非を顛倒し、犬羊を拜して皇帝と爲し、至尊を辱しめて寓公と爲し、自ら以て計を得たりと爲すべし。是れ悲しむべきなり。噫、夫れ士節の顯晦、國論の定否、其れ今日に在るなり。僕幽囚せらると雖も、素より氣節を以て自ら任ず。前田君足下、政府の議論果して何れにか定まる所ぞ。僕の區々、反復思惟す、當今の諸侯宜しく、勅旨是れ視、其の他を問ふことなかるべしと。向に側はたかに聽く、大臣連署して建白する所ありしも、適、君公江戸の事を竣をへて還り、事及ばざりきと。僕因つて謂へらく、大臣更に一の正義を建て、これを君公に請ひ、以てこれを幕府に上れ。曰く、「勅旨を遵奉するは天下の公義なり」と。幕府或は以て然りと爲さざれば、吾が藩直ちに天子に請ひて事を決せん、決して阿同する能はざるなり。ここに於て書を朝廷に上り、其の處分を

受く、是くの如くして幕府以て叛と爲し、不義の兵を加ふれば、士死して國滅ぶも、道に於て何の不可か之れあらん。然れども吾が志一たび定まらば、天下の人心翕然として歸向せん。幕府決して妄りに兵を加ふる能はざるなり。然らずして姑息因循、利害を計較し、幕府勅に違へば、則ち幕府の議是なりと曰ひ、幕府虜を拜せば、則ち征夷の策當れりと曰はば、日又一日と淪胥あひひきわて以て亡びん。則ち氣節安あづくにか在らん、國論安くにか在らん。然るに今天下の諸侯、比々皆然り。試みに百世の後より之れを見ば、其れ果して何如と爲す。伏して願はくは此の議を持し、これを大臣に請ひ、これを君公に獻じ、大いに國中に令して以て國論を定め、氣節の士をして徒らに憤懣して死せしむることなかれ。是れ天下の公義なり、百世の定論なり。寅白す。未既。七月十二日

附白

僕更に一書を作りて周布公輔に與へんと欲す。然れども事甚だ急迫し、一日も緩うすべからず。願はくは此の書を轉示し、以て其の意何如を視られよ。至々囑々。

大義を議す 七月十三日

墨夷の謀は神州の患たること必せり。墨使の辭は神州の辱たること決せり。ここを以て天子震怒し、勅を下して墨使を絶ちたまふ。是れ幕府宜しく踏躓^{しゆくしゆく}遵奉^{しんぷん}之れ暇あらざるべし。今は則ち然らず、敖然自得、以て墨夷に詔事して天下の至計と爲し、國患を思はず、國辱を顧みず、而して天勅を奉ぜず。是れ征夷の罪にして、天地も容れず、神人皆憤る。これを大義に準じて、討滅誅戮して、然る後可なり、少しも宥^{ゆる}すべからざるなり。

近世功利の説、天下に満ち、世を惑はし民を誣ひ、仁義を充塞す。或は大節に遇ふも、左右の狐鼠、建明する所ある能はず。違勅の國賊を視るに、猶ほ強弱勝負を以て説を立て、斷然其の罪を鳴らして之れを討つこと能はず。甚しき者は桀の逆を助け、紂の暴を輔けて、自ら以て計を得たりと爲す、甚だ悲しむべからずや。試みに洞春公^(一)をして今日に生れしめば、其れ之れを何とか謂はん。夫の陶賊^(二)は特だ其の主^(三)に叛けるのみ。

(一) 毛利元就
(二) 陶晴賢
(三) 天文二十年其の主大内義隆を害す

洞春公猶ほ且つ聽かず。今征夷は國患を養ひ、國辱を貽^{おこ}し、而して天勅に反き、外夷狄を引き、内、諸侯を威す。然らば則ち陶なる者は一國の賊なり、征夷は天下の賊なり。今措きて討たざれば、天下萬世其れ吾れを何とか謂はん。而して洞春公の神、其れ地下に享けんや。

義を正し道を明かにし、功利を謀らず。是れ聖賢の教たる所以なり。勅を奉ずるは道なり、逆を討つは義なり。公侯夫士、生れて此の時に際^あひ、苟も道義に違ふことあらば、猶ほ何の顔面ありて聖賢の書に對せんや。士大夫の志たる、死生甚だ小にして、道義甚だ大なり。道に違ひ義に戻り、徒爾^{とと}に生を偷む、何の羞恥かこれに加へん。乃ち國家と雖も亦然り。不道不義、以て一日の存安を謀るは、君臣上下、義に仗^たり道に徇^{したが}ひ、以て始終を全うすると孰^{いづ}れぞや。

然りと雖も、英雄の事を謀るや、未だ必ずしも利害を計較せずんばあらず。事義にして利に合^{かな}はざるときは、固より將に之れを爲さんとす。況や事已に義にして、又利に合ふ、何を憚つてか爲さざる。當今幕府の謀、蓋し諸侯を疑ふこと墨夷に過ぐ、而し

て墨夷を畏ること諸侯より甚し。謂へらく、諸侯を役して墨夷を討つも、墨夷未だ滅すべからず、而して諸侯去らん。墨夷を假りて諸侯を制せば、諸侯制し易し、而して墨夷未だ必ずしも叛かずと。是れ征夷の謬計なり。今諸侯は坐して征夷の爲すに聽せ、而して少しの異忤をも爲さず、其の禍の底止する所、其れ寒心すべきのみ。今日吾が藩斷然として大義を天下に唱へ、億兆の公憤に仗らば、征夷固より内に孤立し、而して墨夷も亦外に屈退し、皇朝の興隆、指を屈して待つべきなり。然れども其の初めに當ること、蓋し憂々乎として難きかな。而して一二難の後は、復た甚だ難からざるなり。吾れ切に恐る、當路の君子、一二難の忍ぶ能はずして、大義を忘失し、征夷と其の亡を同じうせんことを。故に今日の務は大義を明かにするに在り。

大義已に明かなるときは、征夷と雖も二百年恩義の在る所なれば、當に再四忠告して、勉めて 勅に遵はんことを勸むべし。且つ 天朝未だ必ずしも輕しく征夷を討滅したまはず、征夷翻然として悔悟せば、決して前罪を追咎したまはざるなり。是れ吾れの 天朝・幕府の間に立ちて、之れが調停を爲し、 天朝をして寛洪に、而して幕府

をして恭順に、邦内をして協和に、而して四夷をして懾伏せしむる所以の主旨なり。然れども天下の勢、萬調停すべからざるものあり、然る後之れを斷ずるに大義を以てせば、斯すなはち可なり。

當今吾が藩は君臣明良にして、大義赫々、復た是れ等の議を煩はさざるなり。然れども寅の身幽囚に在りて、廟議を聞くことを得ず、ここを以て叮嚀こゝ此に至る。伏して惟ふ採察せられんことを。

七月十三日

吾れの國家に建白するや、極めて機密なりと雖も、極めて急遽なりと雖も、未だ嘗て稿を存せざんばならず。謂へらく、機密の策、急遽の事、成らば則ち功あり、敗れば則ち罪あり。萬一爲すべからざれば、則ち請ふ此の卷を携へ、身を以て罪に當らんことを。幸にして事ここに至らざるも、亦以後人の稽攷に資するに足ると。是れ稿を存するの本意なり。而るに口羽徳祐(一)以て然りと爲さず。其の意を察するに、文を以て之れを視、余を咎むるに國事を以て文料と爲すものの如し。嗚呼、人の心

(一) 名は親之、又は通琦、枇杷山人又は杷山と號す。長藩高祿の士にして文學才氣あり。當時年二十五歳、松陰と意氣投合す。安政五年八月、寺社奉行となり、六年八月歿す。

〔關傳〕